

1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について (議会質問に反映)

- (1) 福祉防災について
- (2) 防災教育について
- (3) 地域防災について
 - ① コミュニティ防災
 - ② マンション防災について
 - ③ 防災訓練について
 - ④ 地域防災力を高めるために
- (4) 過去の震災・被災地の教訓について
 - ① 地震災害史・過去の地震の教訓に学ぶ
 - ② 過去の震災教訓に学ぶ
- (5) 復興・事前復興について
- (6) 広域避難について
- (7) 災害復興制度等について
 - ① 災害復興制度について
 - ② 災害ケースマネジメントについて
- (8) 南海トラフ地震対策について
- (9) 火災防災について
- (10) 交通機関事故災害について
- (11) その他

2 生きづらさ・働きづらさの課題の調査研究について (議会質問に反映)

- (1) 生きづらさについて
 - ① 生きづらさについて
 - ② 虐待予防について
 - ③ 精神に障がいのある方への医療費助成について
 - ④ 難病患者への支援について
- (2) 働きづらさについて

3 反戦・平和の課題の調査研究について (議会討論に反映)

- (1) 自治体の軍事利用について
 - ① 特定利用空港・港湾について
 - ② 米軍機駐留問題について
- (2) 戦後80年と平和憲法について

- (3) 脱原発・核廃絶について
- (4) その他について

4 医療・福祉問題の調査研究について

- (1) マイナ保険証について
- (2) 県内医療・福祉体制について

5 人権尊重・差別解消の調査研究について

(議会質問に反映)

- (1) 人権問題について
- (2) ジェンダー平等について

6 教育・子育て支援政策の調査研究について

- (1) 教育について
- (2) 子育て支援について

7 大阪・関西万博の調査研究について

8 交通安全問題の調査研究について

(議会質問に反映)

9 地域の課題の調査研究について

10 県政課題の調査研究について

(議会質問に反映)

- (1) 知事の県政運営の姿勢について
- (2) 消防広域一元化について
- (3) 参与職のあり方について
- (4) 県立施設の指定管理問題について
- (5) 県民体育館の再整備について

11 その他の課題の調査研究について

1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について (議会質問に反映)

(1) 福祉防災について

7月7日「個別避難計画づくりで日頃の見守りを」

2018年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方を含む全国的に広い範囲で発生した、台風7号および梅雨前線等の影響による集中豪雨を私たちは西日本豪雨と呼びますが、あれから7年目の7月7日です。

死者が263人、行方不明者8人で特に多かったのは広島県(114人)、岡山県(64人)、愛媛県(27人)の3県となっています。

そして、犠牲者の多くが高齢者で、自力で避難が難しかったり、情報が伝わらずに逃げ遅れたりしたことが一因とみられており、いわゆる避難行動要支援者への支援の大切さが浮き彫りになったことを忘れるわけにはいきません。

この教訓から、2021年改正の災害対策基本法で、自力避難が難しい人の避難手順をまとめる「個別避難計画」の策定が自治体の努力義務となって、市町村が作る「要支援者名簿」に基づいて個人単位で作成し、最寄りの避難所や支援者などを記載することとなりました。

しかし、その策定状況も全国の自治体では、まだまだ進んでおらず、本県においても県下全体では39.9%、高知市では37.4%に止まっており、これが津波浸水エリアでは、高知市は15.8%となっています。

近年は本人が日常的に利用している介護や障害者サービスの利用計画と一緒に災害時の個別避難計画を作る動きが広がっているが、その計画を、いざという時に動いてくれる地域住民と共有し、避難の具体策の検討や訓練を行う自治体もあるといわれています。

高知市なども、そのようにして策定されている場合もあるが、そのために大切なのは、手助けを必要とする人々と地域が平時から積極的につながりを持つことであり、どんな支援が必要か、積極的に話し合える機運を地域で高めてい

くことが求められています。

昨夜のマンション防災会の定期総会で、この課題について議論する中、策定したもののいかに計画の実効性をあげていくことが大事かとの議論もされ、改めて平時からのつながりづくりを検討していきたいとの意見が出されました。

7月11日「観光×防災×福祉」

今朝の高知新聞にも記事がありましたが、9日の午後から、「令和7年度高知県バリアフリー観光防災セミナー」に参加させていただきました。

高知県では、災害発生時に障害のある方を含む本県を訪れている方が円滑に避難できる受け入れ環境の整備に取り組んでいます。

今回のセミナーでは、沖縄県でバリアフリー観光防災に取り組まれているNPO法人バリアフリーネットワーク会議の親川修氏を講師にお迎えし、「沖縄市におけるバリアフリー観光防災について」と題して、バリアフリー観光防災の考え方や取り組みについて講演頂きました。

▼自助と共助をどうつなぐのか。そこに障害があった時、どうするのか。福祉で得た情報を観光に提供することは大事なことです。

▼何かが起きたときに置いていかれてはならないからこそ、障がいのある方たちを安全に避難させる『逃げるバリアフリー』の大切さを確認すること。

▼『入りのバリアフリー』は徐々に進んでいるが、『出口のバリアフリー』の改善は進んでいるのか。安心と安全は、すべての人に公平に確保されなければならない。観光地の要援護者には外国人も含まれる。

▼災害に対する心構えとして、最善と最短を常に考える。宿泊施設や公的な施設では、利用者・宿泊者は健常者だけではないということの想定をし、訓練には当事者を参加させること。

▼『入り口』も『出口』もバリアフリーであるところこそ、真の観光地である。

など、しっかりと受け止め、具体化に繋げなければならないことを沢山学ばせて頂きました。

7月13日「要配慮者の避難の在り方」

7月9日に、災害時の要配慮者の避難生活のあり方について検討する「第2回 要配慮者の

避難の在り方検討会」の傍聴をしました。

この検討会は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）の心身の健康状態の悪化を防ぐため、適切な避難先の確保等、具体的な避難対策について議論するための検討会で、昨夜の議題は「高齢者の避難生活支援について」であり、議論で目指すところは、「具体性のある福祉避難所への想定避難者数及び福祉避難者受け入れ可能人数」を算出しようとするものです。

「議論のゴール」としては、福祉避難所が限られる中、要配慮者の健康や要介護度の悪化を防ぎつつ、安全な避難場所を確保するため、要配慮者の属性ごとに避難生活を送る対象者の目安を示すこととしています。

①避難所ではなく、病院や社会福祉施設への移送が必要な人②福祉避難所への避難が必要な人③一般避難所の福祉スペースで生活可能な人などの属性ごとにどうあるべきかなどが検討されていました。

お聞きしていて、令和3年5月「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されているが、例えば福祉避難所への直接の避難の促進など改定内容が踏まえられた議論になっているのか。

また、執行部の説明の中でも度々使われていたが、今は「井勘定の把握」と言う現状で、その曖昧さがこれから議論する上での前提において、委員の方々との齟齬が生じているのではないかな。

さらに個別避難計画との関係等についての議論もこれから重要になってくるのではと考えさせられることが多くありました。

いずれにしても、この議論はまだ緒に就いたばかりと言わざるを得ませんが、議論を加速化しないと高知での「災害関連死」は回避できない事になるのではないかなと思ったところです。

3月3日「要支援者も誰もとり残さないご近所さんと家族のためのみんなで助かる防災」

18時30分から下知地区減災連絡会女性部会が開催する「要支援者も誰もとり残さないご近所さんと家族のためのみんなで助かる防災」の

テーマで、下知地区がずっとお世話になってきた湯井恵美子さん(福祉防災コミュニティ協会理事・福祉防災上級コーチ)が講演されました。

主催の女性部会の皆さんが心配されていた参加状況を大きく上回る会場いっぱいの皆さんで大いに盛り上がりました。

災害から、みんなで助かるために、何ができるのか。

講師のお話に、しっかりとうなずいたり、メモを取ったり、講師と目があって質問されたり、はじめての参加の人には、とっても気づきの多い学びになったことだと思います。

私も湯井さんのお話は度々聞かせて頂いていますが、毎回新たな気づきがあるお話でした。

最後には、参加者全員が改めて、お家に帰って何から取りくむのかそんな決意も報告しあいながら、次に会ったときにはそのことができているか点検し合いましょうと言うことになりました。

(2) 防災教育について

9月23日「3. 11を学びに変える」課題と向き合い続けなければ」

宮城県の元中学校教諭佐藤敏郎先生のお話を初めて聞かせて頂いたのは、2017年潮江中学校でのことでした。

2022年には、次女を亡くされた大川小学校で語り部としての佐藤先生から現場でお話を聞かせて頂きました。

そして昨日は、令和7年度高知市社会福祉法人連絡協議会災害対策連携部会主催研修会「3. 11を学びに変える」と題して聞かせて頂きました。

宮城県女川中での被災後、深い悲しみの中にいた中学生達が、素直な気持ちを無理して心の中に閉じ込めておくのではなく、今の素直な気持ちをコトバに紡いでみることで俳句作りの授業をされた中から、ご紹介頂いた紡がれたコトバと向き合い続けなければと思わされました。

「夢だけは 壊せなかった 大震災」「みあげれば がれきの上に こいのぼり」大川小で、「救えた命」「救わなければならない命」「救

いたかった命」を救えなかったことから考えなければならないことは何か。

大川小では、助かるための手段も情報も知っており、時間もあったが、「いくら避難や救う条件としての時間や手段、情報があっても、組織として意思決定できず避難ルートの判断ミスをするのではなく、判断や行動につながるような普段からの意識が大切」であることも突きつけられました。

3年前に、議会の出張で大川小学校で語り部をされていた佐藤先生からお話を伺ってきたことを、下知で話す機会があるたびに伝え続けたいと思っていることがあります。

「裏山が命を守るわけではない。裏山に逃げる判断、行動が命を守ることである。」という佐藤先生の言葉を下知に置き換えて「津波避難ビルが命を守るわけではない。津波避難ビルに逃げる判断と行動することが命を守ることにつながる」と伝えさせてもらっています。

今日は、その判断と行動のスイッチを押すためにはどうするのかということを3. 11からどう学ぶのかと質問させて頂きました。

先生が、講演の中で言われていた「防災とは、ただいまを言うことです」「行ってきますと出かけたら、必ずただいまを言う」「それが毎日続いてほしい」ということが、津波避難ビルに登って命を守って「ただいま」を言うことなのだと教えて頂いた様に思えます。

先生が紹介してくれた静岡県沼津市のサッカーチームの子どもたちが、「津波の次の日も、このメンバーでサッカーをしたい」と言われたが、当たり前のことを次の日も続けることが防災なのだというに通じると思われました。

みんなで助かって喜ぶ未来。

ハッピーエンドから逆算する希望の防災。

子どもたちと一緒に考えたいお話ばかりでした。

(3) 地域防災について

①コミュニティ防災

4月6日「お花見防災」

絶好のお花見日とで、満開の桜のもと、お花見しながら、赤ちゃん連れのママさん、パパさんにちょこっと防災の話をさせて頂きました。

企画は、下知消防分団員の西森さんが代表を務める「kidszou」の交流講座です。

4組のママさん、パパさんに、花見をしながら和やかに防災を意識してもらえればとの思いで伝えさせて頂きました。

前半30分が私で、後半30分は四国4県で赤ちゃん連れ親子防災、子育て支援者向け講座を行われている防災士でベビーウェアリングコンシェルジュをされている松原香奈美さんでした。

松原さんは、私などと違って、優しく分かりやすくママさんパパさんの視点で語りかけられており、私も随分と学ばさせて頂きました。

会場の交通公園は、ご家族連れの花見客で一杯で、隣のグループの方から「坂本さん、こんなところでも防災の話をされているんですか」と声をかけられたりもしました。

終わるやいなや、地元町内会のお花見にかけつけましたが、青柳公園の桜も一番の見ごろとなり、町内会の70人強の皆さんが参加して大いに賑わいました。

今回は、下知地区減災連絡会の二葉町以外の町内会や防災会からも参加もありました。

やはり、皆さん口にされていたのは、「こんな交流が絶対災害の時にも役に立つ」ということでした。

テント組立なども防災備品のチェックになりますが、私は、午前の部があり、準備がお手伝いできませんでしたので、片付けだけでも手伝わせて頂きました。

皆さん、結構出来上がっていたのですが、終了後30分で全て片付けが済みました。

「土手の花見」ではありませんが、お花見は地域防災力の向上に繋がることを実感されている方が多いです。

6月26日「災害への備えで求められるご近所づきあい」

株式会社マクロミルという調査会社が全国20万人を対象とした防災意識調査「マクロミル・チャリティーアンケート」を実施し、その都

道府県別結果も発表されました。

この調査は、今後起こり得る災害に備える一助となることを目的に、生活者の防災意識を調査によって可視化する取り組みで、全国20万人を対象として2024年より開始し、今年で2回目だそうです。

今回の調査では、南海トラフ臨時情報の発令地域においては、防災意識の高まりが「非常用持ち出し袋の準備」や「避難経路の確認」といった自助行動を強く後押ししており、具体的なリスクが可視化されたときに、人々が素早く自己防衛に動く傾向を裏付けているようです。

一方で、「災害時に頼れるご近所づきあい」ができていると答えた人は相対的に伸び悩んでおり、地域の共助体制には依然として課題が残っています。

共助は効果が見えにくく、日常生活では優先順位が下がりがちなようです。

そして、時間的・心理的な負担が大きく、人間関係への気遣いも伴うため、忙しい都市生活のなかでは後回しにされやすい構造があると考えられるとのこと。

そのような中で、「災害時に頼ることができるご近所づきあい」の準備状況については、2025年都道府県別ランキングで第1位の宮城県であっても31.5%に留まっています。

昨年と比較した伸長ランキングを見ると、高知県、宮崎県、大分県といった南海トラフ臨時情報対象地域がトップ3を占めるも、共助への意識は自助に比べて低い傾向です。

高知県は、伸び率が4.5ポイントと全国でもっとも高くなっているが、26.1%と決して上位ではありません。

私たちも、「コミュニティのつながりの強化」を呼びかけ、共助の備えを平時にどれだけ取り組んでおくか、そして、そのことが「災害時に『も』」助け合いの強みを発揮できると言ってきたが、まだまだであることの分かる調査結果となっていました。

②マンション防災について

6月1日「マンション再生は日頃のコミュニケ

ーション」

5月23日に、老朽化が進むマンションの再生を促すための改正法が、参議院本会議で可決、成立しました。

手続きに必要な住民の決議に関する要件を緩和し、建て替えや売却を促進するための法改正が、来年4月から施行されます。

現在は、マンションの建て替えには「区分所有権」を持つ所有者の5分の4以上の賛成が必要でしたか、改正により、耐震性の不足など一定の要件を満たす場合は、割合を4分の3に引き下げられ、建物・敷地を売却したり、取り壊したりする時は原則全員の同意が必要だったが、4/5以上の賛成でできるようになります。

そんな中で、昨夜の私の住むマンション管理組合の総会では、災害時に共有部分を緊急的に保全を図るために、自主防災会の議論で理事会から提案して頂いた規約改正で4分の3の賛成をえる議案を可決させるため、総会最中にも出席を求めるため、部屋のインターホンを鳴らし続けて下さる方がいました。

採決時点で、委任状や議決権行使も含めて4分の3に達して、可決しました。

そうやって可決に尽力して頂いた方に、「お手数かけました。ありがとうございました。」という、その方は「せっかく坂本さんたち防災会の役員の皆さんが、考えてくれた災害時のための規約改正案だから、何とかとおしたかった。」と言ってくれました。

昨夜の総会が、終わったのが22時半、議論がいろいろありましたが、築後36年を経過したマンションは建物も老朽化するし、区分所有者も高齢化する中で、安心して住みやすくなるためには、年一回の総会や数回の理事会だけでなく、日頃のコミュニケーションの大切さを改めて考えさせられた総会になりました。

6月17日「マンション防災でのトイレ問題」

私たちのマンション防災会は、結成して20年目を迎えますが、昨年来、2017年に作成した「南海トラフ地震対策・津波避難防災マニュアル」の改定検討をする中で、「災害時のトイレ使用マニュアル」、コロナだけでなく「感染症対策」と「在宅避難」の視点と最新の情報

などを取り入れる必要性を確認してきました、

しかし、マンションの場合、これまでの学習会の中から、地震後の排水機能の確認が課題になり、トイレの問題をはじめとした排水の問題に大きな影響を及ぼすこととその対応について、どこまでマニュアルで言及するのかについて懸案課題となりました。

マニュアルに書き込むだけでは、啓発の域を出ず、協議した結果、規約改定などを踏まえ、一定の規制に根拠を持たせることとしました。

その後、マンション防災計画策定の際に助言頂いたMALCA(一般社団法人マンション防災協会)のご指導を仰ぎ、管理組合に規約及び使用細則の改定を求め、総会では3/4以上の賛成を必要とする特別決議で管理規約と使用細則を改定して頂きました。

災害関連死を防ぐために必要とされる「TK B48」とは、避難所・避難生活学会が提唱する防災コンセプトで、災害発生から48時間以内に、被災地へ「T:トイレ」「K:キッチン」「B:ベッド」を迅速に届け、被災者の尊厳と生活の質を守ることを目的とした取組が能登半島地震以来加速化されています。

その意味でも、今回規約改正まで行った被災時のトイレを始めとした排水問題の規制をそれぞれが自分事として意識し、備えの動機づけと促進を図るため、非常用トイレセットを20周年記念事業の一環として全世帯に配布することを提案することとしました。

今までも、自助の取組として提案してきましたが、ご高齢の方の中には、どこで買えばいいのかわからないとのことで備えられていない方もいたりします。

2月16日「マンション防災会で災害時の排水の危険性について学ぶ」

15日午後からサーパス知寄町I自主防災会の防災講習会の準備をして、午後3時から「地震災害時の排水の危険性を知って備える」のテーマで、始まりました。

日曜日の午後でしたが、20人の方が参加頂き、まず座学で「マンション周辺で地震災害時に発生する被害」「地震被害時における排水によるトラブル」「マンションの排水設備等の概

要」「地震後の排水設備の損傷調査のポイント」「住民でできる調査の内容・手順(実体験)」「地震後の対応」などについて、学びました。

その後、敷地内で上階のトイレから流した水がどのように流れていくのか、また、端末マンホールなども確認したりと実践も伴う学習で、参加者からはいろいろと質問も出されていました。

災害時のお互いの協力が必要なことを確認するなど、平時から大事な共助の取り組みについても要請させて頂きました。

参加者同士で、高齢者の方を介助する光景も見られる中、「同じ階やき、困ったことがあったらいつでも言うて」と声もかけられていました。

今日の防災講習会の大きな成果の一つかもしれません。

3月16日「防災訓練でつながるマンションコミュニティ」

15日は、マンション防災会の避難・防災訓練を行いました。

10時からの一部は、津波避難で低層階の方は、上階に避難、上階の方は各エレベーターホールで避難誘導係の安否確認を受けるというものでした。

外出された方などもいて、安否確認された方は45.6%に止まりました。

今回は、車椅子で参加された方もいて、避難介助に近隣の方に出向いてもらいました。

例年より若干少なかったせいか、全ての階から災害対策本部にランシーバーで連絡が入り終えたのは、地震発生から20分後でした。

その後は、第二部で消防通報・初期消火・水消火器使用訓練を行い、6階の部屋から出火した想定で行い、同階の方二人が消火器を持って駆けつけ消火に当たる行動を取り、参加者は全員で水消火器の使用体験を行いました。

終了後には、東消防職員から講評を頂き、出火した際の心構えについても指導頂きました。

第三部は、今年備えた発電バッテリーとソーラー充電器の使用紹介、避難行動要支援者の避難支援の際に使用するエアマット式担架などの使用方法、エレベーター内の防災チェアの備蓄

品と簡易トイレとしての使用方法などについて説明しました。

また、先日も防災講演会で取りあげた災害時の排水をしないルールの必要性と協力依頼などを行いました。

2時間弱の訓練でしたが、それほど寒くならず、無事行うことができました。

防災会役員の方をはじめ、運営に関わって頂いた方15人ほどが最後の片付けまで、協力頂き無事終えることができました。

また、参加者の中から、LINEのオープンチャットを活用して、LINE上で行う安否確認のシステムを検討してくれている報告も受け、心強い限りです。

ここ数年待ち望んでいた支援システムが、防災会メンバーの発案でできるなんて、やはり人材のつながりの大切さを感じさせられた日になりました。

③防災訓練について

6月2日「県総合防災訓練で防災関係者の顔の見える関係作り」

1日は、令和7年度高知県総合防災訓練に参加してきました。

訓練会場の高須浄化センターのグラウンドでは、地域防災フェスティバルも開催されており、多くの県民の皆さんが様々な展示ブースで防災について学んでおられました。

地域防災フェスティバルに展示されていた本県では配備がされていないモバイルファーマシー(移動薬局)などは愛媛県から来て頂いてましたが、本県でも急ぎ配備される必要があることを痛感させられました。

これは、日常的には、中山間地や薬局過疎地での活動にも役立つのではないのでしょうか。

トイレトレーラーにも多くの皆さんが関心を示されており、本年度から高知市以外に高知県での5台、市町村には10台などが配備され、全国のネットワークで活用されることが期待されています。

トイレに関する様々な展示ブースがあり、能登半島地震でのトイレの大事さについて関心が

高まっていることも特徴ではなかったかと思います。

また、滅灯した信号機を電気自動車を使って復旧させる訓練も目新しく感じました。

いずれにしても、様々な支援協定団体等が協働して活動することを通じて、顔の見える関係づくりの場になっているのも大事なことでないかなと思いました。

10月26日「防災訓練で新たな視点も」

今日は朝から、下知地区総合防災訓練がいろんなメニューの中で開催されました。

10時の避難完了の時点では68名の避難者でしたが、3年目を迎える昭和小学校5年生の防災学習の発表が始まるころには、保護者などの見学も含めた参加もあって、ピーク時には100名を超える参加だったようです。

いろんなきっかけでの参加は有るかと思いますが、一つでも防災についての学びがあったらと思います。

特に今回の訓練では、車椅子ユーザの方が参加して下さって、4階までの階段を使った避難行動支援が行われました。

車椅子ユーザーの方から参加しての感想を全体の参加者の前で聞かせて頂き、改めて避難行動要配慮者への支援のあり方をお互いが学ぶことができました。

そのための機材についても、日常からの使い方を練習しておかないと色々とてこずることも改めて確認できました。

今後も、機会があれば参加させて頂きたいとの要望がありましたので、私たちの学びの場としても歓迎したいと思います。

また、今回の訓練では、多言語ポスターも作成して、ご近所にお住いの外国からの研修生の方などへの参加呼びかけもしてきました。

参加されたときの対応として、コミュニケーションボードなども準備してありましたが、今年は参加がありませんでした。

今後も多様な方々に参加頂ける訓練となるよう企画・運営していきたいものです。

④地域防災力を高めるために

1 1月7日「10年を節目に改めて災害に『も』強い街目指して」

毎年、内閣府は「津波防災の日」の5日、意識啓発イベントをオンライン形式で開催しています。

今年は、高知市下知地区も5年ぶりに事例報告として発表させて頂きました。

私も、途中からのオンライン参加で、平成23年の東日本大震災で被災した岩手県釜石市からの地区防災計画で車避難に取り組まれている荒川地区の事例報告から参加しました。

高知市下知地区の事例報告は、高知市からの「津波被害と対策」について、山中晶一高知市防災政策課長から報告の後皆本隆章下知地区減災連絡会会長から下知地区防災計画とその取り組みについて報告がありました。

下知地区防災計画（津波避難を含む）を取り巻く近年の外的要因と今後の取り組みとして、南海トラフ地震臨時情報への対応やカムチャツカ半島地震における遠地津波の対応、今年3月末の国の新たな被害想定と、これを踏まえた高知県版被害想定及び高知市の各防災計画・マニュアル変更が行われるなどが予定される中、下知地区防災計画の前提となる「魂（住民の主体性）の醸成」をアップデートし、「高知市事前復興まちづくり計画」との融合させていくことが課題となっています。

片田敏孝東大特任教授の基調講演には、間に合わず聞けなかったが、「南海トラフ地震等を見据えた国民の防災意識向上と行動変容」について、「地域事情に関係なく事態が展開するのが災害の本質。あなた自身がどう動くかが問われている」と訴えられたとのことでした。

また、パネラーの鍵屋先生らも共感されていましたが、「説得のコミュニケーション」よりも、自分の行動が家族の命を守るという「共感・納得のコミュニケーション」を通じて、行動変容を促すことが重要だということが強調されていたようです。

磯打先生の下知地区防災計画を「地域コミュニティの継続計画」と称して頂いたり、昭和の小の「津波避難ビル巡り」による地域の顔の見える関係づくりとしての視点があることの指摘を頂きました。

また、地区防災計画づくりのアドバイザーとして通って頂いた鍵屋先生が、丁寧に取り組んだからこそ、今に続いている取り組みがあると評価頂いたことに、「脆弱性の高い人が増えてきたが、そんな人たちでも助けられる取り組みがこれからは、求められてくる。」との指摘をしっかりと具体化させていくことが、必要ではないかと思ったところです。

1 1月16日「避難者は、ゲストではなく、キャスト」

15日の下知地区減災連絡会主催事前復興・防災講演会は、昨年元旦に能登半島地震で被災された珠洲市立正院公民館館長の小町康夫さんを講師に迎え「能登半島地震における避難所運営とその後～避難者や支援チームと協力しながら～」と題して、避難生活と復興につながるコミュニティの大切さなどについて、お話し頂きました。

お話は、発災時から避難、避難所開設の状況に始まり、避難所運営のご苦労など時系列で発生した課題、そしてそれをどのように解決していったのか、分かりやすくお話し頂きました。

何よりも、子供たちを中心にできる役割を担って頂いたことをはじめ、「避難者は、ゲストではなく、キャスト」との言葉が実践できた日頃のコミュニティの大事さを学ばされました。

- まとめて頂いた「運営のポイント」は、
- ①県内外の支援チームの力を借りる。受け入れ体制を整えてその専門知識や知恵を活かす。
 - ②運営が円滑に行くよう班構成を工夫する。避難所の変化に伴って班構成を見直す。
 - ③避難者、スタッフ、県内外の支援チームが運営方針を共有できるようにミーティングを重ねる。
 - ④一人に負担が集中しないよう各班で連携を深める。順番に休息が取れるように体制を工夫する。

そして、「今後の課題」として次のことを掲げられましたが、これからの備えに役立てなければならない指摘であることを痛感させられました。

- ⑤指定避難所の想定避難者数に見合う備蓄品（水、食料、簡易トイレ、毛布、個別テント、

段ボールベッド、マット、パーテーションなど）の充実を図る。定期的な点検を怠らない。

⑥「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを念頭に、公民館や自主防災組織などを中心に置きながら、地域住民が協力できる体制を作り上げていく

今、珠洲市正院地区は、復興に向かって歩み始めています。

正院町未来会議は、「小さな力を集めて大きな力に」して、「全町民の参加型」の「緩やかな連合体」として歩む姿は、これから事前復興まちづくり計画を策定する下知地区にとっても参考になる姿だと思います。

「今後の課題」は町はずれよりも町なかに、マンションよりも平屋にとの思いの「復興公営住宅問題」、そして、「津波の浸水地域の外側に」「防災機能を備えた建物に」との思いの「公民館の移転問題」などだそうです。

丁度一年前に、正院を訪ねましたが、今度は小町さんたち未来会議の皆さんの思いが反映された復興のまち正院の姿を見せてもらいに行きたいと思いました。

12月30日「避難所でも復興でも住民が主体で」

今朝の朝日新聞社説に、「能登の復興 住民主体でともに歩む」とあり、能登半島地震からまもなく2年になるとする、能登の復興のことが書かれていました。

その中では、被災地のあちこちで、住民同士が地域の将来について議論を重ねていることに触れられ、私たちが避難所を開設・運営し、今では復興に向けて住民が主体となることの大事さを学ばせて頂いた珠洲市正院地区の正院町まちづくりワーキンググループ（WG）を発足させたことが書かれていました。

今年2月、全町民を会員に「正院町未来会議」を発足させ、休眠預金資金も使って県内各地で支援を続け、今秋、新たに雇った若手スタッフを正院町に派遣した支援団体のことも書かれていました。

私たちが、昨年来学ばせて頂いたのは、何よりも、正院地区で避難所運営にあたられた小町公民館長のメッセージである子どもたちが中心

の役割を担って頂いたことをはじめ、「避難者は、ゲストではなく、キャスト」との言葉が実践できた日頃のコミュニティの大事さでした。

そして、そのコミュニティの力が、「小さな力を集めて大きな力に」して、「全町民の参加型」の「緩やかな連合体」として歩む正院町未来会議の力となり、その姿は、これから事前復興まちづくり計画を策定する下知地区にとっても参考になる姿だと思います。

1月19日「安芸市防災の公助・共助に学ぶ」

18日は、二葉町・若松町・中宝永町防災会による安芸市合同防災研修会に、地域の皆さんとともに参加しました。

高台に移転をした市役所庁舎を見学させて頂き、行政の取り組みを危機管理課から、安芸市自主防災組織連絡協議会からは自主防災会の共助の取り組み等についてお話を頂きました。

その後、安芸市の避難所であり、救護所となっているタイガースタウンの安芸ドームを見学させて頂き、マンホールトイレ大地くんなどについても、説明を受けました。

さらには、安芸市の中では、最も新しい12号津波避難タワーを見学させて頂きましたが、避難スペースが屋内形式になっており、その意味でも大変優れているものでありますが、市の津波避難タワーは常時閉鎖されており、日ごろの地域の方達にとっての馴染みが薄いのではないかと懸念もありました。

自主防災組織連絡協議会からも、常時開放などの要望もあるものの、市の責任による安全管理面によって判断しかねる部分があるとの事でした。

県内の津波避難タワーの日常使いにおいて、市町村ごとによる格差がある中で、改めて市町村が常時開放の判断ができるような共助の防災意識を高め、丁寧な議論を行うことが必要なのではないでしょうか。

早朝から、安芸市役所危機管理課、安芸市自主防災組織連絡協議会、高知県総合防災対策推進安芸地域本部の皆さんには大変お世話になりました。

参加者もこの交流によって改めて下知での取り組みに生かしていくことのできる部分も学ん

だように思われます。

(4) 過去の震災・被災地の教訓について

①地震災害史・過去の地震の教訓に学ぶ

4月13日「『高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～』に学ぶ」

昨日は、高知城博物館で開催中の「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」を観た後、展示関連企画で水松啓太（企画担当学芸員）さんの講座「高知の地震災害史」を聴講しました。

「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」では、江戸時代以降に高知を襲った南海トラフ地震を中心に提起し、古文書・絵画・写真など多様な資料から、これまでの被害や災害への人々の向き合い方を考えさせられるものです。

水松啓太学芸員のお話から、「紡がれた記憶と記録」が、後世に同じような被害に遭ってみたいたくないとの思いで、残し紡がれたものであることがよく分かります。

今でも、南海トラフ人の被害想定とされる揺れ、津波はもちろん、液状化や地盤沈降、長期浸水のことの記述がされています。

災害が起きるたびに問題となるデマに扇動されてはいけないとの戒めなどの絵馬の紹介などもありました。

また、1854年の安政地震以降の余震や台風、そして感染症(コレラ)などの連続複合災害などについても「午春秋自記帖」から紹介いただきました。

非常に、興味深いお話ばかりでしたが、過去の災害史に学ぶことが、必ず繰り返す南海トラフ地震において、災害を減らしていくところにつながるようになればと思います。

展示品の中には、昭和南海地震体験者への調査結果もあり、そのことに学ぶだけでも大事な備えになることを感じます。

5月18日「災害後に残し、守り伝える地域の記憶」

17日には、高知城歴史博物館で開催中の企画展「高知の地震災害史 紡がれた記憶と記録」

の一環で行われた「地域の記憶を守り伝えるー阪神・淡路大震災30年の経験からー」とのテーマの講演会に参加していました。

講師は、阪神・淡路大震災以降、資料の保存活用を研究してきた兵庫県立歴史博物館館長の奥村弘さんと、地域に残された資料を災害から守り、後世に伝える意義を考えることが、災害後のまちづくりを考える上で大事であることを訴えられました。

災害後に、どのような形で、資料を復元したり、保存していくのかなどの事例紹介もして頂きました。

その中には、私自身東日本大震災の翌年に訪ねた石巻市門脇地区に残された土蔵に保管されていた歴史資料のことや変わりつつある歴史研究の手法として変化する専門知と社会知(市民知)の関係による「失われた街模型復元プロジェクト」など昨年珠洲市で行われていたものを見学したのもありました。

震災以降、全国各地で被災資料を救出・保全する団体が発足し、被災状況や復興など災害そのものを記録した資料を未来へつないでいるのが、これからは高知など未災地で発足しようとしていることなども報告されました。

地域遺産は単に「ある」のではなく「なる」もの、地域の文化の継承とともに価値を増していく存在であり、地域社会への豊かな感性を育てるものとの話は、これからの街作りの中で考えさせられることとして聞かせて頂きました。

「復興」するためには、「前」がしっかりと把握される必要があるということからも、これからの「事前復興の街づくり計画」の中にも生かされることだと考えられました。

12月28日「室崎先生の後悔から学ぶべきことと備えに活かすべきこと」

今年は阪神淡路大震災から30年でしたが、来年は昭和南海地震から80年であり、東日本大震災から15年となります。

今朝の毎日新聞一面では、「防災のプロ 能登の後悔」との見出しで、私もいろんな場で学ばせて頂いている神戸大学名誉教授の室崎先生が過去の災害との向き合い方からの後悔や決意などについて述べられています。

記事からは、我々も災害との真摯な向き合い方を問われているように思います。

室崎先生は、過去に神戸市に対して有識者らによる地震対策部会を設置するよう提言し、有識者で議論を始めたが市の担当者の「震度7を想定すると、街中の水道管を耐震性の高いものに交換せねばならない。そこまではできない」との姿勢に、有識者は83年、被害想定的前提となる地震の揺れを「震度5強」と提案し、「市とは『後々、震度7についても検討しよう』』という話をしていたが、検討されないまま、95年1月17日の阪神大震災を迎えることになってしまいました。

また、石川県の災害危機管理アドバイザーとして、約15年間、県に助言をし、県や市町に対して事前準備の大切さを説いてきたつもりだったが、能登半島地震の直後には、「被害見直しをさせるなど、十分な対策につなげられなかった」と言い、「その責任の大半は私にある」と後悔されています。

一方で、東日本大震災後、漁師が多い石巻市の雄勝地区の住民に今後の街づくりをどうすべきか相談された時に、室崎先生は高台移転ではなく、個々のなりわいを大事に考え、海とのつながりを維持する集落の再生を提案したというのが、高台移転で多くの住民の転出を促すことになってしまいました。

政府は現在、将来の大災害に備えて「事前復興」と呼ばれる取り組みを進めているが、その概念を最初に唱えたのが室崎先生でした。

98年に提案された事前復興も当初、全国的に広がらなかったが、東日本大震災の惨状を日本中が目撃するようになり、重要性が次第に注目されるようになり、私たちの下知地区減災連絡会では2017年の地区防災計画には、事前復興編を設けました。

私が、県議に初当選した2年目の2004年7月定例会で、当時の橋本知事に南海トラフ地震に備える条例の制定を求めた際に、「室崎先生が指摘する事前復興の重要さという考え方も、南海地震対策推進条例に盛り込んでいく必要があると考えます。」と提言させて頂いたことを思い出します。

記事の中で、室崎先生が、「行政も専門家も

『とんでもない地震が起きる』という緊張感を常に持たねばならない。私が石川県のアドバイザーを退くことで、もっと緊張感を持って被害想定をしなければならないというメッセージが次世代に残れば」と言及されていますが、今こそ先生に学ぶべきこと、備えに活かすべきことの大きさに気づかされます。

頻発化し、凶暴化する自然災害を前に決意を新たにしている時期を迎えています。

3月31日「震災の教訓を今に語り継ぐ南海地震・高知巡検」

26日からの3日間は、神戸大学名誉教授の室崎益輝先生とそのご一行をお迎えし、南海地震高知巡検にご同行させて頂きました。

室崎先生は、長年にわたり災害現場に足を運び、「現場主義」を貫き、被災地での「巡検」を重視され、その中での教訓を語りつなげています。

その取り組みの一環として南海地震・高知巡検を企画して頂き、私達も高知城歴史博物館の水松学芸員を中心に高知でのアテンドをさせて頂きました。

初日には、県民の会の議員の皆さんの勉強会も兼ねて、「高知県における過去の南海トラフ地震による被害像」ということで高知城歴史博物館の水松学芸員から県内の記録に残る南海トラフ地震について、様々な遺跡など三日間で巡検する地域の記録について学んだ上で、現地へと出発しました。

26日は、五台山展望台(仮設)より昭和南海地震で水没した高知市街について水松学芸員から解説頂いた後、三里仁井田神社玉垣碑、三里仁井田神社御旅所の昭和南海地震碑、浦戸稲荷神社石柱碑を訪ね、水松学芸員からの詳細な説明を受けました。

翌27日には土佐市宇佐萩谷名号碑、昭和南海地震碑などを巡検、まつわる話とその教訓を生かした宇佐の皆さんの胸襟を生かした歴史についてお話を聞きました。

午後からは、黒潮町佐賀地区避難タワーで「防災かかりがま士」の会代表による案内を頂きましたが、その丁寧な備えに参加された皆さんからは質問が相次いでいました。

さらに、昭和南海地震で地震火災による死者の多かった四万十市中村へ向かい、登るのに難儀をした初代中村藩主山内忠直五輪塔(昭和南海地震による倒壊被害)から、中村城跡三の丸昭和南海地震碑、同所兼松林橋郎顕彰碑の説明を受けた後、四万十市立愛育園、中村郵便局前で火災発生の説明を受け、岩崎公園(岩崎堤防跡)、赤鉄橋へと移動し説明を受けました。

最終日は、須崎に移動し、ここで須崎市をフィールドワークにして防災まちづくりの取り組みをされている高知大学の大槻教授も加わって、訪ねた大善寺地藏台座碑、宝永津波溺死之塚、須崎市新複合施設建設現場、南古市町津波避難施設、須崎八幡宮南海大地震遭難者追悼之碑、チリ津波之碑で、水松学芸委員の説明に加えて大槻先生からの今の備え方について説明を聞くこともできて、大変勉強になりました。

今回の室崎先生による南海地震高知巡検は、私自身はアテンドをしたというより同行させて頂いて、水松学芸員の丁寧な説明と随所で聞かせて頂く室崎先生の知見に学ばせて頂いた貴重な三日間だったと言えます。

さらに、この巡検に西日本から参加された10名の研究者や学生さんとの出会いは貴重なつながりとなりました。

いずれにしても、この巡検による学びの様々な課題は、室崎先生のFBに順次記載されていますので、改めて振り返りをしながら、次に生かしていきたいと思います。

②過去の震災教訓に学ぶ

4月16日「熊本地震から9年目に考える課題」

最大震度7を連続して記録し、災害関連死を含む278人が亡くなった熊本地震は今日16日、本震から9年を迎えます。

2016年4月14日午後9時26分に前震が、16日午前1時25分に本震が発生し、益城町では観測史上初となる2度の震度7を観測しました。

熊本地震は、前震から一日おいて本震が発生し、最大震度7の地震が2回発生するというこれまでにない地震であったこと。

そして、直接死50人の4.56倍となる228人、亡くなられた方の約8割が災害関連死だったことも大きな課題として突きつけられた地震でした。

鹿児島大学・井村隆介准教授は、「揺れそのものでは助かった命を、どう次の行動に、本人とまわりが生かしていくのかを突きつけた地震が熊本地震だった」と言われています。

まさに、そのことを教訓として、災害関連死は「人災」だとの思いで、災害関連死を招かないための避難所運営や被災者支援などのあり方の改善が求められてきたが、昨年1月の能登半島地震でも亡くなられた方570人の6割に当たる342人が災害関連死となっています。

23年の熊本日日新聞の調査では、復興住宅の入居者のうち、65歳以上のみの高齢世帯は58%を占め、高齢者の1人暮らしも全体の34%に上っています。

県地域支え合い支援室によると、復興住宅ではこれまで6人の孤立死を把握しているとのことで、地元の民生委員や民間が担っている高齢被災者の見守り活動をどう充実させるかが課題になっているそうです。

改めて、長期に及ぶ継続的な災害ケースマネジメントの取組の重要性が問われる熊本地震からの9年目です。

1月17日「31年目の阪神淡路大震災の記憶と教訓をつなぐために」

きょう、1月17日は阪神・淡路大震災の発生から31年になります。

被災地で鎮魂の祈りがささげられる時にあわせて、私たち下知地区減災連絡会でも近所の青柳公園で「阪神淡路大震災追悼の集い」を開催しました。

発生から20年を迎えた年、風化させないようにとの思いで、2015年から始めた下知地区の「阪神淡路大震災追悼の集い」には、昨年は30年という節目の年だったこともあって、30人近い参加者でしたが、今年は20人近い参加者に止まりました。

年明けから各地で地震が相次いでおり、平時の備えが大切だと改めて痛感します。

しかし、人口減少の加速化や高齢化、地域コ

コミュニティの希薄化などで、発災時に重要な役割を果たしてきた近隣住民らが互いに助け合う「共助」の縮小が懸念されています。

これからも頻発化し、甚大化する自然災害と向き合うためにも、地域の共助力を維持し高めていくことに取り組んでいくことを改めて痛感させられる昨今です。

今年は、東日本大震災から15年目、昭和南海地震から80年目です。

さらに、過去の震災に思いを馳せ、備えを加速化していくためにも、一人一人が普段から地域活動に参加し、顔見知りを増やしておくことが、災害時に役立つだけでなく、平時の暮らしやすい地域づくりにも繋がることになります。

それが災害に「も」強い街になることを意識した街づくりを進めていきたいものです。

(5) 復興・事前復興について

7月3日「気仙沼の防災・減災・復興に学ぶ」

20年来ご指導いただいている跡見学園女子大学教授鍵屋一先生のご紹介で、2017年1月に、お会いさせて頂いた気仙沼市元危機管理監の佐藤健一さんが、昨日「令和7年度高知県市町村職員防災基本研修」の講師として来られていて、夜の時間にお付き合い頂きました。

2017年8月には、当時の昭和小学校の先生方とともに、被災地の学校現場調査の際にあわせて気仙沼市内の復興状況や高台避難で大きな犠牲を出された杉ノ下地区等ご案内頂き、高知での減災や災害復興のあり方や避難場所としてのビルや高台などの課題をいろいろとお話し頂いたことでした。

その後、高知にお越しになった際にも2度ほど短時間でしたが、お声をかけて頂きましたが、昨夜はじっくりと2時間半、防災に関する積もる話をさせて頂いたことは貴重な機会でした。

3. 11以前に備えられた気仙沼市の住民主体の事前防災は、被害が大きくても復興につながる住民と行政の信頼関係を築いていたことの大切さを改めて学ばせて頂きました。

これから高知で向き合う事前復興のまちづくりは住民と行政の協働作業として取り組まれな

ければならないと思います。

今後もしろいろとご指導いただき、高知の備えに活かして行けたらと思うひと時でした。

7月5日「防災人づくり塾で『事前復興』」

4日は、高知市の「防災人づくり塾」を聴講させて頂きました。

昨年も、特別聴講させて頂いたのですが、京都大学防災研究所の牧紀男教授による「事前復興のすすめ 南海トラフ地震後の高知の生き残り」です。

昨年の臨時情報を通じて、南海トラフ地震情報の歴史であるとか、多様な発生形態の問題などについて理解を深めさせて頂きました。

その上で、平成の時代のすべての被害復興課題を包含する地震動による建物倒壊、延焼火災による災害、孤立・避難、人口減少社会での復興、津波被害などを通じて、改めて登半島地震について考え、事前防災でどのように被害を少なくできるのか確認させて頂きました。

だからこそ、復興の課題を知り、その課題も頭に入れて「事前復興」について考えるのか、東日本大震災における復興のあり方や現状からいくつかの課題についてお話し頂きました。

復興のまちづくりを考える上で、注目すべき3つのプロジェクトとして、地方都市の商店街のモデル、防潮堤とテラスなどを一体化した事例、グループ補助金による再建等について具体的な事例としてキャッセン大船渡、気仙沼市「迎（ムカエル）」、名取市閑上の「かわまちテラス」などのお話を聞かせて頂きました。

また、復興がうまくいっているのか、震災後の人口がどうなったのか、それらの課題から南海トラフ地震が起きた後、私たちが何を考えるべきなのか、そのような課題について東日本大震災での教訓をお話し頂きました。

高知市でも、南海トラフ地震後の復興について、災害前から考える「事前復興」の取り組みが行われています。

私たちも下知地区で、来年の1月頃からワークショップが始まる予定で、そこに向けた準備を下知地区減災連絡会で始めたところです。

牧先生からは3年前に下知地区減災連絡会で、事前復興についてのお話を聞かせて頂いて以

来、課題意識を持ちながら向き合ってきましたが、いよいよこれから本格的な議論になっていきます。

先生が仰る「復興感が高くなる傾向にある若い人が転出しまうと、なかなかその街は復興していけなくなる。若い人が残れる復興事業ができれば良いのではないか。そのためにも若い人たちと共有できる事前復興計画を作っておくことが必要。例えば名取市閑上地区では、災害後はとても戻れる状況ではないと思われていたが、復興できた姿を見て帰ってくる人が多くなっているとの事。個人だけのことを考えれば1人で地区外へ出て行って自力再建をすると言うことになるが、これだけでいいのか地域が復興するということも考えれば、そのギャップを埋めるのは『事前復興』でしかできない。」

この言葉を、私たちの地域で実践していきたいものです。

8月19日「中山間地でも事前復興を」

18日は、「高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会（第1回）」を傍聴しました。

本県では、津波被害が想定される沿岸地域の市町村を対象に、事前復興まちづくり計画の策定支援を行い、沿岸2自治体では策定され、現在は高知市などでも策定されています。

しかし、能登半島地震の被災地で復興が遅れた教訓を踏まえ、事前復興の取組を沿岸地域の市町村に加え、中山間地域の市町村に拡大することとし、事前復興まちづくり計画を策定する際に参考となる市町村向けの「指針」を策定するため設置した本検討会の第1回を開催したところです。

第1回目の検討会では、中山間地域で事前復興まちづくり計画を策定することの必要性の整理や、指針の構成などについて議論をし、指針構成案に対する委員からの補強意見が出されました。

委員長になられた牧紀男・京都大学防災研究所教授は「中山間地域で事前復興に取り組むのは、おそらく高知県が初めてだろうと思われるので、しっかり議論を」進めたいとの決意も示されました。

「物理的被害に加えて、もともとその地域にある課題が顕在化するので、そのことをイメージする必要がある」「仮設住宅や瓦礫置き場には、災害復興住宅も建てられないなど中・長期の視点が必要」「空間単位をどのように捉えるか集落のあり方などの検討」「誰が復興の主役かを考えた時、人口や担い手のこともしっかり踏まえたものにする」「住民のアイデンティティとして歴史や文化の継承も柱にすえて欲しい」「事前に何ができるのか発災前の事業着手にもつながる計画づくりを」「選択肢を可視化できるように」「事前復興計画の実効性をどう担保できるのか」など、被害想定が難しい中で、多岐にわたる意見が多く出されました。

9月5日「陸前高田の復興の教訓は」

3日の午後から調査した陸前高田市の復興まちづくりの中でも、岩手県紫波町のオガールプロジェクトの整備構成等について参考にさせて頂いたとの話もありました。

陸前高田市では、復興のまちづくりの状況について、陸前高田ほんまる株式会社永山取締役からお話を聞かせて頂きました。

被災市街地復興土地地区画整理事業では、地権者の意向に配慮した高台移転を行うために、「新たに高台造成地を確保する」また、「従来の宅地は盛り土して嵩上げをする」「地権者の意向確認の上、任意の申し出により換地を計画することなどで、「安全安心な住宅地形成と早期再建」に向けて取り組んでこられたそうです。

それでもやはり、嵩上げ部の宅地については、住民被災者からの意向調査などをもとに見直しを行ってきたが、縮小しきれずに意向以上の宅地となったこともあって、空き地が残っていることなども要因としてあるとのお話に、いかにきめ細かな被災者との話し合いが必要かと考えさせられました。

また、グループ補助金を使った事業者の復興の課題についても聞かせて頂きました。

最後には、陸前高田から事前復興への教訓として、「まずは命を守る」「復興の拠点、情報を守る」「高台移転先の想定、事前準備」「まちを担う体制作り」「より良い街づくりの検討」「協力体制への想定、専門家との連携等」につ

いてアドバイスも頂きましたので、今後の高知県における事前復興まちづくりの参考にさせて頂く点や気づきのある調査となりました。

10月15～17日「東日本大震災の被災地の復興から、事前復興を学ぶ」①

「県民の会」会派では、会派の同僚議員4名で、15日～17日の間、東日本大震災における宮城県の被災地の復興状況を視察・聞き取り調査に行ってきました。

初日の気仙沼市では、大谷海岸で、住民の声をその復興状況に反映させた取り組みについて、現地を見ながら、市議会議員の三浦友幸さんからお話を聞かせていただきました。

住民同士または行政との対立構造を生まない合意形成のあり方や海岸の管轄変更、砂浜から後背地までの一体整備環境への配慮、バリアフリーなど復興過程における工夫した点についてご説明頂きました。

さらに、住民にとって復興のまちづくりを進めていく上で、何が最も大事にしなければならないのかという「砂浜を守る」という上位概念を最初に作ったのが、大きな力になったということをお伝えされました。

住民合意がない中で工事は進めない。

対立の火種は、いつも残っていたが、お祭りやコミュニティで乗り越え、対立構造を生まないようにした。

事前復興に取り組む高知においても、大変重要なスタンスを聞かせていただきました。

その後は、防潮堤と一体的に整備した内湾地区の商業施設「迎(ムカエル)」と複合型公共施設「創(ウマレル)」などを見学案内していただき、ここでも復興の賑わいの作り方などについてお話を聞かせていただきました。

「東日本大震災の被災地の復興から、事前復興を学ぶ」②

二日目の16日の最初の目的地は、石巻市雄勝地区で、約束の場所の道の駅を訪ねて、その変貌ぶりに驚くばかりでした。

現地では、10年前に現地で説明頂いたり、これまでに高知にもお越しいたごき、下知地区でも復興の状況についてお話を頂いた金沢大学助教の阿部晃成さんが出迎えてくれました。

最大9mの高さの巨大堤防に囲まれた地域は、今までも話には伺っていましたが、本当にこれが復興と言えるのか、そんな思いを抱かざるを得ない現状を見せつけられました。

移転先の高台での災害復興公営住宅の状況や多くの犠牲者が出た雄勝病院跡地にある慰霊碑等を案内頂き、後背地に誰も住まなくなったにもかかわらず、立ちはだかる巨大防潮堤など、なぜこのようになってしまうのか考えさせられる復興です。

そこには、今までも阿部さんから聞かされていた被災者の多くを切り捨てながら、高台移転のミニよる住宅再建と、守るものを失った低平地に巨大防潮堤を建設する宮城県の規定復興が進められた町が作り出され、そこには帰りたくても帰れない人々を除く1/4の住民が戻っただけです。

さらに、阿部さんは、現在能登半島地震の被災地輪島で支援をしながら研究をされている中での課題を将来の南海トラフ地震への備えとして提起もして下さいました。

東松島市では、分散型地域エネルギー自律都市プロジェクトによる復興まちづくりが行われており、スマート防災エコタウンや電気事業についてお話頂くとともに、防災エコタウンの実際を見学させて頂きました。

大手住宅企業と東松島市が連携して、東日本大震災からの復興をきっかけとした住民の意向を反映した住宅再建や環境配慮のまちづくりを実現したもので、エリア内では災害時に停電した際にも、3日から1週間は電気供給が可能な再生可能エネルギーの新しいモデルとして運営されています。

事前にこのような街づくりが地域地域で行われていれば、災害後の復旧がいかに早く進むかということをお考えさせられました。

また、東松島市の野蒜地区は、大変な被害を受けたところとして記憶にもあるところですが、現在は脱炭素先行地域として野蒜地区で取り組まれている事業などについてお話を聞かせていただき、現地の震災遺構や復興伝承館もご案内いただきました。

「東日本大震災の被災地の復興から、事前復興を学ぶ」③

最終日の18日午前中には、県立多賀城高校災害科学科を訪問し、佐々木教頭先生をはじめ、初代の担任の佐藤先生、現在の担任の石山先生のお話を聞かせていただきました。

ちょうど当日は全校の球技大会のため、授業を見学する事はできませんでしたが、先生方からのお話を聞く中、改めて本県においても、必要な学科であることを考えさせられました。災害科学科では、普通科の学習内容を防災や減災、環境の切り口も加えて学習し、専門科目では、過去の災害や環境から見られる諸問題を学習題材にするなど、自然科学的なアプローチや人間社会学的視点を養う学習で、幅広い内容を扱っています。

災害科学科では、大学等進学が8～9割を占め、その先にも災害対策に関わる進路を歩まれているとのことでした。

高知県議会でも、本県高校における災害科学や環境を学べて、このような学びの中で、命を守る学びと備えの人材を育てる学科の必要性を提案してきましたが、改めてその必要性を感じたところです。

午後からは、名取市閑上地区の復興の状況について、10年間の交流が続いているふらむ名取の代表格井さんから、日和山で合流し、お話を聞かせて頂きました。

10年前から何度か尋ねましたが、復興の街開きがされてからは初めてでしたので、その代わり様に驚かされました。

まちづくりそのものよりも、格井さんが力を入れてこられたコミュニティ形成のための様々な取り組み、お茶会や餅つき、芋煮会など、災害後の新たな人と人とのつながりが復興の重要な柱なのだと感じさせられたところです。

これらの取り組みによって、復興計画では後れをとったが、いいまち「閑上」になったと言われるように頑張られている格井さんたちの思いはを私たちは災害前に築いておかなければならないと考えさせられました。

この地区では、ハードの復興だけでなく、ソフトの復興の重要性を学ばせて頂きました。

10月31日「下知地区防災計画の「事前復興計画」が月刊「世界」に」

月刊「世界」11月号の中に高知市下知地区の地名が出てきました。

岐阜大学の地域減災研究センター長の小山真紀先生が書かれていた「災害を最小化すること」との論文の中の「少子高齢化と復興まちづくり」のパートで、「事前復興まちづくり計画を策定している自治体が2%にとどまっているが、関連する何らかの取り組みに着手している自治体は1202にのぼり、今後事前復興まちづくりに関する取り組みは加速していくことを期待したい」とありました。

その中に「住民主導での地域の防災計画を考え、実行する「地区防災計画」という制度の中で、「高知市下知地区」のように、事前復興計画を地防災計画の中に位置づけて取り組んでいる事例もあり、住民側が先行して取り組むことも有効であろう」と紹介していただいております。

改めて、事前復興のまちづくり計画の中で、「平時と災害時のギャップを埋める取り組みにもつなげ」たり、この小山先生の「災害時の死者や被害を最小化することとは、すなわち、平時の社会をより良くすることと同じことなのである。」との結びを、肝に銘じて、これからもこの地区防災計画の具体化を図るとともに、事前復興計画を来年1月頃から始まるまちづくり計画のワークショップで可視化していきたいと思ったところです。

12月24日「防災ワークショップで事前復興まちづくり計画策定へ」

20日には下知地区減災連絡会主催で、事前復興・防災講演会を開催しました。

講師は下知地区防災計画の策定にアドバイザーとして3年間関わって頂き、以降も折に触れアドバイスを頂いてきた跡見学園女子大学教授鍵屋一先生で、タイトルは「下知地区防災計画は、なぜ事前復興を柱にしたのか」で、25人の参加者がありました。

前半は、講演で、後半は2019年の宮城・丸森で「息子に障害」があって避難をためらう中で、自宅に土砂が流入したという災害エスノグラフィーを活用したワークショップでしたが、初めてワークショップをやる人も、自分事として考えながら積極的に発言されていました。

参加者の中には、「下知地区事前復興まちづくり委員会」のメンバーになられる予定の方も参加して下さっており、ウォーミングアップになったようでした。

参加者アンケートでも「ワークショップの良さを実感した」とか「久々のワークショップは楽しかった」など好評でした。

来年2月からの「下知地区事前復興まちづくり委員会」のワークショップでも、重たい事前復興という課題ですが、参加者が笑顔で災害後の下知の姿を描いてくれたらと思います。

2月19日「下知地区事前復興まちづくり計画WSで多様な意見が」

18日、下知地区事前復興まちづくり計画検討のための第1回ワークショップが開催されました。

7つの分野・団体からのワークショップメンバー36名が参加し、「下知地区のいいところ・残したいもの」「困っていること復興パターンについての感想」「楽しくなるような未来のまちを想像する」テーマで、7グループに分かれて、ワークショップを行いました。

それぞれのグループで話し合っているが、グループ発表されると想いの共通点も結構あり、10年前の地区防災計画策定の際に開催したWSの「集合知」の考え方は、今にも通ずるものがあるのかなあ感じたところです。

加えて高知市から示された素案1「二線提無形成案」や素案2「現地再建案」を踏まえた議論でも、子どもたちや高齢者の笑顔が見えるような地域の実情を踏まえたアイデアや土地利用の在り方なども出されていました。

会場等の関係で、WSメンバーは限られていますがオンラインで意見を反映させることもできますので、そういったところにまで情報を共有しながら、地区防災計画策定の時に念頭においた「量の拡大」「質の向上」を目指したいものです。

3月10日「改めて事前に考える」

3月5日付の朝日新聞には、下知地区の皆さんがオンラインで話を聞かせて頂く気仙沼市の三浦友幸さんのことが取りあげられた記事があ

りました。

「景観を守る計画に約5年がかりで合意した。」とありますが、昨年、直接三浦さんからお話を伺ったとき、「何が最も大事にしなければならないのかという上位概念を最初に作ったのが、大きな力になった」と仰っていました。

それが、大谷海岸も含む「景観」だったと思われる。

そして、その過程における住民同士または行政との対立構造を生まない合意形成のあり方なども貴重なお話でした。

また、今朝の朝日新聞11面の耕論「次にどう備える」では、石巻市北上地区で高台集団移転にかかわられた佐藤尚美さんが「望む復興災害前に考えて」と語られています。

「事前復興計画」を考える上で、「未来の世代にこの街の何を残したいか、何を見せたいか、という視点で考え、共感をベースにすれば、お年寄りから若い人まで前向きに参加できると思います。」とされています。

「特に若い世代がこうした計画を考えるのに参加してくれれば、人が財産になっていきます。将来、災害が起きたときに復興やまちづくりの引き出しを持った人がいる、あるいは戻ってくるという形になれば理想的だと思います。行政には、ハード面だけでなく、そうした計画を考える人や、計画のなかで住民のために動く人に対して予算をつけて頂きたいと考えています。」

私たちが、これらの言葉をしっかりと受け止めて、事前復興まちづくり計画に参画していくことが、被災地の教訓に学ぶことだと思われました。

3月13日「15年目の3.11に考える」

3月11日は、下知地区減災連絡会で開催する15年目の3.11「東日本大震災追悼の集い」や「オンラインで繋ぐ被災地の復興」の準備やら開催、片付けと慌ただしく過ごしました。

追悼の集いには30人近くの方が、ご参加頂きました。

中には、公園で遊んでいた児童も二人参加してくれて、何かを感じてくれたかもしれません。

また、今年は熊本地震から10年ということもあって、災害後を単身赴任で過ごした参加者

から、「被災後のコミュニティの大切さを知って、今自分たちの防災会でもコミュニティづくりのおしゃべりカフェを継続している」ことを報告してもらいました。

第二部「オンラインで繋ぐ被災地の復興」では、昨年、気仙沼を訪ねてお話を聞かせて頂いた三浦友幸さんから「防潮堤と市民活動～大谷海岸の砂浜再生まちづくり事業」のお話を20人の参加者で、聞かせて頂きました。

「故郷を取り戻す 二者択一を超えた第三の選択」があり、「震災から考えさせられたこと 災害とは、復興とは何か、協働とは何か、地域とは、社会とは何か、正義とは何か」について、お話頂きました。

そして、合意形成の難しさを「合意形成 は波」と表現され、意識したキーワードとして「共感・共同体意識」「信頼関係」「正義」「集団心理」「対立構造」についても、お話下さり事前復興について考える上でも、貴重なお話ばかりでした。

(6) 広域避難について

8月25日「改めて広域避難を考えさせられる 仁淀川町での防災キャンプ」

3・11東日本大震災以降、二葉町町内会・自主防災会を中心に、南海トラフ地震が来たら二葉町は水没し長期浸水し、生活も仕事もできなくなる恐れがある中、震災復興に要する長期間、生活できる中山間地域と交流し、疎開先探しから始まった仁淀川町との交流でした。

二葉町の皆さんと仁淀川町長者だんだんくらぶの皆様との交流が深まり、仁淀川町での田植え体験やキャンドルナイト、下知地区での昭和秋の感謝祭での仁淀川町の産品の販売も人気を博しました。

その後は、下知地区防災計画の中に「浸水域外との事前交流」として、「長期浸水域から救助されたのち、下知地区の住民がどこに二次避難するのか、町内単位で避難できるのか等は不明な状況です。このため、事前に浸水被害の少ない地域（高知市内、高知県内外）と顔の見える交流を行い、公民館、集会所、空き住宅など

を避難所として借用できるように協力をお願いしておきます。これにより、避難先が確保されるとともに、被災後の見通しが立てやすくなります。」との課題を書き込みました。

その二葉町を中心に事前交流を重ねながら、高知市との意見交換も行い、2022年11月1日に、仁淀川町と高知市は「広域避難における避難所としての施設の使用に関する協定書」を締結しました。

仁淀川町から災害時に避難所として提供される予定の旧大崎小学校体育館（160人収容）と泉川多目的集会所（80人収容）を昨年1月20日に、高知市防災訓練の一環として、市民25人が避難体験をし、泉川多目的集会所で地元の皆さんと交流し、旧大崎小学校体育館も見学させて頂きました。

そして、具体的な避難体験交流を重ねるために、昨年8月に予定した「防災キャンプ」が、台風のため中止となり、今年8月23～24日にかけてやっと実施することができました。

仁淀川町の皆さんの丁重な受け入れ体制のもとで、夕食のカレーライスやバーベキュー、さらにはキャンプファイヤー交流など、何より40人を超す参加者が取り囲んだキャンプファイヤーは、参加者の皆さんの心を1つにした取り組みだったと思います。

本当に仁淀川町の地元の皆さんの気持ちのこもったおもてなしをしていただき、参加者一同大感激でした。

また、それぞれが持ち寄ったアウトドアグッズや防災グッズなどを披露しあいながら宿泊をし、翌朝は下知地区得意のラジオ体操も行い、炊き出しの朝食に満足した後、片付け・施設の掃除を行った後、次回を約束しながら二日間の日程を終えました。

日程の中では、「広域避難における避難所としての施設の使用に関する協定書」にもとづいて施設を避難所としてどのように運営するのか、マニュアルについても議論しました。

しかし、「広域避難における避難所」というが、その受け止めがそれぞれに違うことも明らかになりました。

「そもそものきっかけは疎開避難である。」ということから、一般的に言われる「広域避難」

の受け止めでいいのかとの意見もあり、「広域避難の認識が一致しているか、限界があるだろうが、できる事は何か、考えていきたい。」との意見も出される中、各自がこの避難所をどのように受け止めるのかについて意見交換して頂きました。

「住まい、事業所ともに下知地区にあるものにとっては、本社機能を維持させるという意味で、南トラが起きる前に二拠点の準備をする。」

「マンションに住んでいることから、在宅避難となる応急期のイメージとして捉えていた。」

「勤務先は高台移転する予定なので、仕事が再開されるまでの期間と母とベットは住まわせることで考えていた。」「1年以内の避難生活なら市内です。1年以上になれば考えても良い。」

「地元の人と交流することの大事さ。」「イメージとして被災時にここまでたどり着けるか、道路啓開がどれだけできるだろうか。長期的スパンで捉える。」「広域避難を前提とした時、この避難所は仁淀川町民の利用について、どうなっているのか。」など疑問や率直な意見が出されました。

多様な意見が出されたように、いろんな生活スタイルがあるので、選択する避難の在り方として適当かどうかは、個人の判断になるだろうが、もう少し避難所の位置づけや広域避難の捉え方を継続的に議論することが必要ではないかと感じたところです。

ただ、最近よく言われる「二地域居住」の問題とも関連して、事前の「関係人口」が被災後には「市民権」が保障される復興過程を歩まなければならないことも課題となるのではないかと思います。

しかし、避難者が避難先でどれだけのスパンで、どのような避難生活を送るのかによってこの避難所の活用が線引きされてしまうことにならないのであれば、避難開始直後の避難所運営のあり方だけでも決めて、後はフェーズ毎に避難者と避難元自治体と避難先自治体との連携で方向性を決めていくことになるのではないかと思います。

12月14日「広域避難者支援から広域避難を考える」

13日は、「第8回被災者支援ソーシャルワーク研修 @高知市下知地区」が下知コミュニティセンターで開催されました。

今回は、「広域避難者支援」がテーマでしたので、高知市山中防災政策課長から「広域避難支援をはじめとした災害対策」、私からは下知地区減災連絡会の活動と下知地区防災計画・事前復興・広域避難との関係、そして西村二葉町防災会長からは二葉町防災会の活動となぜ広域避難と訓練に取り組んできたのかなどについて報告させて頂きました。

そして、「東日本大震災における広域避難者支援について」主催者の一般社団法人ほっと岡山の服部さんから「避難者一人ひとりの生活再建・自己の回復」「苦悩・葛藤に寄り添うこと」「県外避難者への理解が得にくいこと」「さまざまな避難の葛藤、語りにくい願い」「広域避難者にまわりつく問題が構造的であること」「「孤立」の背景にある「関係性」「将来性」「自律性」3つの喪失」など避難者の方々を取り巻くさまざまな悩みや課題があることについて、お話し頂きました。

被災者支援を長く続けられてきた中で、避難者一人ひとりの多様な悩みや課題と寄り添われてきたからこそその言葉が刺さりました。

私たちも、南海トラフ地震発災時には広域避難することを想定した事前の取り組みの中でも、広域避難を求める多様な捉え方を認めた取り組みを積み重ねる必要があることを考えさせられる貴重な時間となりました。

(7) 災害復興制度等について

①災害復興制度について

4月24日「被災者が借金しなくても生活再建できる支援を」

23日付の朝日新聞に、「災害援護資金の返済、延期」の見出しで、東日本大震災の被災者に、市町村を通じて国や都道府県のお金を貸し付けた「災害援護資金」について、政府が自治体から国などに返済する期限を延長することを決めたとの記事がありました。

自治体の返済は8月から順次期限を迎えるなか、被災者の滞納額が計約65億円に上り、自治体の肩代わりが迫られており、返済を猶予してほしいという市町村からの要望があげられていたとのことです。

災害援護資金は、世帯主がけがをしたり自宅が全半壊したりした被災者に最大350万円を貸し付ける制度で、原資の3分の2を国、3分の1を都道府県か政令指定都市が拠出し、市町村が貸し付けや回収の窓口になるものです。

東日本大震災では岩手、宮城、福島など9都県で約3万件、約525億3千万円を貸し付けられているが、滞納額は2023年9月時点で約1万件、約65億9千万円に上るそうで、被災者の返済期限が貸付日から13年とされていました。

一方、市町村から都道府県または、指定市から国への返済期限は14年で、今年8月以降、滞納者の返済を肩代わりする必要性が生じていたとのことです。

阪神・淡路大震災の際にも返済は被災者からの滞納が相次いだため、国は府県や指定市からの返済期限を計5回延長し、年収が一定基準以下の場合は免除する仕組みも作られています。

災害援護資金に詳しい関西大学の山崎栄一教授（災害法制）は、「災害援護資金の貸し付けには『1人世帯で年間220万円未満』などの所得制限があり、低所得者を対象にした社会福祉的な側面もある。もともと返済能力が低い人にも貸し付けているため、最初から返済や回収が困難になることを内包している制度であることが、問題の根底にある」と指摘されています。

また、「今後の災害を見越せば、被災者は持ち家の再建にこだわらず、家計状況に応じて公営住宅に入居するなどの選択肢を自治体が積極的に提示すべきであり、被災者が借金をしなくても、一人ひとりに合った『生活再建』ができるよう助言したり、相談を受けたりすることは重要性を増すだろう」とも述べられています。

改めて、「借金しなくても生活再建可能な支援」で寄り添う災害ケースマネジメントが求められているということだと思います。

5月2日「災害復興の王道である憲法の実践を」

憲法記念日を前に、手にしている2023年12月発刊の「東日本大震災100の教訓 復興検証編」の各論「復興現場からの検証と教訓」に「日本国憲法と震災復興」の項があります。

被災地で実施された各施策や現行の震災関連法制が、日本国憲法の保障する基本的人権に適ったものだったのかどうかを、事例を題材に考察されています。

「在宅被災者」には、憲法13条(個人の尊重、幸福追求権)、25条(生存権)、14条(平等原則)の趣旨が生かされなかったこと。

「災害危険区域一集団移転促進事業」が憲法29条1項(財産権)、22条(居住・移転の自由)、14条(平等原則)などに抵触するのではないかと指摘。

「被災者生活再建支援制度」は憲法29条1項(財産権)に抵触するとは言えず、むしろ13条(個人の尊重、幸福追求権)、25条(生存権)の趣旨にかなっていること。

「生活再建支援制度以外の復興政策一各種補助金制度」についても、前述されたように憲法29条1項(財産権)に抵触するとの指摘は容れられない解釈であるばかりか、震災復興の政策目的の実現にとって支障となっていること。

以上のように、各施策や現行の震災関連法制が、日本国憲法の保障する基本的人権に適ったものなのかを考えされることが多くあります。

いつもご指導いただく兵庫弁護士会の津久井進弁護士の著書「大災害と法」には、「憲法は、被災者を救うために存在するのであって、苦難を強いるために存在しているのではない。その理念があるからこそ最高法規なのである。あらゆる災害法は、被災者を救うという強い思いを持って解釈、運用、適用すれば、それが憲法に適合する。災害復興の王道は、憲法を実践することに他ならない。」と書かれています。

5月31日「『場所の支援』から『人の支援』へ災害対策基本法等一部改正」

5月28日、参議院本会議で「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が可決され、改正災害対策基本法及び改正災害救助法が成立しました。

法改正の背景ともなった昨年1月1日に発生した能登半島地震は、直接死228名、災害関連死364名（5月時点）、全半壊住家約2万5千棟という甚大な被害をもたらし、昨年9月20日の大雨による奥能登豪雨では16名が犠牲となり、特に山間部では多数の土砂災害等により地震から復旧した住家が再び被災する複合災害につながりました。

そのような中、中央防災会議「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月）では、能登半島地震等の教訓を踏まえ、被災後でも人の生命と尊厳が守られるべきであるとし、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ、考え方を転換するという理念が示されました。

そして、食料、トイレ、ベッド・入浴設備等の避難生活に必要な物資等の十分な備蓄や支援を行うこと、避難生活環境の確保及び、保健・医療・福祉の支援（救命医療から福祉サービスへのシームレスな連携等）が図られるべきであること、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援すべきこと等が明確にされ、今回の法改正でこれらの提言の一部が取り込まれました。

さらに、これも念願だった災害救助法が定める「救助の種類」（災害救助法4条第1項）に「福祉サービスの提供」（同法4条第1項6号）が追加されました。

これは、1953年に、救助の種類に飲料水の供給、被災者の救出、住宅の応急修理、応急仮設住宅等が追加されて以来、実に72年ぶりとのことです。

私も、今年の1月知事への要望事項で、災害救助法第4条「救助の種類」に「福祉」を追記し、「医療・助産及び福祉」とすることで災害救助法等と福祉法制の連携が図られ、社会的脆弱性を抱える人びとを「福祉」の視点で支える災害救助の枠組みの構築を求めました。

知事も全国知事会とも連携し、災害救助法の救助活動の範囲を拡大して、福祉支援を明確に位置づけることなどを要望、提言してきたので、国の改正方向を見守りたいとの考えを示されていましたので、被災者と支援者の声と後押しで実現できたことを本当に嬉しく思います。

災害ケースマネジメントにつき、県議会で

令和2年9月定例会で初めて取りあげて以来、南海トラフ地震対策行動計画に途中で盛り込まれ、高知県地域防災計画にも明記されてきましたが、今回の法改正に伴う「福祉サービスの提供」によって、災害救助段階・初期段階から、中長期の復旧・復興・生活再建段階に至るまでの「災害ケースマネジメント」の充実化と両輪で実施されることが期待されます。

そして、何よりも災害前からの社会的弱者の見守りと災害ケースマネジメント型の被災者生活再建支援の連携を図ることができるなどフェーズフリーの「防災×福祉」の取組につながるよう実践していきたいものです。

②災害ケースマネジメントについて

5月19日「被災者に届く災害ケースマネジメントであるために」

18日の第23回「災害ケースマネジメント構想会議」で、災害ケースマネジメントの現在の到達点となぜ実行されないのかという課題について、津久井進弁護士提起を聞かせて頂き、改めてこれからの実践に繋げなければと考えさせられました。

まずは、災害ケースマネジメントって何かという「大前提」と「共通認識」が欠如していること。

さらには、災害ケースマネジメントは誰がやるものかということで、「行政がやるもの」「民間がやるもの」「協働でやるもの」と言いながらも、「担い手」が欠如していること。

では、進めるうえで、「障害物」として、「人的課題」「経済的負担」「個人情報壁」「業務量の限界」「ネガティブイメージ」「平時からの因習」があるとの指摘。

そして、最後に「ゴール」の欠如、「ゴール」は何なのかということで、「被災者にとって」「支援者にとって」「行政にとって」のゴールについて提起されました。

「被災者に届かない災害ケースマネジメント」では意味はないという現状となぜ実行されないのかという課題について、整理されたようなお話だったと思います。

高知も、災害関連死を出さず、被災者の生活再建・復興の取組は緒に就いたばかりですので、参考にしながら頑張りたいと思います。

8月9日「災害ケースマネジメントで『その人らしい』生活再建を」

8日の高知市防災人づくり塾は、県での制度導入を求め、その具体化が各自治体で取組まれるように求めてきた「災害ケースマネジメントの事例から」がテーマで、講師も8年前に熊本での日本住宅会議サマーセミナー「熊本地震の被害と復興」でお会いして以来オンラインなどでお付き合いさせて頂いている特定非営利活動法人YNFの江崎太郎さんでしたので、会場に出向いて、臨時聴講させて頂きました。

災害ケースマネジメントについて、初めて詳しく話を聞かれる方も塾生には多かったことと思いますが、いろんな会場で話されてきた江崎さんは、「この会場の皆さんは、ほかの会場よりも反応が良かった」と仰っていましたので、参加者の皆さんも災害からの生活再建でどのような課題と向き合うのかということ新たな自分ごととして聞かれていたのではないかと思います。

「災害ケースマネジメント」とは内閣府の「災害ケースマネジメント実施の手引き」から引用すると「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」と定義していることを紹介されたうえで、そこにある課題について紹介されました。

課題として、「自ら声を上げられない被災者の存在」「在宅避難者の増加」「支援漏れの発生」「被災者の抱える多様な課題の存在」「行政の対応が難しい課題の存在」「その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある」「個々の被災者に寄り添った支援が必要」などがあげられるが、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントすることで、その課題を克服して、「被災者の自立・生活再建の早期実現、コミュニティーや街づくり

などの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献」していくことが求められています。

これまでの被災地での実践を通して改めて被災者支援の課題として次のことも明らかになっています。

「現行制度でカバーできない問題がある。(救済策がない)」「生活再建支援の重要性が低い。(何が必要か理解がされていない)」「担い手がない。(平時から被災者支援従事する人は、地域の中にいない)」「支援活動の財源がない。(利用できる制度が少なく、ボランティアベースで設計されたりする)」「支援対象者の数が膨大になることがある。(大規模災害の発生時など)」「支援対象者が地域外に出てしまうことがある。(広域避難の問題)」「支援ノウハウが確立していない。(支援経験者の数の圧倒的不足)」「福祉的支援でカバーされていない課題の対応も必要。」

そして、「モレのない支援の実現」をするためには、何回も訪問するしかないと言われていたが、被災者も意識して情報を得ようとすることを事前に習慣・文化としておくことの必要性も訴えられていましたが、そのことの大切さを改めて考えさせられました。

江崎さんは、現在珠洲市を拠点に行われている能登半島地震における支援活動がどのような事業としてされているのか話された中で、最初は安否確認だが、時間が経つにつれて深く悩み始めるので「被災者見守り相談支援事業」として繰り返し戸別訪問を重ねられる丁寧な取組の必要性にも言及されていました。

いずれにしても、江崎さんが師匠と言われる津久井進弁護士もよく言われますが、被災者支援がめざすのは、日本国憲法「第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」「第25条第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という幸福追求権、生存権の実現をめざした被災者支援が進められるべきです。

そして、そのことを通じて「その人らしい」生活再建を図り、「その町らしい」復興のまちづくりが果たされることまでを見据えた取組が復興であることで結ばれました。

災害ケースマネジメントに関わって来られた方々のお話を聞かせて頂くたびに、災害は、地震や豪雨などという原因で発生しているが、それによって壊され、影響を受けた被害は、一人ひとり違っており、その被災生活、復興のあり方も一人ひとり違っているということを受け止めて、その人権が尊重される復興過程があるべきなのだとすることを常を感じさせられます。

8月31日「災害ケースマネジメントをどう実装するか」

今日は、オンラインで「災害ケースマネジメント構想会議」に参加していました。

24回目となる本日は「災害ケースマネジメントをどう実装していくか?」というテーマで、本年7月に災害対策基本法等が改正施行されたことを踏まえて、その内容の共有や津久井進弁護士から「今回の法改正で何が変わり、何が期待でき、何が足りないか」「現場の支援者は何を自分に実装したらよいのか」などについて課題提起頂きました。

国は「被災者に対する福祉的支援等の充実」と「被災者援護協力団体の登録制度の創設」を中心に、地方公共団体への支援強化、広域避難の円滑化などを進めようとしています。法改正によって被災者支援がどれだけ進むのか、実効性を伴うのか考えさせられました。

高知でこの法改正に伴う災害ケースマネジメントを担う県内の支援者をどのように育成していくのか、また、県外からの支援者と県や市町村が連携しながら被災者の生活再建支援に伴走できるのかが問われているかとも思いました。

いつもご指導いただいている津久井弁護士や野崎先生のご指摘、さらにはお聞かせいただいた鳥取県や徳島県の現状なども踏まえて、高知県でどのように実践していくのか改めて考えてみたいと思います。

(8) 南海トラフ地震対策について

4月1日「南トラ被害想定を行動につなげて」

「南海トラフ巨大地震」について、国の有識者会議は3月31日、最悪の場合は直接死が29万8000人、全壊・焼失建物が235万棟に上る新たな被害想定を公表しました。

2012年の前回想定では、それぞれ32万3000人、238万6000棟とされており、政府は23年度末までに死者を8割、全壊・焼失建物を5割減少させる目標を立てていたが、いずれも1割にも満たない減少に止まりました。

さらに、経済被害は、間接的な影響も含めると292兆円と物価高騰も反映して前回想定より72兆円増え、国家予算の2.5倍に達することとなっています。

また、高知県内では最大4万6千人が死亡するとの新たな被害想定となっており、2012年の前回推計は4万9千人で、防災施設整備が進んだにもかかわらず、死者は約6%、3千人の減少にとどまりました。

地震後すぐ避難する人の割合を20%と設定しており、これが70%に上がると死者は2万3千人に半減するとし、死因の多くを占める津波から早期に避難する重要性があらためて示されることとなりました。

新想定では、直接死とは別に、避難生活に伴う体調悪化などで生じる「震災関連死」を初めて試算し、全国で2万6千～5万2千人としているが、都道府県別は出しておらず、本県でも県内の実情をより精密に当てはめた県版の被害想定を25年度内にまとめることで、「震災関連死」についても試算することとされています。

2月3日に、「県地震被害想定検討委員会」が開催され、今回の国の有識者会議のメンバーでもある福和伸夫あいち・なごや強靱化共創センターセンター長・名古屋大学名誉教授が会長となり、検討が始まりました。

今回の検討では、12年前に出された想定以降、住宅耐震化、津波避難タワーと避難路、堤防の整備など一定の対策の効果を踏まえて、新たな想定がされるが、逆にこの間前回想定には踏まえられていなかった課題も「被害想定の実施項目」として踏まえらるることになります。

委員からも出されていた災害関連死や長周期地震動、複合災害など以外にも津波火災などを

はじめ14項目が新たに想定項目として追加されています。

矢守委員の「この想定で諦めるのではなく、行動計画に結びつけ、県民の行動に結びつけて欲しい」との意見とも通ずるが、福和委員長が指摘されていた「これまでは自治体が頑張るための被害予測になっていた。県民の行動を促すようなものに変えないといけない」という指摘も重要な視点であると思いました。

2022年に、74名の児童が犠牲となった石巻市立大川小学校で次女を亡くされた語り部の佐藤敏郎先生のお話を聞く機会がありました。

「多くの皆さんが、裏山があったのと言われるが、山があるだけでは命を救えない。命を救うのは山ではなく、山に登るという判断と行動です。その行動に結びつけるのが防災であり、それが未来を変えるのです。」と佐藤先生は言われました。

下知地区に「津波避難ビル」や避難所があるから、命が助かるのではなく、そこに皆で声かけあって避難するという行動につなげなければならないし、その判断ができる日常のつながりと訓練が求められています。

その避難意識が100%行動につなげても、津波死者想定は減少はするが8700人が死者想定として残るなら、一人も亡くさないためにどうするのかは、取り組み続けなければなりません。

2万6千～5万2千人と想定される「震災関連死」など人災と言われるものは、徹底的に削減できるような対策が講じられなければならないということを改めて考えさせられる想定の公表です。

10月30日「地震被害想定検討委員会で、震度分布・津波浸水予測とにも見直し」

29日、第4回地震被害想定検討委員会が開催され、傍聴してきました。

「震度分布・津波浸水予測」は、平成24年に高知県が公表したものを、国が本年3月に公表した新たな被害想定をベースに、県内の詳細なデータなどを加味して、より精緻に算出したものであり、震度分布・津波浸水予測とにも見直されました。

震度分布では、高知市周辺の平野部など一部の地域では、震度階級が高くなり、最大震度7に達する市町村が前回の26市町村から33市町村に増加しています。

一方、津波浸水の予測では、国が本年4月に改定した最新の地図情報を活用し、前回よりも詳細な地形図を作成したうえで、近年の潮位データや浦戸湾の三重防護事業などの整備状況も反映し、浸水域を算出したとされています。

その結果、津波浸水面積は、高知県全体で前回の約19,300haから約18,500haに、約4%減少しましたが、いずれにしても、予測は厳しい状況だと言わざるを得ません。

委員からも、「どこの揺れが大きくなったとか、津波浸水域が縮小したとかと受け止めるのではなく、どこも厳しいリスクを抱えていることは変わらないことを踏まえて備えなければならない」「県民には、無茶苦茶分かりやすいパンフレットで周知することに務めなければならない」などの意見が出されていました。

さらに、詳細の検討をするため当初の予定に加えてさらに検討会を追加で開催して、人的被害や建物被害などの被害想定を算出し、今年度末に公表される予定です。

その被害想定をもとに、県では来年度に第6期南海トラフ地震対策行動計画のバージョンアップを図る過程で、対策のさらなる強化や加速化を図っていくことが求められます。

12月27日「被害想定に補強すべき課題で検討」

第5回高知県地震被害想定検討委員会も、前回同様傍聴してきました。

議題として、「L1地震動・津波浸水予測の検討結果」「L1地震による液状化及び土砂災害の検討結果」「L2半割れ（時間差）の検討方針」「被害想定の子測状況（建物被害・人的被害）」「被災シナリオ及び被災様相の作成」などが報告・検討されました。

それぞれの報告内容について、液状化で建物被害などの追記や道路啓開に対応するための建設BCPのバージョンアップや津波避難行動計画の関係性を明らかにすることや、L2半割れの課題では、臨時情報との関係や東側半割れが

起きて、その際高知県からも支援に行って空白中に南海トラフ地震が起きることなどへの対応なども検討すべきなどの意見が出されていました。

また、建物被害が、前回調査よりも全壊棟数、半壊棟数が増加しており、そのことが要因かと思われるが死者数、負傷者数も増加する予測となっていました。

委員からは、本県の耐震化が進んでいる状況の反映や空き家の扱いなどの検討も必要と指摘があり、被災シナリオ及び被災様相の作成では、誰でもがどれかにはあてはまる「シナリオ展開」の必要性や、次年度に作成するということや市町村が作成するなど方向性の改めでの検討を求める意見も出されました。

3月25日「まだまだ備えることが」

第7回県地震被害想定検討委員会で、地震動・津波浸水予測の被害想定が報告されました。

今朝の新聞でも大きく報道されていますが、「死者は2.3万人と半減、全壊は5万棟増」の見出しにあるような内容で、さらに精査が必要だと思ったところです。

政府が昨年3月に公表した被害想定では、これほど取り組んできたのにとと思われる被害想定でしたが、今回の想定では、前提の一つである「地震後すぐに避難する人の割合」を政府想定20%から、東日本大震災後の取り組みで県民の避難意識は向上し、今回の新想定に当たり、25年度県民意識調査の「早期避難意識73%」を採用したことにより、津波による死者が前回の3万6千人から6割余り減って1万4千人となりました。

一方、倒壊による死者は3千人増えて8200人となり、全体に占める割合は前回の12.4%から35.7%へ大きく拡大し、負傷の原因も98%が建物の倒壊によるものとなっています。

これは、今回の調査が最新の地形・地盤データを取り入れたことで、震度7の激震が襲う面積が県土の6.6%から11.7%に広がった結果、揺れによる全壊が13万6千棟と、前回想定の8万棟から大幅に増加し、建物被害が最も大きな冬の夕方、火を使う人が多い時間帯のため火災により7900棟、さらに津波でも

万1千棟が全壊することなども影響しています。

また、今回は災害関連死も初めて算出し、東日本大震災や能登半島地震の実例を踏まえて、本県では1300～2600人と示されています。

2013年の前回想定の4.2万人から今回2.3万人と半減したが、あくまでも机上の想定であり、亡くなられる方をさらに減らしていくために揺れから身を守る、津波から逃げる、守った命をつなぐ避難生活など課題は山積しています。

例えば早期避難意識を持つ73%の方が、本当に避難行動に移せるのかなど、ここまで、備えてきたのですから、ますます自助・共助・近助・公助の防災・減災力を高めて備えていきたいものです。

(9) 火災防災について

11月22日「大分市佐賀関大火に見る市街地大火の4大要素」

18日午後、大分市佐賀関の漁港近くの住宅密集地で発生した大規模火災は、お一人が亡くなり、被災は約130世帯にも上り、住宅など170棟以上に燃え広がったようです。

周囲の山林10カ所程度や、沖合の無人島でも出火していることから、当時は周辺の海上で強風注意報が出ており強風による被害の拡大は否めないと思われます。

焼損範囲は約4万8900平方メートルに及び、2016年に新潟県糸魚川市で起きた大規模火災を超える規模となり、焼損範囲はさらに拡大するとみられています。

去年は、能登半島地震による輪島市の大火、今年に入って大船渡や今治での山林火災と大規模火災被害が続く中、改めてその背景を明らかにすることと、その備えが問われています。

マスコミ報道では、日頃ご指導いただく神戸大の室崎益輝名誉教授のコメントが掲載されていますが、僅かな字数ですので、もっと伝えたいであろうことを引用させていただきます。

室崎益輝先生は、ご自身の20日のFBで「佐賀関の市街地大火について」と次のようにコメントされています。

(引用開始)佐賀関の大火について、大火の専

門家としての「ささやかなコメント」です。
地球温暖化や少子高齢化や地方切り捨てという、自然の強暴化と社会の脆弱化との関りで、現在の日本の市街地の大火リスクを捉える必要があります。

市街地大火の4大要素である、「強風」「乾燥」「消火ミス」「密集」のうち、乾燥には地球温暖化が関わっており、消火ミスには少子高齢化とコミュニティ崩壊が関わっており、密集には市街地整備の遅れが関わっています。

北海道の雪害も瀬戸内海のカキ災害も東北の熊災害も地球温暖化が背景にあるのですが、佐賀関の大火も地球温暖化が背景にあります。そこに、「市街地の老害化」も関わっています。全てを強風の所為にしてはなりません。

最後に一番大切なこと、被災者や被災地の生活や街並みの「創造的復興」をいかにはかるかが問われています。

強風の所為にしてはいけないのですが、強風が無ければ大火が無かったことなので、強風による自然災害と位置づけて「被災者生活再建支援法」を適用して、全焼世帯には300万円+ α の支援金を給付し、被災地の背中を押さなければなりません。(引用終了)

このような背景を事前に把握して、社会の日常の脆弱性として、克服しておくことが求められていることを改めて考えさせられます。

12月18日「大規模火災に備える」

今朝の朝日新聞2面「時時刻刻」で、大分市佐賀関の大規模火災についての記事が特集されていました。

木造家屋がひしめく狭い路地の奥で発生し、強風で広範囲に飛び火し勢いを増す炎を、消防はいかに抑え込もうとしたのか。被災建物の4割を占めた空き家の火災への備えも課題として浮かんできたことなどが、記されています。

大分市消防局幹部によると、当時消火活動にあたった隊員らは「火災が迫ってきて、身の危険を感じた」「視界が悪く退路も絶たれる可能性があった」などと話していたと言ひ、消火活動にあたる隊員が、今回の火災では火勢で後退する際にホースを現場に置いて退避してしまう人もいたというほどで、「経験したことのない

火災。訓練通りの行動ができないほど、難しい現場だったと思う」と振り返られていたということです。

この記事では、東京大学先端科学技術研究センターの廣井悠教授（都市防災）による「瓦や窓が破損した建物は、飛び火のリスクも高まる。住人不在だと消火も遅れる。空き家の火災対策としては、周辺でも鳴動する火災報知機の設置、家屋に火が回る起点となる軒先や窓に、火や熱に強い素材を使う「防火改修」などが有効だ」とのコメントを紹介されています。

丁度15日の「全国防災関係人口ミートアップ」で、廣井先生から「広域火災とその対策～近年に発生した3件の大規模火災について」話題提供頂いていたばかりですので、コメントの背景とかもよく分かります。

その際に廣井先生も主な原因は、「建物密度+強風」加えて「空き家と初期消火」と述べられていましたが、室崎益輝先生(神戸大名誉教授(防災計画))も、記事の中で「佐賀関地域の『木造密集』『道路の狭さ』『強風』といった点は全国各地が抱える課題でもある」とした上で、「延焼リスクをもっと早く判断して応援部隊を要請できるような体制の構築などを検討することも求められるのではないか。今回の火災を『特異な事例』として片付けるのではなく、見えてきた課題を教訓として生かすべきだ」とのコメントも紹介されていました。

そんな中でも、私たちが自助・共助の中で「飛び火の監視、発煙箇所等の発見、早期通報、自主的な予防散水」など、できることもあるということを学んでいくことの必要性も廣井先生から求められることとして提起されました。

(10) 交通機関事故災害について

4月25日「JR福知山線脱線事故から20年一教訓は今」

乗客ら107人が死亡し、562人が負傷したJR福知山線脱線事故から20年が経ちました。

鉄道業界では運転士らの人為的ミスを巡っての処分のあり方など模索が続き、大規模事故を起こした場合、事業者自体が刑事責任を負うべ

きとの声に十分向き合えていないという課題などはまだ残されています。

判断や行動の誤りによるヒューマンエラーは「起こりうる」との前提で、事象を組織内で共有、分析することが重要になるとのことで、ＪＲ西日本は事故後、ミスによる懲罰的な再教育「日勤教育」を取りやめたうえで、１６年には事故が起きた場合も含めて処分しない「非懲戒」制度を導入しています。

処分しないことで職場の規律が乱れるといった慎重論もある中でも、鉄道の安全に詳しい関西大の安部誠治名誉教授は「そもそもミスを起こそうと思っている乗務員はいない。安全向上のために非懲戒とする制度を導入する意義はある」としたうえで「重大な事故が起きた場合、運転士らを処分しないことに納得が得られるのかという懸念は解消されていない。さらなる議論が必要になるだろう」と語り、「社会の理解」を求めています。

また、もう一つの課題である組織罰の導入問題です。

事故後、ＪＲ西日本の歴代社長４人が業務上過失致死傷罪に問われ、現場の急カーブで自動列車停止装置（ＡＴＳ）を設置するなどの安全対策を取るべきだったかなどが争われたが、全員の無罪が確定しました。

甚大な事故を起こした企業責任はどこにあるのか、問い続けられている「組織罰」の導入が求められてきたが、議論が活発とはいいがたい状況が続いています。

脱線事故の遺族らによって１６年４月設立された「組織罰を実現する会」が提案する「組織罰」は、業務上過失致死傷罪を適用できる特別法を創設し、法人に対して罰金刑を科す仕組みで、安全対策が十分だったと言える場合には免責する規定を設けることで、普段からの安全対策の充実や事故の真相解明にも寄与できると考えられています。

遺族に寄り添いこの事故と向き合い続けてきた被災者支援や災害復興における法制化にも取り組まれている津久井進弁護士は「明治時代にできた刑法では、企業活動が原因の大事故は想定していない。法の欠陥は是正されなければならない。しかし、法制化に向けては世論のうね

りがもっと必要だ」と訴えられています。

また、同志社大の川崎友巳教授（刑法）も、「企業活動で多くの人命が失われても法人に罪を償わせる機会がないのが現状だ。組織罰の必要性について、社会への問題提起を続けなければならない」と指摘されています。

私は、当時「この事故は、際限のない競争の行き着く先の結果であり、はじめから安全運転を無視した運行ダイヤ、ミスを犯した運転士に対する「日勤教育」と称した人権無視の再教育、まさに採算性重視の競争優先による命と安全軽視の姿が浮き彫りになりつつある。」と指摘させて頂きました。

そして、その年の１２月定例会では、「１０７人もの死者を出したＪＲ西日本福知山線の尼崎事故における生命の安全よりも利益優先の競争と効率性を重視した超過密ダイヤと新ＡＴＳ増設のサボタージュ。そして、ここにきてさらに命よりも競争・効率性が優先された耐震強度偽装事件の発覚。前者は公共サービスの民営化の成功事例と言われた国鉄民営化。そして、後者は阪神淡路大震災後の規制緩和の中で飛躍的に伸びてきた「民間指定確認検査機関」という大震災の命の教訓を生かすどころか、むしろ踏みこむ代物であったと言うことです。そのいずれもが、人の命よりも利益の方が重いという方針が貫かれているということです。」と指摘しながら質問をしたことを思い出します。

５月１１日「紫雲丸事故から７０年改めて教訓を生かして」

１９５５年５月１１日、高松市沖で起きた宇高連絡船「紫雲丸」の沈没事故から、今日で７０年を迎えました。

その節目に、高知新聞や朝日新聞では連載記事も特集されていました。

事故では１６８人が犠牲になり、修学旅行の南海中の生徒が巻き込まれ、２８人が犠牲になったことは、忘れてはならない事故として「教訓」が伝え続けられなければなりません。

「紫雲丸事故を語りつぐ会」が２０１２年１１月に発行した「検証 紫雲丸事故－南海中学校の悲しみ ２８人の犠牲をムダにしないために『伝えなければならない教訓』」という「事実検証

資料」によると、事故の最大の原因、犠牲者拡大の要因は「国鉄当局の運行方針に事故を誘発する要因があったこと」「紫雲丸の左転行動が沈没事故の直接原因を誘発したこと」「引率教諭、国鉄職員らの避難誘導の放棄が『犠牲を広げた原因』をつくったこと」とされています。

事故後、本四架橋建設の機運が高まり、小中学校で水泳授業の充実に向けてプール整備が進んだとされていますが、その南海中学のプールで昨年長浜小学校の４年生の男子児童が水泳の授業で溺れて亡くなりました。

事故検証委員会報告を受け、市教委は今年４月、授業の事故防止マニュアルを作成し、プールの水深は「全ての児童の両肩が水面から出るラインを目安」と定めました。この基準は、１２年に京都市で起きた小１女児の死亡事故を受け、同市教委が作成した指針を参考にしたそうです。

県内では１８年の夏休みにも、プール開放中に高知市の潮江小の３年女児が一時重体になる事故が起きており、長浜小男児が亡くなってようやく、安全対策が明文化されたこととなります。

今朝の高知新聞の「語り継ぐ命 紫雲丸事故から７０年（下）」の記事には、昨年の５月１１日の追悼慰霊式での校長先生の言葉「事故は戦後の大量輸送時代に技術や利便性、採算性を優先するあまり、何よりも大切にされるべき人命や安全対策が軽視されていたことから引き起こされた」「安心安全な学校づくりに努めてまいります」との言葉が引用されています。

今回のプール事故でも「何よりも大切にされるべき人命や安全対策が軽視されていた」とすれば、紫雲丸事故の教訓が生かされていなかったということにならないでしょうか。

紫雲丸事故から７０年の今日、改めて子どもたちの命と安全安心を守るための最善策を常に考え、対策をとり続ける必要があることを痛感させられます。

８月１２日「日航機墜落事故から４０年の教訓を生かしているか」

１９８５年に羽田発伊丹行きの日航ジャンボ機（ボーイング７４７）が墜落した事故から、４０

年になる今日、航空機をはじめ、公共交通機関の安全運航が求められていることを改めて考えさせられます。

１０年前の３０年目の時には、この欄に「交通機関の事故は、列車事故、バス事故、船舶事故と繰り返される度に、再発防止が言われてきたが、何よりも「命と安全」が優先されるはずの体制や規制が経営効率などによって、先送りされてきた面はいなめません。高知では、多くの将来を担う中学生、高校生を亡くした紫雲丸事故、上海列車事故という交通機関事故、さらには東名高速飲酒運転事故という風化させてはならない事故があります。いずれにしても、事故の教訓は決して風化させることなく、真の意味で原因の本質に迫り、「再発防止」に本気で取り組む責任を交通事業者は問われているのではないのでしょうか。」と書かせて頂いたが、果たしてその責任を果たしてきたと言えるのでしょうか。

羽田空港で昨年１月、新千歳発の日航機と海上保安庁機が衝突し海保機の５人が死亡し、日航機の乗客乗員は炎上する機体から間一髪で脱出したが、この時も人的ミスの連鎖が重大事故につながりました。

訪日客の増加で羽田などで発着の過密化が著しく、国は、他空港への機能分散や人員不足が深刻な管制官の一層の増員などに取り組む必要があります。

そして、海外では、飛行制御システムの不具合が原因の事故が続いたこともあり、メーカーは品質管理に万全を尽くすべきだと言われています。

事故に至らない人的ミスも多発し、パイロットの乗務前の飲酒もなくならない中で、４０年が過ぎて事故が風化し、現場に気の緩みが広がっていないだろうか。

２０１０年１月、日本航空は政府の方針で破綻と再建が進められ、再建の過程で「更生計画」の人員削減目標を大幅に達成し、営業利益も１２月時点で目標の２．５倍となる１、５８６億円を上げたにもかかわらず、大晦日にパイロット８１名と客室乗務員８４名を年齢と病欠歴を基準に整理解雇しました。

１６５名の解雇は、利益を最優先するために、

モノ言う労働者の排除と労働組合の弱体化を狙ったもので、安全に逆行するものであったことは、明らかであり争議団の皆さんは争議の解決は、“安全運航の確立”、失われた利用者からの信頼回復にも繋がるとして闘い続けています。

そんな体質を抱えた日本航空自体に教訓を継承すること、命を預かる責任の重さを自覚することができるのだろうかと思いかけていたと思います。

(11) その他

8月13日「寺田寅彦の『天災と国防』について改めて考える」

「天災は忘れられた頃にやってくる」と言う言葉を残した寺田寅彦は、1934年つまり満州事変の3年後に「天災と国防」と言う随筆で次のように書き始めています。

『「非常時」というなんとなく不気味な。しかしはっきりした意味のわかりにくい言葉がやりだしたのはいつごろからであったか思い出せないが、ただ近来何かしら日本全国土の安寧を脅かす黒雲のようなものが遠い水平線の向こう側からこっそりのぞいているらしいという、言わば取り止めのない悪夢のような不安の陰影が国民全体の意識の底層に揺曳していることは事実である。そうして、その不安の渦巻の回転する中心点はと言えばやはり近き将来に期待される国際的折衝の難関であることはもちろんである。』

実態のわからない「非常時」と言う不気味な状況が作られ、国防ということが言われるようになると、戦争に突破口を求めようとして、そうした危険性に関心になる国民心理の変化に注意すべきだと忠告されているのではないかと思います。

まさに、今の我々に対する警告であるとも受け止められるのではないのでしょうか。

しかし、戦争はあくまでも人為によって起きるものであり、戦争は忘れた頃に自然にやってくるわけでもありません。

そして、「天災と国防」には、「文明が進むに従って人間は次第に自然を征服しようとする

野心」をもって、「いやが上にも災害を大きくするように努力しているものは誰だろう文明人そのもののなのである」と人為による「複合災害」についても警告しています。

そして、戦争との「複合災害」について、「それはとにかく、今度の風害が、『いわゆる非常時』の最後の危機の出現と時を同じゅうしなかったのは、実に何よりのしあわせであったと思う。これが戦禍と重なり合って起こったとしたら、その結果はどうなったであろうか。想像するだけでも恐ろしいことである。」と警告しています。

だからこそ、「戦争はぜひとも避けようと思えば人間の力で避けられなくはないであろうが、天災ばかりは科学の力でもその襲来を中止させるわけにはいかない」と、言われているように、災害が多様化し、頻発化、連鎖化、巨大化、複合化する時代の今こそ「戦争の避け方」を考え、実践する文明を発展させる国民でありたいと思うところです。

9月27日「発生確率の変動より『いつ起きても不思議でない』意識の備えを」

今後30年以内に「80%程度」とされていた南海トラフ巨大地震の発生確率が、政府の地震調査委員会は、新たな研究などを踏まえ「60%から90%程度以上」と「20%から50%」の2つの確率を新たに算出し、昨日から報道されています。

今まで「80%程度」とされていた発生確率の上と下の範囲で、しかも2つの確率が併記されるとなると国民は困惑するだけではないでしょうか。

この二つの確率の根拠の違いがどうかということなどより、予測は不確かなもので、自治体も住民もこの数値に振り回されず、いつでもどこでも起きる前提での備えが大切だということを再確認しなければなりません。

下知地区にも10年前に取材に来られた朝日新聞の佐々木英輔論説委員は「計算方法を変えただけに過ぎず、実際の地震が近づいたわけでも、遠ざかったわけでもない。過度におびえたり、安心したりしてはいけない。数字に振り回されることなく、各地で着実に備えを進めるほ

かない。」と述べられています。

また、NHKのニュースでは、関谷直也東京大学大学院教授は、「数字だけを強調することにとどまるのではなく、最終的に防災につながる方策まで考えた上で情報を発信することが必要だ。」と指摘されています。

現在、国の南海トラフ地震被害想定を受けて2年前に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定について見直しがされていますが、その際に、検討委員の一人である京大防災研の矢守委員は「この想定で諦めるのではなく、行動計画に結びつけ、県民の行動に結びつけて欲しい」と述べられていたが、そのことにも通ずるものだったところだと思っただけです。

とにかく、今までもいつ起きても不思議ではないとの思いで行ってきた備えを確かなものにしていくことが、求められています。

1 1月26日「高まらない防災意識」

1月14日の南海トラフ地震対策推進本部会議で、県や県内市町村が必要な備蓄をどれだけ達成できているかを示す数値(4月1日時点)が、初めて公表され、飲料水や食料、トイレなど基本の8品目全てで目標を達成しているのは8市町村に止まっていました。

備蓄状況には、市町村間で大きな差があり、県と市町村が定める県備蓄方針では、2027年度を目標達成年としています。

一方、自助での備えが分かる25年度県民世論調査の結果では、「飲料水・食料の3日分以上の備蓄率」は、飲料水・食料ともに、70%以上の方が3日分以上の備蓄ができているが、その割合は昨年度比ではやや減少しています。

そして、3日分以上の備蓄ができていない人の3割以上が「まとまった量を購入する習慣がない」と回答していることから、ローリングストック等のさらなる普及啓発が必要と分析されています。

主要項目である「津波からの早期避難意識」、「室内の安全対策」、「飲料水・食料の備蓄対策」「南海トラフ地震臨時情報への理解」の全てで、今年度の目標には達しなかったが、課題であった「津波からの早期避難意識」は改善が見られたとされています。

それでも、年代別の意識率では、70歳代以上が62.9%と特に低く、昨年度の63.0%と比較しても低下しており、高齢者の避難意識に諦めが生じているとすれば、「一緒に逃げる」という取り組みの実践などによって効果的な啓発に務めることなどが求められています。

臨時情報のことを「知っている」又は「聞いたことがある」という人の割合は過去最高(87.4%)となったが、一方で、取るべき行動を理解している人の割合は3割程度にとどまっており、臨時情報に対する正しい理解のもと、命を守る適切な行動につなげられるよう、周知・啓発方法の工夫が必要とされています。

さらに、防災意識を高め、「知っちゅう」を「備えちゅう」という行動変容につなげていきたいものです。

1 2月9日「青森県東方沖地震で『北海道・三陸沖後発地震注意情報』」

昨夜、午後11時15分ごろ、いつもテレビよりも早く鳴る緊急地震速報時ラジオから、速報が鳴って驚いたことでしたが、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、マグニチュードは7.5と推定され、同県八戸市で最大震度6強が観測されました。

気象庁によると、青森県で震度6強を観測したのは1996年10月に観測計を設置して以降初めてで、気象庁はこの地震で、北海道太平洋沿岸中部と青森県の太平洋沿岸、岩手県に津波警報を出したほか、北海道沿岸の東部、西部、青森県日本海沿岸、宮城県、福島県に津波注意報(今朝6時20分にはすべての注意報は解除)を発表しました。

津波は9日午前2時までに、いずれも最大波で岩手県久慈市で70センチ、北海道浦河町で50センチ、青森県八戸市と同県六ヶ所村で40センチなどが記録されました。

9日未明にあった関係省庁災害対策会議で、赤間防災担当相は今回の地震による負傷者が午前3時過ぎ時点で、計13人に上ると発表していますが、被害状況の収集が図られるに従って被害が大きくなることを願っています。

また、続いて起きる可能性のある巨大地震への警戒を求める「北海道・三陸沖後発地震注意

情報」発表されたことを受けて「今後1週間程度、気象庁や自治体からの情報に留意するとともに、家具の固定など日頃からの地震の備えの再確認に加え、揺れを感じたらすぐに避難できる体制を整えていただきたい」と呼びかけられています。

この情報は、南海トラフ地震臨時情報と同様に、大地震の発生可能性が高まった際に注意を促す情報ですが、対象地域や発表条件、情報の呼びかけ方が異なるものです。

いずれにしても、大変寒い時期での避難行動・生活への備えとなりますので、十分体調に気をつけられて備えて頂きたいと思います。

1月1日「復興は、被災当事者が主体者として」

熊本地震から10年、東日本大震災から15年、南海地震から80年という年を迎えました。

そして、2年前の今日、能登半島地震が発生し、被災地で未だ約1.9万人が仮住まいをされている中で、復興の前途は険しいものがあることが伝えられています。

地震の直接死と行方不明は1年前と変わらず228人と2人で、災害関連死はこの1年間で、新たに194人増加し、新潟、富山両県を合わせ470人となっています。

先行きが見えない中、人口流出に拍車が掛かり、奥能登4市町の人口は同年11月1日現在、地震発生時から約13%減り、特に若年層の減少が著しく、魅力ある産業と雇用を復活させられるかがカギを握ると言われています。

これまでの、それぞれの災害から復興しようとする被災地の姿を見るたびに、被災当事者が復興当事者から外されていった過程や、見た目はきれいな被災復興地に被災当事者の多くが帰って来れないのは、当事者がすり替わり、被災当事者が主体となれなかった復興が強行されたからだと言う問題を提起しているように思われてなりません。

私たちも、未災地の間に、やがてくる南海トラフ地震からの復興のための「事前復興まちづくり」にスタートする今年、被災当事者が復興当事者であることを蔑ろにしないワークショップに取り掛かりたいと思います。

1月3日「二人称防災で行動変容に」

1月1日、午後4時10分。

能登半島地震から2年目となる中で、報道では、多くの被災家族のことが取りあげられています。

その家族の中で、生き残った家族は、亡くなった家族によって「自分は生かされている」との思いが語られています。

どうすれば、この家族を守れたのだろうか考える日々が多かったことだろうと思います。

そのことを考えるにつけ、東大大学院情報学環特任教授で政府中央防災会議委員などを務められている片田敏孝先生が言われる「二人称の防災」で行動変容を起こさなければと改めて考えさせられます。

昨年11月5日の内閣府「津波防災の日」イベントで「南海トラフ地震等を見据えた国民の防災意識向上と行動変容について」の基調講演で片田敏孝先生が「避難の行動変容には『二人称の防災』が大切だ」と話されたことを、私たちが地域でもご指導いただいていた鍵屋一先生が、月刊ガバナンス12月号「自治体の防災マネジメント」で紹介されています。

片田先生は、「恐怖感を与える「一人称の防災」は正常性バイアスが働くために、行動変容が起きにくい。」と話されます。

しかし、大切なお母さんが地震で家具の下敷きになり、津波避難警報が発令された時に、自分たちでは家具を動かせず下敷きになったお母さんが、「もういいよ、あなたたちは逃げて」と言ったらどうするか。「答えはある。それは地震前に家具の転倒防止対策をしておくことだ。」と先生は言われます。

このことから、自分の大切な人(二人称)のことになると心配性バイアスが働き、いわゆる自分事化になりやすいことを理解してもらうものです。

また、「津波警報が出た時、子どもたちは必ず避難しているとお母さんが信じている事が大事。帰ったらお母さんに、一人でも必ず避難場所に逃げているから、お母さんもそれを信じて、すぐに避難してね」と伝えて頂くことを話します。

これは、防災に関するコミュニケーションに

において、説得ではなく共感による納得を目指すもので、態度の変容から行動変容に繋げていくものです。

片田先生は「災害対応に関わる当事者感、主体性を連呼しても、行動変容は促されない。人の心情のありようを理解し、これを踏まえて態度変容を促し、結果として行動変容が導かれる。防災では、そうしたコミュニケーションのデザインが必要と考える」とまとめられているが、改めて説得ではなく納得で共感を生むコミュニケーションを心がけていきたいものです。

1月7日「鳥取・島根震度5強で改めて備えと向き合って」

昨日6日、午前10時18分頃、鳥取県と島根県で最大震度5強を観測したマグニチュード(M)6.2の地震が発生しました。

丁度、議会控室にいた時でしたが、高知でも緊急地震速報後すぐ揺れが始まり、後から震度3であることが分かりました。

以降、これは、地震活動が活発な「山陰ひずみ集中帯」と呼ばれるエリアで起きたもので、気象庁は過去の事例などから、さらに強い揺れの地震が起きる恐れもあるとして、注意を呼びかけています。

気象庁によると、震源は主要な活断層とは評価されていない断層とみられているが、京都大の飯尾能久名誉教授（地震学）によると、この周辺の地域では1943年の鳥取地震（M7.2）の翌日にはM6.2の地震が発生し、その半年前にもほぼ同じ場所で、M6.2の地震が2回発生し、2000年の鳥取県西部地震（M7.3）の際にも、地震活動が続いたと言われています。

また、今回は、震源に近い地域では約20分間に4回、緊急地震速報が鳴って、それぞれ震度5強、震度5弱、震度4といった大きな揺れが実際に観測されました。

また、鳥取県西部で長周期地震動階級4が観測され、階級4は24年1月の能登半島地震以来となります。

山陰両県に地震が発生しやすい「ひずみ集中帯」があるとする京都大防災研究所の西村卓也教授（測地学）は「内陸地震で見れば、山陰も地震が少ない地域とは言えない」と強調し、「西

日本で地震が増加するフェーズに入っており、将来的な南海トラフ巨大地震の発生までに、今回と同規模の地震が起こる可能性はあり、より一層の備えが大事だ」と指摘されています。

やはり備えが急がれるとともに、先日の全国防災関係人口ミートアップで室崎益輝神戸大学名誉教授が言われたように、「規模の最悪」と「不測の事態の考慮」という最悪想定と向き合う対策を講じていきたいものです。

また、原子力規制委員会によると、松江市にある中国電力島根原発の安全機能に異常はないというが、再稼働を目指す浜岡原発3・4号機をめぐって耐震設計の目安になる「基準地震動」について、原子力規制委員会への説明とは異なり、揺れを過小評価するデータを意図的に選んでいた疑惑が生じている中で、原発への信頼は全く失われている中、原発回帰の流れに早急に歯止めをかけなければなりません。

2月13日「高知でも災害中間支援組織立ち上げ」

2年前の9月定例会で、「災害中間支援組織の設置」を求める質問をし、県からは「県社協とも連携しながら、災害中間支援組織の立ち上げに向けて、一つ一つ課題を整理しながら検討を進めてまいりたい。」との答弁を頂きました。

そして、その後の質問機会ごとに取り組みの進捗状況なども質問してきました。

そのような中で、12日、平時及び災害時において、相互が連携・協力することにより、NPO等の支援団体による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われ、被災者の避難生活等への支援と早期の生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的に、高知県社会福祉協議会、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）及び高知県の三者で、「災害中間支援組織の設置及び運営等に関する協定」が締結されました。

また、県社協を事務局に、社会福祉法人やNPO、子ども食堂など食の支援団体、動物愛護団体、大学など39団体が加わり、災害時に支援活動を行う県内の団体が「こうち災害支援ネットワーク」が設立されました。

その後、「こうち災害支援ネットワーク ス

「タートアップシンポジウム」を開催し、「官民連携による被災者支援体制の構築」、「多様な主体が連携して取り組む被災者支援」などのテーマでシンポジウムが開催されました。

「いつもの活動が"いざ"というときに生きる！つながりを深め、みんなのチカラで被災者を支える」ネットワークが、「災害時に支援を『もれ・むら』なく被災者に届けるため」の関係性を築き、顔の見える関係から、いざという時には無理の言える関係として、より実効性を高めて頂きたいものです。

10月22日「高知県も命を守る選択肢への支援を」

21日付け高知新聞「地震新聞」に「耐震シェルター、命を守る選択肢 多くの県で導入補助 高知は「全体耐震基本」との見出しで耐震シェルターの特集記事がありました。

住宅の一部に強固な空間をつくる「耐震シェルター」という備え方で、建物全体の大がかりな耐震化が難しい場合であっても、低価格かつ短期間の工事で命を守る可能性を広げようとする方法で、先進的に取り組んできた静岡県、三重県や徳島県など、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される静岡から宮崎まで10県のうち8県で、設置に何らかの補助制度があります。

しかし、本県は支援策がない状態だとして、先進県の取り組みの状況や本県がなぜ、支援策がないのか県の考え方などを記事は照会して下さっています。

記事の中にも「シェルの活用は、高知県議会でも東日本大震災以前から議論されてきた。執行部は「調査、検討する」「他県でも補助実績は伸びていない」と述べるにとどめて今に至る。」とありますが、私がこの課題を初めて取りあげたのが東日本大震災前の2009年2月定例会でした。

以降も、「一室耐震化」というあり方などで取りあげ、2015年12月には、会派の「知事への県政要望」でも、「木造家屋の耐震化については、県産木材の活用を図る一室耐震化についても支援をすること。」を取りあげましたが、「全体が倒壊した場合、外に救出すること

の困難性などの課題があるので、まずは低コスト工法の浸透や壁柱工法の可能性を検討したい。」との姿勢に終始しています。

記事では、「国土交通省は昨年8月、『木造住宅の安全確保方策マニュアル』を公表し、「何もしないよりはリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策を講じることも有効」として、耐震シェルターも盛り込まれた。」とあります。

そして、マニュアルは、閉じ込められる危険性への対応▽シェルの強度の確認▽家屋全体のバランスを崩していないかーといった留意事項も示し、各県の補助制度なども紹介しています。

記事は、三重県でシェルター開発を担った同県木材協同組合連合会の担当者の「シェルターは耐震化に比べて対象となる人が絞られる。たとえ導入件数が少なくても“弱者”への選択肢として、用意されていることに意味があるのでは」との言葉で、結ばれています。

なお、本県も、命を守る選択肢としての耐震シェルの補助制度が令和8年度に予算化されました。

2 生きづらさ・働きづらさの課題の調査研究について

(1)生きづらさについて

①生きづらさについて

4月14日「発見まで死後8日以上孤立死が2万1千人」

午前7時半から交通安全指導をしていると、高齢の方が杖をついたりしながら開店したばかりの喫茶店に向かう光景を目にします。

そこのお店は、モーニングを食べに来られた高齢者で満席になるそうです。

そんな方たちにとっては、そこが語らいの場でもあり、安否確認の場なのかもしれません。

そんなことを思いながら交通安全指導で挨拶をかわす日々の中、4月12日付けの朝日新聞に「死後8日以上、「孤立死」2万1千人」と

の見出し記事に考えさせられました。

昨年、警察が取り扱った死者20万4184人のうち一人暮らしで自宅で亡くなった人は4割近くの7万6020人で、65歳以上の高齢者が5万8044人と8割近くを占めていたとのことです。

死亡してから数日以内に発見される人が目立ち、4割近くが当日か翌日に発見され、7割超は1週間以内に見つかっている一方で、死後8日以上経過して発見された2万1856人のうち、1カ月以上は6945人、1年以上は253人となっているそうです。

そして、死後8日以上経過したケースでは、男性が8割を占めています。

内閣府の作業部会は、「孤立死」者数を把握するための目安として、死後8日以上経って見つかったケースを扱うことが適当と指摘し、このケースは生前に社会的に孤立していたことが強く推認されるとしています。

2月25日付けのブログで『『独り』の現役、『独り』の老後に寄り添って』と題して、「孤立した現役世代」と「老後ひとり難民」の生きづらさの問題について、取りあげたことがあります。

改めて考えさせられるのは高齢者になってから顕在化する問題ではなく、60代になれば体の不調も増え、介護を受けるかもしれないが、自分には世話をしてくれる相手も、誰かに頼めるだけの経済力もないという潜在化した現役世代が、高齢化した時に「老後ひとり難民」にならないためにも、早くから人や地域やサービスとつながる仕組みの必要性だということです。

5月23日「孤立・孤独・困りごと解決へ」

22日、ひきこもりや不登校に悩む人、障害者らが抱える困り事に対し、幅広い分野の関係者が連携して解決を目指す多機関連携協議会「とさブリッジ」が本格始動したことが、報じられていました。

福祉分野の経験が豊富なコーディネーターがワンストップで相談を受け、関係機関につなぐことで、孤立や自殺防止を図り、困り事を抱える人の支援として、分野をまたぐ課題には対応していくこととしています。

内閣府は、2024年4月に施行された孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画について、今夏までに改定する方針で、高齢者らの孤立死や、子どもの自殺の防止に向けた課題を充実させて、孤独・孤立対策に取り組む自治体の先行事例についても他の自治体の参考となるよう周知するとの考えです。

24年の小中高生の自殺者数は、前年比16人増の529人で、統計が残る1980年以降で最多となり、孤立死に関しては、社会的に孤立していたとみられる人が死後8日以上経過して発見されたケースを孤立死と位置付け、24年は2万1856人が孤立死したとの推計結果が公表されています。

また、孤独・孤立のリスクを抱える65歳以上の単身高齢世帯数も増加傾向となっており、政府の推計によると、全世帯に占める単身高齢世帯の割合は20年は13.2%だったが、50年には20.6%に増える見込まれており、対策が必要となっています。

これらの背景をもとに、本県での課題解決の一環としての取組の一つであると思われますが、ぜひ実効性のある取り組みとなるよう期待します。

6月30日「生活保護引き下げ最高裁違法判決」

国が2013～15年にデフレによる物価下落を理由に食費や光熱費など生活費部分の基準額を最大10%引き下げ、計約670億円を削減したことを違法と認め、減額決定を取り消す最高裁判決が27日に出されました。

最高裁は、通常の改定時には行われる専門家による検討を経ていないこと、それまでと違って物価変動だけを直接の指標としたことを指摘し、合理的かどうかについて、専門的知見に基づいた十分な説明がされていないことを重視し、厚労相の判断過程に誤りや落ち度があったと結論づけました。

引き下げ前の2011～12年頃、リーマン・ショック後の世界的な不況の影響で生活保護利用者が右肩上がり急増し、一般世帯の暮らしも上向かない中で、芸能人の家族の制度利用などをきっかけに、生活保護制度や利用者を狙った「生活保護バッシング」が過熱しました。

そんな中で迎えた12年の衆院選で、野党だった自民党は公約に「給付水準10%引き下げ」を掲げて大勝し、政権に返り咲くことによって厚生労働省は翌年、生活費にあたる生活扶助を3年かけて平均6・5%、最大10%引き下げることとしました。

自民の選挙公約への「付度」が容易に推認されるみので、生活保護バッシングに乗じて行われた、国による最大の生存権侵害だったと言えます。

生活保護は、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を守るためにあるもので、生活保護は最後の安全網であり、「いのちの砦」なのです。

それが、SNSでは利用者を攻撃する書き込みが後を絶たないし、最近でも、自治体の窓口で申請を拒む露骨な「水際作戦」が明らかになっており、その利用をためらわせるような差別や偏見を社会から取り除けるのか問われているのではないのでしょうか。

この当時も自民党は「自助自立」を前面に掲げていたし、菅政権も誕生当時のまずは自助優先の政治姿勢の自民党が参院選で国民の置かれた暮らしとどのように向き合うかが問われているのではないのでしょうか。

8月17日「第50回高知酒害サマースクール」

今日は、第50回目となる「高知酒害サマースクール」に出席し、挨拶をさせて頂いた後は、各地の断酒会メンバーによる体験発表を聞かせて頂くとともに山本道也先生(高知アルコール問題研究所所長、下司病院院長)の講演で「アルコールの弊害—こじゃんとかわいアルコール依存症」について、聴講させて頂きました。

山本先生の飲酒により悪化する内科疾患・精神疾患、飲酒と依存症の生命予後などの詳細データをもとに、「こじゃんとかわいアルコール依存症」に「たまるかー」がつくほどの怖さについて、聞かせて頂きました。

アルコール健康障害の早期発見、早期介入、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、内科・救急等の一般医療、一般の精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制がきめ細かく組織される

ことが求められます。

9月14日「ひきこもりに寄り添うとは」

13日は、ひきこもり状態にある方やそのご家族が孤立することなく、地域社会においてひきこもりに関する理解を深め、相談しやすい環境づくりを進めるための「ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバン in 高知」に、参加していました。

「かるぽーと」で開かれた会場には、オンラインも含め約90人が参加されていて、「高知のピアサポートにみる“寄り添う”とは？」とのテーマで、高知らしい元当事者の体験談などを聞かせて頂きました。

ひきこもり当事者だったピアサポーターが仰っていましたが、上から目線の「寄り添い」ではなく、「一緒に楽しめることを取り戻す」ことが「寄り添う」ことでもあり、「履歴書は真っ白であっても、その間に苦しんでひきこもったことに価値があると思って欲しいし、それが生きていくうえでの武器になるような社会になればいい」との言葉に共感できる寄り添いが必要だと感じさせられました。

9月15日「高齢者が話し集える場を」

9月15日は敬老の日です。

数日前から、地域の民生委員さんが、地域の後期高齢者宅を訪問して、お祝いのお菓子を配布されています。

そんな県内には、100歳以上の高齢者は1031人(15日現在)で昨年同期に比べて4人増え、9年連続で過去最多を更新しています。

人口10万人当たりの人数で見ると、高知県は157.16人で、都道府県別では13年連続最多の島根県(168.69人)に続く2位で、全国平均は80.58人となっています。

65歳以上の高齢化率も高知県(36.6%)は2位で、秋田県(39.5%)に続く高さで、3位は青森、徳島県(35.7%)で、全国平均は29.3%となっています。

年齢を重ねても元気はつらつ、いきいきと活動する年配の方々が多く、地域活動のリーダーとしても活躍されている方が多くおられます。元気はつらつとした方が多くを占める「65歳

以上」を高齢者とみなす考え方は多くの国で共通していますが、始まりは1956年の国連の報告書だそうです。

既に70年近くがたち、日本人の平均寿命は20年ほど延びた中で、高齢者の年齢見直しは社会保障や定年など多くの制度に影響し、慎重な議論が必要になっていくのは当然かもしれません。

ただ、半世紀以上も前に生まれた「高齢者」の概念を私たち一人一人が問い直すことは、老年の暗い側面が強調されがちな社会の空気を変え、気持ちを前向きにするきっかけにもなりますが、そのことを支えていく社会の仕組みや制度の変革もあわせた議論が必要になろうかと思っています。

高齢者が働く理由は、生きがいややりがいを求めるだけでなく、「収入のため」が半数を超えている背景もしっかりと捉えておく必要があります。

諸物価は高騰し、介護保険料も上昇が続く中、そもそも低年金で、働かなければ生活できない人も多い中、支え手として頼りにするだけでなく、老後の生活を支える制度の充実も欠かせません。

元気な高齢者は、以前より増えているかもしれませんが、生き生きとした暮らしを遠ざけている「孤独」の課題と向き合わざるをえない高齢者の方々は多いのではないのでしょうか。

高齢者の単身世帯は増え続け、何日も誰とも話さないという人も少なくありません。

私のご近所でも、話し合いのできる場が欲しいとの声もあります。

近所の公園で毎朝ラジオ体操をしている高齢者グループの方がいますが、ラジオ体操が終わった後は、それ以上の時間をかけて、おしゃべりタイムが続きます。

近所の町内会とマンションで隔月一回行っている「おしゃべりカフェ」は、平時からの語らいの場として、顔見知りの関係や地域の支えあいの関係を築き、いざという時には津波避難ビルに避難したり迎え入れたりできる関係を築かれています。

そんな「話ができる」「支えあう」地域力づくりにもつながるきっかけを、考えられる敬老

の日になればと思います。

11月3日「『身寄りなき老後』に苦慮すること」

国でも、新たな法改正によって、「居住サポート住宅」の仕組みが設けられ、安否確認など生活支援サービスを一体で提供する物件をあらかじめ認定することができることとなったが、この10月に施行されました。

今朝の朝日新聞では、「身寄りなき老後」と題して、単身で頼れる身寄りもない高齢者が亡くなった場合、残置物の処分を難しい問題として取りあげています。

私も、以前から、県内の住宅確保要配慮者の問題に関連して、幾度か県議会質問で取り上げ、「基本計画にあるようにセーフティーネット住宅の登録戸数のみを成果指標にするのではなく、取組の進め方をさらに具体化し、実効性を示すことが求められている」と指摘し、福祉と住宅をつなぐことを求めてきました。

しかし、住宅が確保できても、亡くなられた時の残置物の問題は新たな問題として残っています。

法律上、所有権は相続人にあたる家族親族が引き継ぐもので、大家などが相続人に断りなく処分することはできず、その所在を探して片付けを頼む必要があります。

その際、必ずしも応じてくれるとは限らず、相続そのものを放棄されることもあり、全員が相続放棄をすれば依頼する相手もおらず、宙に浮いてしまうこととなります。

これまでも幾度となく指摘してきたが、単身の高齢者が新たに部屋を借りるのは容易ではなく、国土交通省の2021年度の調査では、住宅を貸す「賃貸人」の約7割が、高齢者に貸すことに「拒否感がある」と回答し、その要因は残置物処分の難しさや、孤独死の発見が遅れて「事故物件」になる懸念などとされています。

また、公営住宅には収入が一定以下などの条件があり、地域によっては倍率も高く、国の調査では、高齢の単身世帯は24年に903万世帯を超え、今後も増えていく見通しです。

記事にあるケースの長野県社会福祉協議会の「入居保証・生活支援事業」を利用し、亡くな

った場合、残置物は県社協に贈与するという内容で死因贈与契約を結んでいたため社協が処分できたとのこと。

厚生労働省の24年調査では、全国5482万5千世帯のうち高齢の単身世帯が約903万1千世帯を占め、50年には約1083万9千世帯に達するという推計もあり、一方で「持ち家率」は60歳以上では約80%だが、40代は約58%と下がり、今後は高齢期の持ち家率も下がる見通しの中で、高齢者の単身化の問題は加速化するばかりであり、看過できない問題だといえます。

1月25日「地域共生交付金削減で、制度の狭間の困窮者を置き去りにせぬよう」

高知県では、高知型地域共生社会の実現に向けて、「重層的支援体制整備事業」によって、各市町村で地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して取り組まれてきました。

そして、これからも公的なサービスだけでは、十分に対応できない課題が増加する中で、取りこぼされることがないようにと行政の支援体制と地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、「重層的支援体制整備事業」が進められるように期待してきました。

しかし、今朝の新聞で、ひきこもりや貧困といった複合的な課題を抱える住民を支え、地域での共生を目指す事業について、厚生労働省が2026年度から1自治体当たりの交付金を大幅に削減する方針であることが分かったとの報道されていました。

26年度に事業を始める自治体は、以前に比べ最大7割近くカットされるということで、厚労省が推進へ旗を振ってきた目玉事業の方針転換に対し、自治体から「急激で乱暴だ」と反発や困惑が広がっています。

削減の理由としては、財務省からの事業見直し要請や予算の制約、厚労省担当幹部の意向などが指摘されており、厚労省は地域共生社会づくり自体は進める方針で、生活困窮者支援の別の事業を中心とした進め方に転換する考えのようで、地域福祉の連携に混乱が出る恐れもあると懸念されています。

私も、これまで「高齢の親とひきこもりの中年世代」支援の課題などに加えて、防災×福祉の課題などをはじめとして、災害ケースマネジメントの取り組み支援など縦割り行政のはざまに落ちやすい住民を分野横断的に支援するために「重層的支援体制整備事業」を活用することを求めてきました、

26年度は約580自治体に増える予定だったが、厚労省は実施自治体数の増加に応じて交付金の全体額は増やしているが、1自治体当たりの交付金基準額を25年度に大幅に引き下げ、26年度に事業を始める市区町村は交付金をさらに削減するとし、事業開始から5年たった場合は、2分の1だった国の費用負担割合を3分の1または4分の1にするとしています。

これまでこの事業活用で、地域共生社会づくりを推進しておいて、まさにハシゴを外すような対応は、高市政権の国民の暮らし置き去りの姿勢にもつながるものではないかと思わざるをえません。

②虐待予防について

1月6日「虐待からの今『恩返しに生きる』」

昨日は、「ちよテラホール」で「社会に出る僕たちに 本当に必要な支援とは～支援ではなく関係を！認める、認められる。～」をテーマに、幼少期より壮絶な虐待を受け、自身の過酷な家庭環境と児童養護施設での生活経験を経て、過去を価値に変えてきた新居優志さん(株式会社Fans 代表取締役／鳥取県米子聖園天使園卒園)の講演会がありました。

講演会は、高知市の社会的養護自立支援拠点事業所「にじいろステーション」と児童家庭支援センター「高知ふれんど」が企画されたもので、長いお付き合いがあり児童虐待予防について学ばせて頂いていることから、お声かけがあって、参加してきました。

今朝の高知新聞にも記事が出ていましたが、その生き方の中で学ばれたことに、私たちも厳しい環境の子どもたちとの向き合い方を教えられました。

「支援とは何かをしてあげることではなく、

信じて待ってくれた人がいたと言う記憶を残すこと。」だと言い、「啐啄同時」という言葉を紹介されました。

それは、卵の中のひなが殻を破ろうとする時、親鳥も同時に卵をつつくことを意味し、「子どものサインなしにつついてもうまくいかない。小さいサインを信じて待つこと、そしてそれに気づくことが大切で、このバランスの支援が本質ではないか」と最初に呼びかけられました。

新居さんは、「過去の自分は、幼い頃から父を一度も見たことがない。母の精神的不調によって家に帰られない。食べられない。公園の水道水で空腹を満たし、公園で寝る日々が続いた。母からの虐待で死を考える毎日があった。高校には行かせない。働いてこい。お前は金を稼ぐために産んだ。」と言われて、育ったことを「否定して生きてきた過去」として紹介されました。

しかし、児童養護施設との出会いが人生の転機になったとのことで、そこで得たことは「学校に行ける喜び。朝昼晩ご飯が出てくる。高校・大学進学。世界の20カ国以上を訪問できた。」ことで、施設との出会いは光だったと言われています。

「人は何を持っているかよりも、誰に出会うかで人生が変わる。」「過去は変わらない。ただ過去の価値は変えられる。」「人はいつからでも、どこからでも変われる。」「待つ支援。信じる支援。つなぐ支援。という三つの支援がある。」「できたと言う成功体験を積み上げることが大切。環境で人生は決まらない。」「恩返ししたい。恩返しに生きる当たり前に感謝する。自分の話のためにいろんな人が来てくれている。これにも感謝しかない。」などと、自らの体験の中で、得られてきた一つ一つの教えの一言一言が刺さる言葉ばかりでした。

新居さんが「自分を信じてくれたからやろうと思った」恩返しは、「三つの支援」の実践なのかなと考えさせられました。

③精神に障がいのある方への医療費助成について

6月4日「私たち抜きに、私たちのことを決め

ないで」

昨年来、精神障害者当事者・家族会「はっさくの会」の皆さんとともに、「精神障害者のための医療費助成制度創設」に向け、連携した取組をし、議会質問でも取りあげ、「医療費助成事業に係る関係者会議」も傍聴してきました。

これまでの「助成対象とする範囲」に加えて6月2日の第3回検討会では「助成対象とする障害の程度」について、精神障害者保健福祉手帳の等級に基づいた検討がされました。

しかし、身体、知的障害の等級との比較や助成対象となる医療費の試算などをもとに、検討がされると三障害での均衡や財源論が立ちはだかってしまうことに、当事者・家族の理解と納得は得られないのではないかと思います。

当事者団体の代表として参加する委員から「精神障害者のための医療費助成制度創設に向けた意見」が文書で提出され、中でも、最後に言及された部分を他の委員さんにもしっかり受け止めて次回以降の検討を進めて頂きたいと思います。

「単に財政負担を云うだけでは説得力を持ち得ません。しかも、財政負担規模のみで政策立案の可否が判断されるべきでもありません。また、本委員会は、行政関係者、専門機関、有識者でほとんどを占められており、当事者・家族代表委員は1名のみです。障害者権利条約では、『私たち抜きに、私たちのことを決めないで(Nothing about us, without us)』が基本的な政策立案姿勢とされていますが、このような当事者・家族の声の反映されにくい委員会構成で、精神障害者・家族の生活に直結する重要な政策立案がおこなわれてよいのでしょうか。」という訴えに、今こそ他の委員が耳と心を傾けて頂きたいと思いました。

10月20日「精神障がい者への医療費助成で、対象拡大求める声が最後まで」

今日は、第5回目となる精神障がい者への医療費助成を検討する関係者会議の傍聴してきました。

9月定例会でも質問し、その素案の方向性を注視していましたが、示された内容は、助成対象を最も重い等級の1級とし、既に助成がある

身体、知的障害者と同様の措置を基本とするものでした。

なお、2級のうち18歳未満で身体や知的に中程度の障害がある方や、2、3級のうち2年に1度の更新で前回の等級が1級の場合も対象に含むとされていますが、家族会などが求めてきた全級を対象とする願いに応えるものではありませんでした。

委員の県精神科病院協会岡田会長は「かなり不満を感じる。医療で支えて初めて維持される、通院だけでも対象を広げるべき。全国で立ち後れた6県の中の本県としては、周回遅れで追いつくだけでよいのか。」と指摘されていました。

また、地域生活支援に携わられている委員からは「在宅でやっと生活している人をサポートできるようにしてほしい。」との声をあげられました。

当事者を代表した委員からは、「実質1級のみを対象とした素案のように受け止められる。これまで求めてきた声が十分に反映されていない。」など厳しい声が出されたが、市町村代表の委員らの多くは、「必ずしも納得いかないかもしれないが、3年後の検討もあるし、まずはスタートしてみることでどうか。」との考えが示されました。

最後まで、「2級までは何とか拡げて頂きたい。始まればいいのではなく、遅れを取り戻す必要がある。」「システム変更などで2027年スタートになるのであれば、さらに検討してほしい。」などの意見も出される中、会長は「押してのご意見だと思うので、そのことも含めて最終案への調整を連投して欲しい」と結ばれました。

11月17日「精神障がい者への医療費助成制度の対象に当事者の声は届かず」

第6回「精神障がい者への医療費助成を検討する関係者会議」が開催され、ともに医療費助成制度の対象を全ての障がい者とすることを求める運動をしてきた家族会の皆さんらとともに傍聴しました。

検討会で改正案として示された内容は、第5回の素案と変わらず、「令和9年4月から全市町村で開始して、助成対象を1級とし、2級の

うち18歳未満で身体や知的に中程度の障害がある方や、2、3級のうち2年に1度の更新で前回の等級が1級の場合とする」とされ、当事者や家族会などが求めてきた全級せめて2級までを対象とする願いに応えるものとはなりませんでした。

県内で精神障害者手帳を持っている8038人のうち、1級は1割未満で残り9割は2級3級であり、委員からは「等級が2級・3級の人も福祉施設での収入は少なく併発した病気の治療を諦めざるを得ない実態がある」との声をはじめ、「せめて2級まで拡大を」、「病院から地域への流れをつくってきた行政はその流れを止めないようにするためにも、地域で暮らせる支援制度が求められる」などの声があげられました。

今後は、助成範囲について「改正から3年をめどに身体や知的も含めた制度全体を検討する」としているが、それと併行して当事者や家族会の意見はしっかり聞いていくことは、事務局も明らかにしました。

また、会長から「今後の検討体制のあり方」「制度の周知」「診断書の書き方など医療機関との意見交換」「相談者への支援の在り方や家族会との関係性」などについて、事務局に課題が提起されました。

そして、会を終えるにあたって、会長からの「課題を残しながら一定の方向性が示された。国への継続した働きかけは求めておきたい。当事者、家族の大変さは誰にも生じるものではないか。お互い様の問題と受け止めて、あらゆる支援施策に反映して頂きたい」との結びの言葉を事務局がしっかりと受け止めた対応をして頂きたいものです。

検討会後には、県精神障害者家族会連合会の横田直子会長やこれまで当事者として声をあげてこられた「はっさくの会」会員らによって、記者会見し「1級の障害者は全体のわずか7・4%で、2級、3級の人も日常生活が厳しく、就労が難しい状況は変わらない」と強調し、署名の趣旨も実現されていないので、今後も拡充を求めて取り組みを進めていくことの決意を示されました。

④難病患者への支援について

9月17日「難病患者さんたちの意思伝達権利の保障を」

13日から14日にかけて、難病団体連絡協議会の「地域で支えようICTコミュニケーション」をテーマに研修会が開催されました。

これは、難病患者さんに対して、地域でのコミュニケーションの支援が出来る体制づくりに向けた研修会で、意思伝達装置や支援機器の体験と実践に向けた支援の仕組みづくりに向けた講演を聴講するとともに、機器の操作の体験もさせて頂きました。

また、「神経難病のローテクコミュニケーション」について、医療機関で実践されている言語聴覚士さんの患者さんの「伝えたい」を患者さんの立場に立って支援の工夫と改善がどのようにされる必要があるのかなど貴重な話ばかりでした。

この講演とあわせて、実際の文字盤を使って文字確認をする体験もしながら、神経難病患者とコミュニケーションをとり続けるために大事なことについて学ばせて頂きました。

先進的な取り組みから、「神経難病患者とのコミュニケーションを取り続けるため」に、「病気を見るのではなく、『人』を見る」「サインを見逃さない」「声(音声)による会話より時間がかかるため、ゆっくりとした時間の流れを楽しむ気持ちが重要」であり、「適切なコミュニケーション手段」「本人のコミュニケーション意欲」「支援者側のあきらめない、決めつけない気持ち」があればコミュニケーションを取り続けることは可能ということをしっかりと踏まえたローテクとハイテクを上手に併用してICTコミュニケーションを地域で支えていくことの重要性を痛感させられました。

こういう全国の状況を見た時に、本県では難病患者がどこにいてもコミュニケーションがとれる体制が未確立で、ICTコミュニケーションについて支援者側の知識啓発やICTコミュニケーション機器の提供支援などの体制をどのように確立するか、本県では県をはじめとした公的支援のありかたが求められています。

参加者の情報交換会でも、支援者側の人材育成や相談・支援拠点との連携・支援機器の提供サービスの事業化などモデル事業化をはじめとして、県下に横展開していくことへの要望が出されており、難病患者さんたちの意思伝達の権利を保障するための支援の仕組みを築くため、県の課題を明らかにしながら取り組んでいきたいと考えさせられた研修でした。

(2)働きづらさについて

4月3日「フジテレビ問題で考える『ビジネスと人権』」

フジテレビの一連の問題をめぐり、第三者委員会が会社全体の人権意識の低さと企業統治の不全を問う、踏み込んだ内容の調査報告書を公表しました。

報告書は、フジのアナウンサーだった女性が元タレントの中居正広から性暴力を受けたこと、被害は「業務の延長線上」のものと認定し、「女性への二次加害」も指摘しています。

さらに、報告書は、全社的なハラスメントの蔓延も指摘される中で、報告書の求める人権意識の改善に貢献する能力をもった役員に刷新されたといえるのでしょうか。

社員らの人権を犠牲にした上でビジネスを続けることは許されるものではなく、取引先や社会が何に失望しているのか、理解と反省なしには信頼回復は困難だし、人権意識が低く、ハラスメントが容認されやすい企業風土を作り出している他の組織も戒めとしてしっかり受け止めるべきではないでしょうか。

今、「ビジネスと人権」の行動計画の必要性が企業に求められていますが、国際人権法学会理事の伊藤和子弁護士が新著の「ビジネスと人権一人を大切にしない社会を変える」の「はじめに」の最後で「企業が人を人とも思わないやり方で人を搾取し蹂躪し差別する社会は、誰にとっても危険な社会であり、次のターゲットは自分かもしれに。そんな生きにくい社会を変える力を私たちは持っている。」と結ばれています。

私たちの力で、人権が尊重されないビジネス

や組織、そしてそれを許すような社会は、変えていかなければなりません。

6月5日「不当解雇・空の安全と闘うJAL闘争団」

4日は、JAL解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン高知行動が行われ、闘争団メンバーとともに、ひろめ市場での街頭宣伝や高知労働局での交渉が行われました。

夜の集約集会に参加し、闘争団からの報告で改めてJAL解雇撤回闘争の現状について学ばせて頂きました。

2010年1月、JALは政府の方針で破綻と再建が進められ、再建の過程で「更生計画」の人員削減目標を大幅に達成し、営業利益も12月時点で目標の2.5倍となる1,586億円を上げたにもかかわらず、大晦日にパイロット81名と客室乗務員84名を年齢と病欠歴を基準に整理解雇しました。

165名の解雇は、利益を最優先するために、モノ言う労働者の排除と労働組合の弱体化を狙ったもので、安全に逆行するものであったことは、明らかです。

JALは経営再建後、パイロット約700人以上、客室乗務員7,500人以上を新規に採用し、今後は、外国人パイロットを70人以上採用しようとしているのに、解雇した乗務員を一人も原職復帰させていません。

人員削減した企業は経営状況が回復し、再び人員を採用する場合には、解雇された人を優先的に雇用することが国際労働基準であり、世界の常識であるにもかかわらず、日本政府も認めたこの国際労働基準について、JALは「国内法に定められていない」と開き直り、政府もこれを放置しています

JALでは、安全上のトラブルが相次いで起こっていますが、空の安全輸送には「知識」「技術」「経験」「チームワーク」が重要な要素であり、これは過去の連続事故の教訓です。

しかし、これまでJALが行ってきた職場の“要”である“モノ言う労働者”の解雇は「空の安全」に逆行するものと言えます。

集会の場で、現役パイロットの和波さんも、解雇撤回の闘いとともに、民間機・空港の軍事

利用にも反対の声を上げ、とりわけ九州や沖縄・南西諸島の空港では軍民共用化が進められ「空の安全」が脅かされていることにも反対し、JAL争議は「労働者の権利」はもちろん「空の安全」「平和」を守る闘いであることの決意も述べられました。

争議の解決は、“安全運航の確立”、失われた利用者からの信頼回復にも繋がる闘いとして、15年目を闘っています。

昨年12月に幹旋は打ち切りとなり、9月頃に予定される命令に向けて、闘いの更なる広がりを勝ち取るためのキャラバン行動と言えます。

ひろめ市場でチラシを受け取って下さった市民の皆さんと、語り合った争議団の皆さんの連帯の輪の広がりが、闘争勝利の後押しになることと思います。

9月6日「最低賃金は誰のために定めるのか」

5日、最低賃金の今年度の改定額が47都道府県で決まったことが、報道されています。

歴史的な物価高を踏まえ、初めて全都道府県で1000円を超え、39道府県で目安額を上回り、新しい最低賃金の最高額は東京の1226円、最低額は高知をはじめ、宮崎、沖縄の1023円で最高額と最低額の差は前年より9円縮んで203円となっています。

全国で高水準の引き上げが相次いだ一方、準備期間が必要だなどとして、発効時期を遅らせる動きが目立ち、例年10月発効が通例だが、通例どおりは栃木など20都道府県にとどまり、秋田は最も遅い来年3月31日となりました。

同様の動きは秋田にとどまらず、今年は27道府県が11月以降となり、福島、徳島、熊本、大分は来年1月に越年し、78円引き上げる群馬は来年3月1日に発効します。

発効遅れの主な要因としては、最低賃金の急激な引き上げで、政権側も目安を上回る引き上げを求める中、交換条件のように各地の審議では使用者側の負担軽減が最大の焦点となり、年末の働き控えを防いだり、賃金体系の変更のための準備期間を要するために発効日を遅らせる必要が生じたとされているが、発効遅れは、労働者の手取りの目減りにつながりかねません。

北海道大学安部由起子教授の試算によると、

10月から1年間の収入を考えた場合、発効日を年度末にした秋田は、年間を通じた実質の引き上げ額は40円となり、目安を37.5%下回る水準となります。

全国では25府県が実質的に目安を1円以上下回る結果となり、1円以上上回った12道県の2倍になっています。

使用者の不満を少しでも和らげて、賃上げを受け入れやすくするために発効日に配慮したしわ寄せは、発効日の遅れとなって顕在化し、過去最高の引き上げとなった最低賃金が物価高に苦しむ労働者の恩恵として届くには時間がかかる事態を招くこととなりました。

物価高で実質賃金はマイナスが続いている中、春闘で大企業の正社員の賃上げは進んだが、最低賃金に近い水準で働く労働者は全国約660万人とされる中、発効が遅れることで低賃金労働者の賃金は改善が進まずに不利な状況が続くことになっていることをしっかりと見据えて、連帯した闘いを継続しなければなりません。

3 反戦・平和の課題の調査研究について

(1) 自治体の軍事利用について

① 特定利用空港・港湾について

4月22日「『特定利用空港・港湾』で、指定自治体に財政的メリットなしか」

政府は、総合的な防衛体制強化のための公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を4月1日に持ち回りで開き、「特定利用空港・港湾」に石川県の金沢港など計8施設の追加を決定し、11空港、25港湾、道路6カ所の整備も確認し、2025年度の関係予算は計968億円(前年度370億円)に上ると発表しています。

しかし、昨年私たちの会派「県民の会」で調査に伺った石垣市でも、2025年度当初予算で石垣港整備事業の関連予算は24億8千万円と例年通りの額にとどまり、国交省は八重山毎日新聞社の取材に、特定利用に指定された空港・港湾に対して特別枠の予算配分や事業を前倒

しして行うなどの優遇措置は「ない」と回答しています。

石垣市長らは予算枠の新設や既存事業の促進による港湾整備の前倒し、空港の滑走路延伸・エプロン等の整備などが加速することに大きな期待を寄せているが、国交省が新年度当初予算で示した石垣港の整備事業には、既存計画の岸壁や泊地、防波堤整備などの予算は組まれているが、特定利用指定に伴う新たな予算や事業促進策は含まれていないとされています。

同省港湾局担当者は「特定利用になっても、現港湾整備事業の別枠に新たな予算が付くわけではない。あくまで今までの整備事業の予算を引き続きやっていく」と予算が特別に付くことを否定したと4月3日付八重山毎日新聞は報じています。

高知県でも、高知港18億、須崎港8億、宿毛湾港2億と前年度と同様の額で、しかも県の財源としてはこの中の一部とされているだけに、石垣港同様、「特別枠の予算配分や事業を前倒しして行うなどの優遇措置は「ない」ということになるのではないのでしょうか。

先日の業務概要調査で、港湾海岸課に対して、この関連予算について聞いても、28億円の中の「一部」というだけで、どれだけ県に回ってくるかも分からないし、明確に増額したとも言えない状況でした。

その意味では、「特定利用港湾 高知県版Q&A」の「Q5「特定利用港湾」への指定に同意し、自衛隊艦船に協力すれば何か国からの見返りはあるのですか？」に対して「「特定利用港湾」に指定されると、公共事業の採択などの判断に当たり、自衛隊・海上保安庁のニーズという安全保障上の観点からの重要性が加味され、岸壁・航路などの港湾施設の整備が加速されることが期待されます。」というのは、絵に描いた餅でしかなかった言えます。

いずれにしても、県は県民に対して、丁寧な説明が必要だと言えます。

5月22日「特定利用港湾指定のメリット見えず」

県議会業務概要調査における港湾海岸課とのやりとりで、特定利用港湾の関連予算について、

28億円のうちの「一部」というだけで、どれだけ県に回ってくるかも分からないし、明確に増額したとも言えない状況だったことを一か月前に報告しました。

その後、出先機関調査で、特定利用港湾の高知新港・須崎港・宿毛湾港を所管する各土木事務所で、それぞれから特定利用港湾の指定を受けたことによる財源のあり方について聞いてみました。

しかし、それぞれからは「特定利用港湾指定における影響はないものと見られる。」「いろいろと調べてみたが、特定利用港湾になったからといって予算が加算されたわけではなく、通常ベースである。」「特定利用港湾の指定に合意したからと言って、特別な予算はついていない」などの返答ばかりでした。

指定に合意した際の「特定利用港湾 高知県版Q & A」のQ5に対して「「特定利用港湾」に指定されると、公共事業の採択などの判断に当たり、自衛隊・海上保安庁のニーズという安全保障上の観点からの重要性が加味され、岸壁・航路などの港湾施設の整備が加速されることが期待されます。」というもののや、昨年12月定例会の県民の会橋本議員の質問に答えた知事答弁「防波堤の延伸工事、津波対策工事など民生利用及び自衛隊などの利用の双方にプラスとなる、そうしたインフラ整備の加速が期待できるというふうに考えている。」という見解は改めて何だったのかと言わざるをえません。

昨年、特定利用港湾の指定を受けた福岡市の博多港にても、「全て昨年度からの継続事業。自衛隊や海保の利用を念頭に置いたものではなく、国と市の負担割合もこれまでと変わらない。今回の指定について、福岡市は国から『予算配分で配慮する』と説明を受けたというが、『今のところ予算面で実感できるメリットはない。』」との市幹部のコメントが、報道されていたこともあります。

今回、出先機関等の調査で感じたの、結局は、指定を受けなかったら予算をつけないぞという脅しだったのかと思わざるをえません。

くわえて、今回の高知龍馬空港における米軍機の予防着陸に伴う長期駐機の法的根拠も明確でないのに居座り続けたことなどによる自治体

の空港・港湾の基地化がこのように進められるのかと懸念される中で、今後の動きを注視していきたいと思います。

8月5日「高知空港も特定利用空港候補に」

今朝の高知新聞一面の記事で、政府が防衛力強化の一環として指定する「特定利用空港・港湾」に、高知龍馬空港が候補となっているとの報道がありました。

県によると、政府は、「2025年度末を一つのめどとして指定を考えている」として、具体的な用途や整備内容には言及せず、高知空港を候補とした理由を「空港の近傍に部隊がいることなどを考慮した」とのことです。

県はこれに対し、「県民の理解が得られる丁寧な説明」「県民生活に影響が出ないよう民間利用を優先」「安全に万全を期し、県民の問い合わせや事故には国が責任を持って対応する」ことを申し入れたとのこと。

県内では昨年4月に高知港（新港含む）、須崎港、宿毛湾港の3カ所が指定されており、その指定合意には県民世論を二分しながら、県民の十分な理解と納得がえられないままに知事が判断されました。

しかし、高知空港は国管理のため、県の同意は必要ないので、余程県民の声をあげていかなければなりません。

しかも、3月には米軍ステルス戦闘機が高知龍馬空港に予防着陸という実質緊急着陸を行い、県民に対して十分に説明のないまま全国でも最長の42日間も駐機し続けるなど、高知空港の特定利用前提の予備訓練だったのではないかと思わざるをえません。

2月にも岩国基地のF35が緊急着陸した松山空港も7月、国が「特定利用空港」の候補として検討しているし、高松空港でも5月に「特定利用空港」の候補にあがっています。

いよいよ高知でもとなると四国は完全に南西諸島や北海道、九州など特定地域に偏っていた国防インフラの配置の全国分散の拠点とされようとしていることが明らかになっています。

空港は、国管理だからといって、勝手に指定させないように、自治体としてもしっかりと議論していかなければなりません。

8月8日「特定利用空港指定候補撤回の申し入れ」

先日、「特定利用空港・港湾」の候補に、高知龍馬空港が挙がっていることに関しての報道がされたことをお知らせしましたが、6日には、「郷土の軍事化に反対する高知県民ネットワーク」で、県に対して指定見送りを国に働き掛けるよう申し入れました。

申し入れ書は下記の通りで、「指定は『台湾有事』の動きに沿ったもので、空港周辺の住民の生命が危機にさらされかねない」ことなどを指摘し、「高知龍馬空港の特定利用空港としての指定を見送るよう、高知県として国に申し入れを行うこと。」と「武器・弾薬などを含む物資輸送・保管があるのか、また具体的な用途や整備内容等について明らかにするよう国に説明を求めること。」について、申し入れました。

県からは、特定利用空港は、自衛隊や海上保安庁が有事に円滑利用できるよう機能を整備し、そのための仕組みづくりをしておくため、この枠組みで米軍機が利用することはないといい、空港内に新たな施設整備をするとは聞いていないこと、特段に訓練が増えるとは聞いていないことなどが説明されました。

また、県がなぜ高知空港なのかと聞いたら、「空港の近傍に部隊がいることなどを考慮した」と説明したというが、国はそのことこそが本音なのではないかとも思われます。

申し入れメンバーからは、「自衛隊や海上保安庁だけでなく、米軍機も来るのではないかという不信がある」「訓練が日常化するのではないか、その際に騒音に県民が悩まされることになる」「災害支援の際のメリットにも言及されているが、最大クラスの地震の際には空港の半分ほどが津波浸水想定なのに、活用できるのか」「高知県としてできることは、ちゃんとしてほしい」などのもう入れに対して、県は、「今日申し入れがあったことや、心配の声があることを国に伝える」と答弁されました。

今後も、県民の不安な声を国に伝えとともに、指定見送りを求めるよう県に働きかけ続けたいと思います。

高知龍馬空港の特定利用空港指定を見送るよう高知県として国に働きか

けることなどを求める申し入れ書

8月5日の新聞報道によりますと、政府担当者が4日高知県庁を訪れ、高知龍馬空港について2025年度末をめどに「特定利用空港・港湾」に指定する旨説明があったとされています。また、その際、具体的な用途や整備内容には言及せず、「空港の近傍に部隊がいることなどを考慮した」との説明があったとのこと。

そして、これらに対し、高知県として①県民の理解が得られる丁寧な説明、②県民生活に影響が出ないよう民間利用を優先、③安全に万全を期し、県民の問い合わせや事故には国が責任を持って対応する、ことを申し入れたとも聞いているところです。

国管理の高知龍馬空港ですが、私どもは、高知県民の安全と安心を確保する観点から、高知県として高知龍馬空港の特定利用空港としての指定を見送るよう、国に申し入れを行ってみたいと強く要請します。

現在、沖縄県・九州各県を中心に自衛隊のミサイル基地や弾薬庫などが急ピッチで整備されています。いわゆる「台湾有事」を想定した動きですが、有事の際には、自衛隊基地はもちろん、自衛隊利用を想定した空港や港湾も攻撃対象になりうるものです。防衛力整備計画には「有事にも活用する」と記され、アメリカのシンクタンク・戦略国際問題研（CSIS）報告には「中国が攻撃しなければならない駐機場を大幅に拡大し、日米の損失を軽減することができる。もし米国と日本が中国のミサイルのサブミッションズが覆える範囲よりも広く航空機を地上に配置できれば中国は航空機1機につき1発のミサイルを使用しなくなくなります。これにより、中国の保有ミサイル数は急速に枯渇するでしょう。」と記されています。そうした流れに沿った今回の高知龍馬空港の特定利用空港指定の検討とみなければなりません。

特定利用空港問題で考えなければならないのが、国際人道法の基本原則です。ジュネーブ諸条約第一追加議定書の48条では、軍事目標主義と軍民分離の原則がうたわれています。すなわち、紛争当事者は軍事目標だけを攻撃の対象とする、そして住民と戦闘員、民用物と軍事目標とを常に区別するということが規定されてい

ます。

したがって、民間空港であっても平時から自衛隊等が利活用しておれば、国際法的にも「特定利用空港」は「民用物」とはされず、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物」、ジュネーブ諸条約第一追加議定書52条第2項の「軍事施設」とされて攻撃対象となる危険性、攻撃されても国際法的な批判ができない恐れがあるということを直視する必要があるのではないのでしょうか。そして、空港周辺の住民の生命が危機にさらされることになりかねません。

近年、日米合同軍事演習が頻繁に行われ、自衛隊と米軍は、民間空港・港湾・公道での訓練演習を積み重ね、空港での戦闘機による訓練など訓練演習内容は実戦さながらで、エスカレートしており規模も拡大して利用する空港・港湾も増えています。全国の空港の軍事利用に向けた既成事実づくり・地ならしではないかと危惧するものです。それに米軍も加わるのではないとの懸念もあります。さる3月下旬から5月下旬にかけて長期にわたる米軍機（F35Bステルス戦闘機）の長期駐機もありました。

すでに沖縄では、住民を対象とした「有事」の際の避難訓練が行われ、自衛隊基地の「地下化」も具体化される段階に入っており、それだけ「戦争への準備」が進められ、住民の生命・財産の危機が現実のものとして認識される段階に入っているといわざるを得ませんし、沖縄県民がこのことに大きな不安を抱えています。

したがって、今回の高知龍馬空港の特定利用空港指定問題について、県民の命を守る立場から次のことを申し入れますので、真摯に対応されますようよろしくお願いします。

記

1 高知龍馬空港の特定利用空港としての指定を見送るよう、高知県として国に申し入れを行うこと。

2 武器・弾薬などを含む物資輸送・保管があるのか、また具体的な用途や整備内容等について明らかにするよう国に説明を求めること。

10月10日「特定利用港湾での軍事訓練には反対」

今朝の高知新聞にも、「特定利用港湾」の須崎港で20日から最大2日間、自衛隊の演習が行われるとの報道がありました。

県のホームページによると「須崎港における荷役訓練（統合後方運用）」と「統合電磁波作戦訓練（四国沖で実施される共同統合対艦攻撃訓練に連携）」などが予定されていることです。

防衛省は9日までに、防衛力の維持・向上を図る自衛隊統合演習（実動演習）を20～31日に全国で行うと発表しており、規模も自衛隊52,300人、米軍5,900人、豪軍230名、さらには車両約4,180両、艦艇約60隻、航空機約310機と大規模な演習であり、その一環として本県の須崎港での訓練が行われるものです。

政府は昨年4月以降、有事の自衛隊や海上保安庁の利用に備える特定利用空港・港湾の指定を進め、本県では指定されている高知港での訓練に続いて、須崎港で行われることとなり、軍事施設化などへの懸念は否めません。

報道によると、県危機管理・防災課は「南海トラフ地震時には自衛隊の支援が不可欠。円滑な支援体制に資する訓練はありがたい」としており、事前の調整で「県民の安心・安全」への留意を要請するに留めています。

「郷土の軍事化に反対する高知県連絡会」としては、このような姿勢の県に対して反対するとともに、次の点を申し入れました。

「今回の自衛隊統合演習（実動演習）を中止するよう高知県として国に働きかけること。すくなくとも、事件・事故等が発生しないよう万全を期すとともに、仮に事件・事故等が発生した場合は、国の責任において迅速かつ適切に対処するとともに、高知県に速やかな情報提供を行うよう国に申し入れること。」そして、「県は、速やかに県民に丁寧に周知し、（仮に訓練が行われる場合）訓練周辺域の県民（輸送道路、須崎港、土佐湾沖の漁業者等）の安心・安全の確保に万全を期するよう国に申し入れること。」

さらには、「調整中である訓練内容について、変更も含めて迅速に情報提供を求め、そのことを県民に周知すること。」を求めています。

②米軍機駐留問題について

4月2日「龍馬空港への米軍機着陸を二度と繰り返すな」

高知龍馬空港に米軍岩国基地所属のF35ステルス戦闘機が緊急着陸してから8日目を迎えた日も、空港で整備が続けられたとのこと。

同日午前、テントと車が動かされ、米軍関係者が前日に取り付けしたエンジンをかけて機体を点検する姿が見られたとのことだが、防衛省中国四国防衛局が米軍に問い合わせているとのことだが、何の回答もないとのこと。

本来ならすぐ飛び立ちたいのだろうが、これだけ駐機しているのは、その間に龍馬空港の情報を得ようとしているのか、余程重大なトラブルだったのかと危惧されます。

そんな中で、「郷土の軍事化に反対する県連絡会」は昨日県に対して真相究明と再発防止の働きかけを求める申し入れ書を提出しました。

申し入れ書は、下記のような内容ですが、他県の空港でも米軍機の緊急着陸が続いていることから、「『訓練中の警告灯』を理由に、全国での着陸訓練を試みているのではないかと警戒し、県に「真相究明について米軍と防衛省に説明を行うよう求め、二度とないよう強く申し入れること」を求めたものです。

出席したメンバーによると、対応した江洲危機管理部長は「中国四国防衛局を通じて原因などの情報を求めている。必要に応じて県民にも知らせたい」などと答えたようだが、一週間前に私が照会した時から、何ら変わっていないことに危機感を覚えます。

2025年4月1日

高知県知事 濱田省司 様

郷土の軍事化に反対する高知県連絡会
米軍機の高知龍馬空港「緊急着陸」の
真相究明及び再発防止の働きかけを
求める申し入れ書

3月26日の新聞報道によりますと3月25日2時ごろ、米軍岩国基地所属のF35ステルス戦闘機が高知龍馬空港に緊急着陸、滑走路は一時閉鎖されたものの約10分後に解除されたようですが、その影響で民間航空機の出発が5分ほど遅れたことが報じられています。そして、防衛省中国四国防衛局が飛行目的や緊急着陸の原因について米軍から「保安上の理由から運用の詳細は

言及しない」との回答があったとのコメントも記事に書かれてありました。そして、4月1日時点においてもまだ高知龍馬空港にとどまっている状況です。

このような米軍機の高知龍馬空港への緊急着陸はおそらく初めてのことはないかと思われませんが、万一県内の民家等に墜落していれば大惨事を招いたかもしれません。なぜ、自衛隊の基地や米軍の施設ではなく、高知龍馬空港だったのか、疑問が生じています。オスプレイのように何か構造的な機体のトラブルということであれば、きちんと事故の原因を究明し、二度とこのようなことが起こらないようにすべきですし、1994年の早明浦ダム湖に墜落した米軍機の事故を思い起こすものです。

もう一つの懸念があります。本年2月にも岩国基地のF35戦闘機が松山空港に緊急着陸しており、同じF35戦闘機が高知龍馬空港に緊急着陸した3月25日には、長野松本空港に沖縄普天間基地所属のオスプレイが緊急着陸しています。まさに「訓練中の警告灯」を理由に、米軍は全国の空港での着陸訓練を試みているのではないかと疑念を生じさせるものです。

私たちの反対にもかかわらず、高知県は昨年3月、高知県管理の3港について「特定利用港湾」の指定に同意しています。その際、米軍の使用は想定していないとのことでしたが、自衛隊と米軍は、民間空港・港湾・公道での訓練演習を積み重ね、民間空港での戦闘機による訓練など訓練演習内容は実戦さながらでエスカレートしており規模も拡大して利用する空港・港湾も増えています。指定していてもしていなくても全国の空港・港湾を使う意図があるのではないかと、さらに日本全国の空港・港湾の軍事利用に向けた既成事実づくり・地ならしであり、民間空港で戦闘機や輸送機が離着陸する姿を繰り返し見せて、国民・県民に日常の光景として思わせていく狙いがあるのではないかとおぼろげを得ません。

したがって、今回の緊急着陸等に関して県民の命を守る立場から次のことを申し入れますので、真摯に対応されますようお願いいたします。

記

1 今回の「緊急着陸」について、その真相究

明について米軍及び防衛省にきちんと説明等を行うよう求めるとともに、今後二度とこのようなことのないよう高知県として強く申し入れること。

2 米軍及び防衛省からの回答について、県民にいてねいに情報公開及び説明を行うこと。

4月20日「異様な米軍機長期駐機の説明を」

19日付けの高知新聞一面では、「米戦闘機、高知空港に25日間 過去3年『国内最長』」との見出しで、理由が明確でないままに、高知龍馬空港に長期駐機を続ける米戦闘機についての記事が掲載されています。

記事によると、防衛省中国四国防衛局は「米軍機が日本の民間空港に予防着陸する例はあるが、25日間もの駐機は異例。過去3年では国内最長とみられる」と言われています。

米軍機の国内民間空港への「予防着陸」は2022～24年度に23件発生し、うち19件が5日以内に離陸しており、最長は24年11月の奄美空港（鹿児島県）の24日で、高知の25日はこれを抜いて過去3年で最長になっています。

着陸以降、空港には岩国基地から輸送機で資材が何度も運び込まれ、エンジンを交換したものの、回転数を上げる前に噴射口から炎が噴き出したりして、未だにエンジンを外し、離陸する気配はないと報じられています。

そのような中で、11日に私も参加した郷土の軍事化に反対する県民連絡会の抗議行動に対して、中谷防衛相が自身のフェイスブックで「市民団体が現場に押しかけ（中略）早期に立ち去るよう求めました。異国で飛行機材トラブルで、命からがら高知空港に着陸し、修理を求め、燃料補給を必要としている人に対して、こんな事を言う人たちは、心ある人とは思えません」と投稿したことも記事にされていました。

私たちは、「警告ランプが点灯したということで、緊急着陸はやむをえない。しかし、何の具体的な説明もいっさいないまま長期間とどまるのはおかしいのではないか」とスピーチをしたのであって、中谷氏の「人権や人格を傷つける言葉を喚き散らした」という修正前の見てきたかのような記述は、防衛相の書くべきことなのかと疑問視しています。

高知新聞も指摘しているように、「命からがら」と記すからには、墜落の危険がある重大な不具合が見つかったのかとの質問に対して、緊急着陸ではなく予防着陸だったとの説明を繰り返したとのことだが、予防着陸と「命からがら」ではニュアンスが違うという問いにも明確に答えられていない防衛相の姿勢こそ、問題だと思います。

私たちは、その説明を政府なり米軍は明確にせよということを求めているのです。

緊急着陸より危険性の低い「予防着陸」というが、米軍は不具合の内容や今後の見通しを説明せず、民間空港の一部を占有し続けているのであり、過去に米軍機の墜落事故が相次いだ本県では、「墜落につながる重大な故障が原因ではないか」と不安視する声が上がっても当然です。

だからこそ、なぜ着陸したのか、なぜ離陸しないのか、具体的に説明を求める行動は、当たり前前の行動ではないのか。

本来なら、中谷防衛相は県民の不安を解消すべく県民・国民の立場に立って米軍と向き合うべきではないのでしょうか。

4月26日「高知空港の米軍機なし崩し利用は許さない」

高知龍馬空港に緊急着陸した米軍のF35ステルス戦闘機は、着陸から32日目の昨日も空港にとどまっていました。

同日、これまでも県に申し入れをしたり、空港周辺での抗議行動を行ってきた「郷土の軍事化に反対する高知県民ネットワーク」は、県などに対して着陸原因などの究明と県民への説明を求める記者会見を行いました。

県民ネットワークとしては、今回の事態は、まず、警告灯ランプが点灯したことで緊急着陸したということで、人命第一の観点から、そのこと自体を否定するものではないことを表明した上で、高知県の場合、過去に米軍戦闘機が早明浦ダムに墜落（1994年）、また土佐湾沖でも同様のことが起きており、これが民家に墜落しておれば、大惨事になっていたかもしれないので、緊急着陸に至った原因の徹底究明と再発防止が必要であり、そのことを県民の皆さんに明

らかにすることを求めています。

しかし、4月1日に高知県知事に「米軍機の高知龍馬空港「緊急着陸」の真相究明及び再発防止の働きかけを求める申し入れ書」に対しても、県の姿勢は、物足りなさが否めず、「予防着陸」とはいえ、尋常ならざる事態であり、もっと深刻に受け止めて、毅然として情報収集や再発防止の申し入れ、そして県民の皆さんへの説明、情報公開をきちんとすべきことをさらに、求めていくことが表明されています。

知事も、昨日の定例会見で、「異例の長さ。見慣れない戦闘機の駐機が県民に少なからず不安を与えているのは事実だ」と指摘し、米軍に対し、「できるだけ早く解消してもらいたい」と24日に防衛省中国四国防衛局を通じて米軍に早期離陸を求めたが、「今のところ具体的な返事はない」とのことです。

県は、県民の不安を解消するためにも、もっと積極的に随時早期離陸を求めていくべきであり、今後も注視していきたいと思います。

5月6日「米軍機長期駐機の原因と背景究明は必要」

高知龍馬空港に3月25日に緊急着陸して以来、長期駐機していた米軍岩国基地所属のF35ステルス戦闘機が昨日5日午前11時8分にやっと離陸しました。

この間、米軍関係者によるエンジン交換などで整備が長期化し、駐機は42日に及び、過去5年で国内最長となりました。

緊急着陸より危険性の低い「予防着陸」と説明した米軍は、日米地位協定に基づいて空港の一部を占有し続け、不具合の詳細も説明せず、整備と駐機は長引き、県民の間では「これだけ修理に長期間かかるのは、墜落の危険さもあるような故障だったのではないか。」との懸念も生じていました。

しかも、その間国土交通省高知空港事務所や、防衛省中国四国防衛局、県危機管理部は県民が納得できるような情報の提供や説明もありませんでした。

そのような中で、「郷土の軍事化に反対する高知県民ネットワーク」としては、県に対しての要請行動や空港周辺での抗議行動も行い、安

全重視の予防着陸はやむを得なかったものの、米軍は不具合の内容や今後の見通しを説明せず、民間空港の一部を占有し続けていることに抗議し、過去に米軍機の墜落事故が相次いだ本県では、「墜落につながる重大な故障が原因ではないか」と不安視する声を伝えてきました。

何ら説明されないまま放置されている県民が、「なぜ着陸したのか、なぜ離陸しないのか、」具体的に説明を求めるのは、当たり前の行動であったと思います。

米軍はこれまでも日本各地の民間空港・港湾の軍事利用の規制事実を積み上げてきたと思われる利用として、2012～21年の米軍機の九州・沖縄の空港への着陸は、2034回、同期間の日本全国の空港への米軍の着陸回数合計の約7割にも上ると言われています。

そのうち九州・沖縄の空港への着陸が最多だった2020年は269回で、全体の約9割に達しています。

2023年の米軍期の民間空港への着陸回数は、過去最多の453回で、そのうち約8割が九州・沖縄に集中していますが、ここにきて本年2月にも岩国基地のF35戦闘機が松山空港に緊急着陸しており、同じF35戦闘機が高知龍馬空港に緊急着陸した3月25日には、長野松本空港に沖縄普天間基地所属のオスプレイが緊急着陸するなど、まさに「訓練中の警告灯」を理由に、米軍は全国の空港での着陸訓練を試みているのではないかと疑念を生じさせています。

今回の離陸にあたって、「ネットワーク」では、「欠陥機でなければ、なぜ長期整備が必要だったのか。米軍、防衛省、県は県民に原因を説明すべきだ。離陸に安堵せず、こんな事態が繰り返されないよう危機感を持ってほしい」と指摘しています。

これで、一件落着ではなく、今回の米軍機高知空港長期駐機の原因と背景を明らかにさせるとともに、台湾有事を利用し、有事体制に組み込まれようとする自治体として空港・港湾の軍事利用にどう抗っていくのかが問われているのではないのでしょうか。

5月17日「日米地位協定の壁を突き破ろう」

高知新聞が、米軍戦闘機の高知空港長期駐機

を通じて見える「日米地位協定の壁」について、連載していました。

改めて、沖縄の基地の問題が全国の基地化の問題として、考えさせられる課題であることを突きつけられているのではないのでしょうか。

元琉球新報編集委員長で沖縄国際大学大学院教授の前泊博盛さん等によってまとめられた「日米地位協定入門」には、「日米地位協定は、1952年に旧安保条約と同時に発行した日米行政協定を前身としています。その日米行政協定を結ぶにあたって、アメリカ側が最も重視した目的が、①日本の全土基地化②在日米軍基地の自由使用だった」ことが研究者によって明らかにされていると言及され、「アメリカが占領期と同じように日本に軍隊を配備し続けるための取り決め。もっと露骨に言うと、日本における米軍の強大な権益についての取り決めと言えるかもしれません。」とあります。

まさに、そのことの具体化が、全国の11空港、25港湾、道路6カ所の「特定利用空港・港湾」としての指定であるのかもしれません。

1960年改定の日米安全保障条約に基づき、28条からなる「日米地位協定」は同年発効していますが、日本に駐留する米軍と軍人・軍属、家族の法的地位や基地の管理・運用を定め、発効から一度も改定されていません。

自民党総裁選に臨んだ石破氏も「見直しに着手する。運用の改善で事が済むとは思わない」と意欲を見せていたが、首相になったとたんにトーンダウンしてしまっています。

浜田知事は防衛省に、5月9日付で、中国四国防衛局長宛に「的確な情報提供と説明に努めることを米軍に求めるよう」要請し、同日、中国四国防衛局から「米軍側に伝える」と電話で説明があったというが、米軍からは中国四国防衛局を通じたコメントがあっただけといいます。彼らにとって、42日間民間空港に居座ったことについて何の痛痒も感じていないのでしょうか。

そういう関係性を見直すためにも、今回の課題を通じて、令和2年11月5日付けの全国知事会による日米地位協定の抜本的見直しを求める「米軍基地負担に関する提言」の実下など含めて日米地位協定の壁を低くし、突き破る取組

を具体化することが求められているのではないのでしょうか。

(2) 戦後80年と平和憲法について

4月27日「市民による武力によらない平和を築く」

今日は、高知城ホールで開催された「4. 27 憲法集会」に参加しました。

羽場久美子青山学院名誉教授から「東北アジアに平和への道すじ～戦後80年戦争を繰り返さない。日中韓と、市民による平和こそ未来をつくる」と題した講演に会場で170名、4カ所のオンライン会場で200名が耳を傾けました。

先生が交通機関の事情で、間に合わずオンラインでお話を伺いました。

日清戦争から130年、日露戦争120年、第一次世界大戦勃発110年、第2次世界大戦終結80年という節目の年に世界では戦争が続いているが、この国はあまりにもその教訓に学んでいません。

先生は、その教訓の中から、「停戦の遅れは、国民の命にかかわる」ことから「戦争は止めることができる」ことを様々な視点から指摘されました。

地域別世界人口の推移予測や世界経済見通し予測、世界名目GDPランキング、購買力平価ランキング、ゴールドマンサックス経済統計などから見える姿は、2050年には中国がアメリカを抜く先進国となることであり、その上位にはアジアなどの新興国が入ってくることになっています。

中国に抜かれる前にアメリカは中国にダメージを与えようとする戦略があるのではないかと。

その戦略の片棒を日本は担がされようとしているが、日本の貿易相手国ランキングは1位の中国をはじめ10位までのうち7か国がアジア諸国なのに、それらの国々にミサイルを向けるのかが問われています。

しかし、我が国は、アメリカに追随しながら、隣国に向けて沖縄をはじめ、九州から全土にかけてミサイル配備を進めようとしています。

今こそ、アメリカの戦争政策、関税政策に追従するのではなく、日中不再戦、東アジアの連帯、アジア、BRICS、グローバルサウスとの連携、沖縄との連携によって地域の協力によって、市民が平和と繁栄を作っていくことが求められていると訴えられました。

改めて、市民が地域から、職場から平和を作る必要性を考えさせられる時間となりました。

5月3日「戦後80年に憲法の具体化を『国民不断の努力』で」

日本国憲法は本日施行78年を迎えました。

しかも、今年は戦後80年という節目でもあります。

しかし、戦後80年の憲法記念日は、世界のあちこちで戦禍による尊い命と人権が奪われ続けています。

むき出しの権力が猛威を振るう世界で、米国はトランプ関税脅しで自由貿易体制を危うくし、ロシアはウクライナ侵略をやめず、ガザではイスラエルによるジェノサイドとも言える惨劇が繰り返されています。

日本国憲法前文にはこうあります。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

国際平和の希求は、戦争の惨禍を生き延びた人々の切実なる願いであり、犠牲となった人々や国際社会への誓いでもあったら、近年、集団的自衛権の行使容認や敵基地攻撃能力の保

有など、憲法9条に反する動きが加速し、防衛費の増大や防衛力の強化が続く、「新しい戦前」を迎えているなどと言われないような決意と行動を改めて示すべきではないでしょうか。

今朝の朝日新聞世論調査記事に「日本社会に民主主義が根を下ろしている」は46%で、10年前の2015年調査の62%より大きく減ったとありました。

そのような中で、アジアで「日本を巻き込んだ大きな戦争」が起こる可能性があるという回答が計62%に上り、10年前の調査の計50%より増えています。

まさに、民主主義が後退している中で、戦争の危機が高まっている中で、「新しい戦前」を迎えている状況を転換させるのは、戦禍から生まれた日本国憲法前文と9条をはじめとした自由、民主主義、国民主権、人権尊重、平和主義の具体化を図る「国民の不断の努力」（第12条）があつてこそだと思います。

8月3日「アナウンサーたちと戦争」

今日は、オーテピアで開催されている「高知市平和の日記念事業」に立ち寄り、映画「アナウンサーたちの戦争」を、鑑賞してきました。

太平洋戦争から80年、2023年8月14日にNHK総合テレビで放送された同名作品を映画化した劇場版の上映で、戦時下における放送と戦争の知られざる関わりを題材に、プロパガンダの先頭に立ったアナウンサーたちの葛藤や苦悩を、実話をもとに描いた作品でした。

日本軍の戦いを、もう一つのラジオ放送による「電波戦」という戦いが支えていました。

ナチスのプロパガンダ戦にならい「声の力」で戦意高揚・国威発揚を図り、偽情報で敵を混乱させていたが、それを行ったのは日本放送協会とそのアナウンサーたちで、戦時中の彼らの活動を、事実を元に描かれていました。

太平洋戦争が始まり、日本が南方に勢力圏を広げていくと、フィリピン、シンガポール、インドネシア、ミャンマーなどにも次々と放送局を開設し、そこで放送を支え「電波戦」を行っていたのが、当時の日本放送協会の職員たちだったのです。

アナウンサーは日本一のアジテーターであ

り、国家の意思をマイクに載せて運ぶ「電波戦士」の任務を果たしていたのです。

戦地で命を失った者もいたが、アナウンサーたちは、言葉で日本を勝たせるために日本軍も、国民をも真実ではなく嘘で鼓舞・扇動したことへの反省を敗戦の中でします。

戦後、謀略放送に参加したアナウンサーは、「真実の報道」の確立に尽力されました。

そして、戦後80年、平時の今でさえ、マスコミ・メディアにおけるファクトチェックが求められています。

さらに、マスメディアだけでなく当時よりも多様なツールが拡散する中で、「信用のない言葉ほど惨めな言葉はない」と言われるようなことが横行していることを危機として捉えざるをえない局面を打開するためにも、80年前のアナウンサーたちの苦悩と葛藤に学ばなければなりません。

8月15日「『戦後80年』を『戦前』にしないために」

「戦後80年」でもある今年の敗戦記念日は、誰もが「戦争を絶対繰り返さない」と言いながら、「戦前」という危機感も感じる8.15ではないかと思わざるをえません。

石破総理は、この日に合わせて過去の戦争を振り返り、未来へどう伝えていくか戦後80年の総理談話の発表を見送り、個人的見解を出す予定です。

総理談話とは、国の重要な事柄に関する総理の公式見解のことで、閣議決定して発表されることになります。

しかし、「植民地支配」「侵略」「痛切な反省」「心からのお詫び」というキーワードを軽視し、「あの戦争に何ら関わりのない私たちの子や孫、そして、その先の世代の子どもたちに謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」という、将来にわたる戦争責任を放棄しようというような10年前の安倍談話を継承するぐらいなら、出さなくてよいと思わざるをえません。

石破総理は「形式はともかくとして、この風化というものをさけるために、そして、戦争というものを二度と起こさないためのそういうような発出というものは、私は必要だと思っています」

ます」と言っているが、「戦後80年」を「戦前」とするようなメッセージだけは発しないしてほしいと願うばかりです。

11日付の高知新聞で報じられていましたが、日本世論調査会の世論調査結果によると戦後の歩みの中で良かったことを問うと「他国と戦争をしなかった」が最多の50%に上り、「治安が良い状態が保たれた」の42%が続き、憲法に関しては2015年の戦後70年時の調査と同様に「このまま存続させるべきだ」が60%、複数回答で評価する点を聞くと、80%の人が憲法の「戦争放棄・平和主義」を挙げていました。

核兵器は「必要はない」が79%、非核三原則を「堅持するべきだ」は80%に上り、「台湾有事」の際に、政府が取るべき対応は「外交努力や経済制裁など非軍事の手段で対応する」が42%と最多で、次が29%の「中立を保ち介入しない」でした。

日本社会が「悪い方向」に向かっていくと答えたのは「どちらかといえば」を含めて計72%で、10年前の計52%から大きく増加しています。

また、世界の秩序や価値観が「望ましくない方向に変化している」としたのは75%となっています。

このような国民の感覚が、「戦後80年」が「戦前」になるかもしれないという危機感であるし、そうさせないために我々に何ができるのかが問われているのではないのでしょうか。

2016年に発刊された集英社新書「『戦後80年』はあるのか」で、歴史学者の山室信一氏は「戦後が戦前に転じるとき」の3つの転機を次のように指摘しています。

▼1つは、国際情勢の変化の中で、仮想敵国と軍事同盟の話が現れてくる時、平和が戦争の正当化の口実となる戦争が終わることで、平和になると言うのではなく、平和を実現するために出兵するという論理。

▼2つ目の契機は平和を脅かす脅威を煽り、敵を侮蔑し憎悪する集団的心理が現れてくる時、なぜ戦争が必要なのかと言えば、平和を脅かす脅威があると言う敵となる相手に対して、彼らは自分たちより野蛮で劣っていると侮蔑し憎悪

をする。そういう形で集団的心理が現れてくる。
▼3つ目の契機はある一線を踏み越えると言う
感覚が個人に現れてくる時。これまでは何とか
穏便にやってきたけれども、もはや堪忍袋の緒
が切れたと言う興奮状況に追い込まれる。

以上のような転機を少なからず感じるような
ことがないでしょうか。

「戦後80年」を「新しい戦前」にしないた
め、アメリカに言われるままに軍備拡大したり
するのではなく、戦争を回避する「新しい外交」
に舵を切らせるために、私たち一人ひとりが声
をあげていくことで、「戦後90年」を迎えたい
ものです。

8月16日「8.15に学ぶ「前事之不忘 後 事之師」」

昨夜は、「8.15平和と人権の集い2025—日本と中国今とこれから」に参加しました。

約2時間半いろんな立場の方々から、戦争と
平和と人権、中国との関係について考える思い
が伝えられました。

パネラーは、NPO高知県日中友好協会岡林
俊司会長、高知県日中友好中国帰国者の会中野
ミツヨ会長、高知県平和運動センター谷英樹事
務局長、さらに会場におられた藤原充子弁護士
からもお話をいただきました。

岡林さんからは、平和を脅かす脅威があるとい
う敵となる相手に対して、彼らは自分たちより
野蛮で劣っていると侮蔑し憎悪をするという
形で集団的心理が現れてくるが、それを国民
の意識の中に植え付けてきたことが、今につな
がっているのではないか。

だから、民間レベルの交流を通じてもっと中
国について知ることから始まるのが、今こそ
必要。

また、中国残留孤児として、戦中戦後を通じ
て祖国の日本から見捨てられた孤児にとって
は、中国は死の淵から救い育ててくれた命の恩
人だし、日本は母国であると言うことを踏まえ
て、戦争は許さないし、悲惨な歴史が二度と繰
り返されないようにするために自らの歴史を伝
え続けている中野さんからは「前事不忘 後事
之師」と歴史の教訓に学び生かすことと戒めら
れました。

平和運動センターの谷事務局長からは戦中、
戦後の歴史に学びながら、戦争を支えさせられ
た国民の意識がどこから生まれたのか、そして
2007年以降日本の最大の貿易相手国中国に
アメリカと一緒にあってミサイルを向けるの
か、主権国家としてアメリカに対してもしっか
りものを言い、戦争をしないさせない政治を築
いていくことの必要性などが訴えられました。

フロアーからの質問も含めて、戦争の歴史を
繰り返さないことを決意しあう貴重な150分
の集いとなりました。

2月3日「Z世代は戦後初めて銃をとる世代に なるかもしれない」

自民党大勝予測の報道に驚くばかりです。

そんなことになってしまっているのでしょうか。

結果的に、自分たちを不幸のどん底に落とす
政党を伸ばすことになってもいいのでしょうか。

防衛ジャーナリストの半田滋さんは、FBで
次のように述べられています。

「台湾有事をめぐる高市答弁の撤回を求めず
対中関係の悪化を唯々諾々と受け止め、旧統一
教会と自民党との癒着問題と裏金問題を不問に
して、旧統一教会と同じ政策を掲げる裏金政党
が防衛費を3.5～5%に引き上げる末の「未
来の増税」を容認する。武器輸出を全面解禁し
て平和国家の矜持を投げ捨て、非核三原則の「持
ち込ませず」を廃止して米国の核持ち込みを認
めて核攻撃の「的」となることを受け入れ、ス
パイ防止法と国章損壊罪を制定して政権を批判
するメディアや国民を非国民として炙り出し、
自衛隊の階級呼称を旧軍と同一化して戦場へ送
り出す。憲法9条2項を破棄して自衛軍を持ち、
緊急事態条項を新設して独裁国家への道を開く
…。」

自民党を支持するということは「そんな高市
自民党に未来を託したいということですね。」
と述べ、昨年12月24日逝去された伊藤忠商
事の元社長で、中国大使も務めた丹羽宇一郎氏
の「Z世代は戦後初めて銃をとる世代になるか
もしれない」という言葉を紹介されていました。

丹羽宇一郎氏がZ世代に託した最後のメッセ

ージから一部抜粋させて頂きます。

「世界のどこかで戦争が起きても、日本には関係ない、自分たちには関係ないと拱手傍観(きょうしゅぼうかん)できますか。日本は80年戦争をせずに経済発展をしてきたのだから、これからも平和だと楽観できますか。私には、日本はどんどん戦争に近づいているように見えます。そして国民も、それを望んでいるかのようにさえ見えることがあります。」

「いかなる戦争でも当事者は常に正義は我にありとします。正義は我にありと力対力で相手を制圧し、平和を勝ち取るという姿勢を続ける限り、戦争は長期化するし犠牲者が増えるばかりです。この戦争の様相は未来も変わらないでしょう。そして、最後に行き着くのは第三次世界大戦です。そのとき戦争に参加せざるを得ないのでしょうか。いったい誰が銃をとって戦うことになるのでしょうか。」

「日本が戦争をする国になったとき、志願兵制を採用するか、徴兵制を採用するかは今のところわかりません。現在の日本人の多くは、日本が戦争になれば戦うのは自衛隊で、自衛隊員でない人は銃後にいると考えているようですが、日本が戦争をする国になって、実際に戦争が起きたとき現行の制度のままというのは考えにくいことです。日本が他国を攻撃するような国となったときには、現在の自衛隊の人員や装備では絶対的に不足で、大規模な増員と装備の増強が必要となります。このとき動員されるのが国民であることは間違いありません。」

「そのとき、兵士となって銃をとるのは、不運にもその時代に生まれ合わせた世代ということになります。未来の日本が戦争に突入し、危急存亡の事態となったときも同じことが起きるでしょう。日本がこのまま戦争に近づき続けていけば、その不運な人は、Z世代の若い人たちか、その子供たちかもしれません。」

2月11日「自民の圧勝は国を二分する政策の実行の始まり」

自民党の圧勝は、この国を二分する政策の実行の始まりだと思わざるをえません。

「高市政権は防衛力強化も訴えるが、一昔前であればタカ派的な主張に対する警戒感ももっ

と広がっていただろう。しかし、国民の安全保障に対する危機意識が高まる中、中道の野田佳彦共同代表がこれまで憲法違反と主張してきた安全保障法制についての立場を転換したように、各党が選挙戦で防衛力強化への反対を訴えて国民の理解を得ることは難しくなっている。」と、米戦略国際問題研究所(CSIS)上級顧問兼日本部長のクリスティ・ゴベラ氏が毎日新聞紙上で答えています。

防衛力増強やそのための軍事増税などでは二分しないのであれば、それは「核武装」ではないかということの内田樹・神戸女学院大学名誉教授が東京新聞のコラムで、選挙期間中に言及されています。

安全保障担当の官邸筋が記者団にオフレコで「私は核を持つべきだと思う」と語ったことがあったが、この人物がこの時用いたのが「国論を二分する課題」という表現であり、首相の念頭には、おそらく核武装あるのだと思うとも、内田氏は述べられています。

米国は西半球に軍事力を集中させるために、東アジアから撤収するとすれば、在韓・在日米軍は縮減して、東アジアにおける偶発的な軍事衝突に米軍が巻き込まれるリスクを最小化するが、中国の西太平洋進出は何とかして抑止しなければなりません。

その際、東アジアで米国が使える「駒」である日本、韓国、台湾、フィリピンだとされる中、フィリピンは憲法を改定して米軍基地がないし、在韓米軍基地は縮小が検討されているとしたら、日本に核武装させることは、米国の外交専門誌などでは、別に珍しい論件ではないとさえ言われるぐらい普通に論じられているということです。

日本が核武装すれば、東アジアには核保有国がひしめくことになり、偶発的な核戦争リスクが一気に高まることになります。

仮に核戦争が起きたとしても、戦場になるのは中国大陆と朝鮮半島と日本列島であり、米軍は無傷のまま残るという米国にとって悪い話ではない将来が描かれているということが、米国の戦略的文脈の中にあるのではないかと考えてきます。

この国を二分する政策として選挙期間中に語

られなかった非核三原則の見直しの先にある「日本核武装」をひた隠しにされた選挙戦で、高市支持という意思表示をされたこの国の有権者は今から始まる「国論二分」で、誤った道を歩まないよう高市暴走政治への歯止め役にもなって欲しいものです。

(3) 脱原発・核廃絶について

6月7日「許せない東電旧経営陣の賠償取り消し」

2011年3月の東電福島第1原発事故を巡り、旧経営陣が津波対策を怠り東京電力に巨額の損失が生じたとして、株主が旧経営陣ら5人に23兆円超を東京電力に賠償するよう求めた株主代表訴訟の控訴審判決が6日、東京高裁でありました。

訴訟は、旧経営陣らが巨大津波を予見し得たか、対策によって事故を回避できたかが争点で、東電内部では2008年、最大15.7メートルの津波が来ると試算しており、その根拠となった政府の地震調査研究推進本部の「長期評価」（2002年公表）の科学的な信頼性が争われました。

高裁の木納敏和裁判長は、津波試算の根拠になった長期評価について「地震学のトップレベルの研究者による議論に基づき、尊重するべきものだった」と認めたが、実際に自治体の防災対策に取り入れられてなかったことなどから、事故責任を問うための予見可能性の根拠にはならないとして、株主側の請求を棄却しました。

判決理由の最後で、木納裁判長は原発事業者に対して「いかなる要因に対しても過酷事故の発生を防ぐ措置を怠ってはならない」と述べ、「原子力発電事業のあり方について、広く議論することが求められる」と述べたというが。そこまで言及するなら、なぜこうした判決となるのか、理解に苦しみます。これでは原発の安全を守れないと捉えざるを得ない判決であり、「次の原発事故を招く判決」であると原告団は怒り、上告するのは当然です。

折しも同日、自公政権が、2023年5月末に強行成立させた「GX脱炭素電源法」が全面施行し、原発依存を加速しようとしています。

このように、自公政権は「原発依存社会」へと暴走していますが、彼らが何を求めようとも、政治的思惑あるいは経済的利益で、原発の老朽化を防ぐ技術、安全性を高める技術、使用済み核燃料の処理・処分技術が急に向上することはありません。

彼らが暴走すればするほど、原発過酷事故の確率は拡大することを踏まえて、反対の意思表示を明確にしていく必要のある6月6日となりました。

8月6日『『継承』の担い手として核廃絶を自分ごとに』

ノルウェー・ノーベル委員会のフリドネス委員長が7月に広島と長崎を訪れた後、都内で「ヒバクシャは戦争の犠牲者であるだけでなく、証人であり、教え諭すべき指南役でもあるのです」「記憶にとどめることはあらがうこと。変革への力にもなりえます」と述べられました。

ノーベル委員会が日本原水爆被害者団体協議会に平和賞を授賞してから7カ月余り、被爆者とその記憶の継承に努める人たちを再び讃え、改めて「継承」によって、核廃絶を呼びかけられています。

広島市の市民団体「A N T—H i r o s h i m a」理事長の渡部朋子さんは、「単に受け継ぐのではなく、記憶が自分の中に生き続けて、わたくし事になる」と継承をこう表現されています。

今日の平和記念式典での小学生代表も「その事実を自分のこととして考え、平和について関心を持つこと」「私たちが被爆者の思いを語り継ぎ一人ひとりの声を紡ぎながら平和を創り上げていきます」と述べられたことに、次世代の「語り部」への決意と受け止めました。

そして、私たちには、被爆の実相を知り、平和の大切さを思うだけでなく、広島、長崎まかせになりがちな核廃絶活動を国内はもちろん海外にも広げていくことが改めて求められていると思います。

米調査機関ピュー・リサーチ・センターが米国民に尋ねた世論調査の結果として、原爆投下を「正当化できる」は35%、「できない」が31%で、18～29歳では「できる」の27%を「で

きない」の44%が大きく上回っています。

80年前にギャラップ社が日本への原爆投下について聞いたときは「支持する」が85%だった事から考えると、被爆者が米国で訴え続けてきた成果といえるのではないかと思います。

6月に米国が核保有国とされるイスラエルが、敵対するイランの核兵器保有を恐れて先制攻撃し、米国がイランを攻撃し、加勢しました。

その際に、トランプ氏は攻撃が「戦争を終わらせた」と主張し、「広島、長崎と本質的に同じだ」と言い放ったのです。

国連憲章に反するだけではなく、米国大統領は、核の使用が国家間の争いに決着をつける手段として正当化されるという認識を持つことを明らかにしたのです。

未だに、このような認識のリーダーがアメリカでは君臨している中でも、アメリカの若者たちの半数近くが「正当化できない」と声をあげ始めているのです。

広島と長崎に米国が原爆を投下し、約21万人が命を奪われてから80年になる今、被爆者たちは苛烈な体験に向き合い、「核なき世界」の実現を訴えてきたが、まだまだ訴え続けよと言われているとしたら、それはこれからの私たちが「継承」していかなければならないのです。

日本には、核兵器が使われてはならないという規範を守り、広げ、不使用から軍縮、最終的な廃絶につなげる外交が求められています。

現状、米国の核の傘に頼る日本は核禁条約に加わらず、締約国会議へのオブザーバー参加も拒んでいることに対して、私たちの力で動かしていくしかありません。

核廃絶への歩みを主導することが、唯一の戦争被爆国・日本に期待される役割であり、日本にしか出来ない役割でもあることを考えたら、「核廃絶はわたし事」という決意をしあう80年目にしたいと思います。

11月24日「東電柏崎刈羽原発の再稼働は容認できない」

花角新潟県知事は21日、東電柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働を容認すると表明しました。

過酷事故を起こした東京電力の原発を再稼働に向かわせる重大な判断を下したもののだが、そ

の判断に県民の理解が得られるかは不透明だと言われています。

再稼働に対する県民の不安は依然根強く、新潟県が実施した県民意識調査では、「再稼働の条件は整っているか」との設問に対し、「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」との回答が6割を超え、市民団体による調査でも、県民の約6割が再稼働に反対の意を示しています。

まさに、県民合意が形成されたとは言い難い調査結果だったことを踏まえると、知事の判断は県民の意見に逆行するものだと言わざるをえません。

柏崎刈羽原発では、IDカードの不正利用などテロ対策上の重大事案が相次ぎ、21～23年に原子力規制委員会が事実上の運転禁止命令を出す事態に陥り、重大な原発事故を起こしただけでなく、これまでの不祥事も重なり、県民の間で東電に対する信頼が確立していないことは、知事も会見で認めていました。

しかし、東電はテロ対策の改善を図ってきたにもかかわらず、20日には、運転禁止命令期間の前後に別のテロ対策に関する問題が起きていたことも露見しました。

このような事態が続くうちは信頼回復は遠のくばかりで、東電が原発を運転する適格性や信頼性への疑念は払拭されていません。

県民投票や知事選を想定した県民は少なくないだろうが、知事は会見で「制度上、知事の職を止められるのは県議会しかない」と説明し、最終判断が県議会に託されました。

知事与党の自民党が単独過半数を占めている中で、県議会が知事判断を追認するだけなら県民の声を無視することになると思わざるをえません。

過酷な原発事故に直面した事故の教訓を忘れることなく、改めて原発に依存しない社会を目指すべきではないのかとの問いが突きつけられています。

12月25日「核保有発言は側近だけでなく高市首相の本音か」

危うい政権である高市政権の安保政策を担当する官邸幹部が、「私は核を持つべきだと思っ

ている」と、個人の見解とはいえ、核保有論を明言したことに批判の声が高まっています。

広島県の横田知事は23日の定例記者会見で、この発言に対して「大変残念だ。国是である非核三原則とは相いれず、人類史上初の原子爆弾による惨禍を経験した地として到底容認できない」と述べ、高市首相が見直しを検討する三原則に関し「絶対に守るべきだ」と強調されました。

また、「政府には被爆地から発信している被爆の実相や平和に向けた取り組みを十分認識し、外交の力で核抑止からの脱却に全力を尽くしてほしい」と、極めて当たり前のことを要望されています。

安全保障関連3文書の改定に向け、非核三原則の見直しが主な論点に挙がっている時期に、首相の側近が発言したのは、匿名が前提のオフレコ取材での発言だが、あえて言及することで、三原則の見直しに突破口を開く意図さえるかがわけるものです。

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の三原則は、確立された国是として国会で重ねて決議されており、核保有発言は、それに真っ向から反する主張であることはもとより、被爆国として核廃絶を訴える政府の姿勢とも相いれないものです。

任命した高市首相自身、表向きは「非核三原則を政策上の方針として堅持している」と言ったとしても、就任前から非核三原則に異論を唱えており、安保3文書が2022年に改定された際には、国家安保戦略の「三原則を堅持する」との文言の削除を求めたと言われています。

非核三原則は、ゆるがせにしてはならない平和主義の柱であり、揺さぶりをかけ、高市首相の本音を代弁したのではないかとさえ思えるような官邸幹部の発言を厳しく問うとともに、核容認論を温存させてきた政府の姿勢の根幹に目を凝らしておかなければなりません。

台湾有事発言を巡っても、断固撤回しようとしないう高市首相の姿勢や今回の官邸側近の発言などを見た時に、憲法9条を規定に据えた平和外交などという言葉がかき消されようとしていることへの危機感を感じざるを得ません。

1月23日「安全神話の崩壊が続く原発再稼働トラブル」

東京電力が、当初は20日の再稼働を予定していた柏崎刈羽原発の制御棒を引き抜く検査で警報が正常に作動しないトラブルが起きたため、延期して21日に再稼働させました。

同原発は福島第一原発事故後の2012年3月までに全7基が停止し、事故を起こした東電が再び原発を動かすのは約14年ぶりとなるもので、「原発回帰」を鮮明にする国は、柏崎刈羽原発の再稼働を震災後のエネルギー政策の転換点と位置づけていました。

しかし、約14年ぶりに再稼働した東京電力柏崎刈羽原発6号機が22日、わずか1日で停止することになりました。

原因は、原子炉内で核分裂反応を抑えるトラブルで制御棒に指令を送る制御盤の部品を交換したが、状況は改善されなかったため、22日午後、原子炉を止める判断をしたものでした。

政府は原発の「最大限活用」を掲げており、電力の安定供給や経済成長につなげるために今後も再稼働を推し進める方針です。

しかし、今年に入り、中部電力浜岡原発の再稼働に向けた審査で、安全対策の水準となる基準地震動のデータを恣意的に決めた不正行為が発覚し、専門家は「往年の『原子力村』を彷彿とさせる手法だ」と指摘され、他電力を含めた安全意識に問題はないのかと危惧されていたばかりです。

過去にも、02年には東電の福島第1と第2、柏崎刈羽の3原発で、原子炉内部品のひび割れなどを隠蔽した「トラブル隠し」が判明し、当時の社長も把握していなかったことなど原発関連事故と不祥事は多発してきました。

11年の東電福島第1原発事故後、規制審査を担っていた経産省の外局「原子力安全・保安院」は、役人の電力会社への天下りなどの問題から解体され、環境省の新たな外局として独立性を担保した「原子力規制委員会」が発足しました。

しかし、産官学に政治も一体となって原発を推進してきた「原子力村」も解体されたはずでしたが、相変わらず経営トップのガバナンスが利かないような『原子力村』特有の内輪の価値観が残っているのではないかとと思われるような

事態は続いています。

今回の柏崎刈羽原発のような重大な安全機能の不具合が長年にわたり見過ごされ、再稼働準備の最終段階に至るまで発見されなかったという事実は、住民に対する重大な裏切りであるとともに、原子力規制行政の根幹を揺るがすものだと言えます。

今なお残る「原子力村」特有の価値観にとりつかれている以上、この国には、原発に依存するエネルギー政策をとり続けることはできないと言わざるをえません。

(4) その他について

1 1月3日「文化による抵抗『パレスチナ映画祭』」

今日は、11月2日に世界同時開催の「パレスチナ映画祭」の一環として、高知では3日開催となった映画祭を鑑賞してきました。

1917年11月2日、英国がパレスチナの地にユダヤ人国家を建設することを支持する「バルフォア宣言」を出したことがイスラエル建国に結びつき、今日に続くイスラエルによるパレスチナ人抑圧の要因となったことから23年から映画祭は毎年、この日に開催されています。

イスラエルによる占領と抑圧が続くパレスチナに連帯しようと11月2日、世界94カ国、425都市700会場以上でパレスチナ映画を同時上映する「パレスチナ映画祭」で、日本は60会場以上で最多の開催となっています。

2014年から毎年パレスチナで開かれてきたが23年10月、イスラエルによるガザ地区への大規模侵攻開始後は、全世界で映画上映を呼びかけるスタイルになったと言われています。

高知では三本の映画が上映されましたが、私はイスラエル軍の作戦によりヨルダン川西岸地区のジェニン難民キャンプで多数の死傷者が出た事件を扱い、イスラエルで上映禁止となったドキュメンタリー「ジェニンジェニン」(2002年)と、ヨルダンで難民となった少年の目を通して厳しい現実を描いた「ぼくの見えた道」(12年)を鑑賞しました。

高知でも市民の皆さんとともに、世界同時に

展開する「文化による抵抗」に連帯できてよかったです。

4 医療・福祉問題の調査研究について

(1) マイナ保険証について

5月12日「やっぱり紙の保険証全廃は無理なのでは」

昨年12月2日付で従来の健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを保険証として使用する「マイナ保険証」への一本化が進められてきました。

ところが最近になって、従来の保険証を全廃しようとする国の方針に無理があることが明らかになっています。

厚生労働省は今年4月3日付で地方自治体に向けて通知を出し、約2000万人といわれる75歳以上の「後期高齢者」のすべての人を対象に、保険証代わりに使用できる「資格確認書」を郵送する方針を打ち出しました。

まさに、これまでの保険証廃止およびマイナ保険証への一本化という政策を事実上、見直さざるをえなくなったことを意味するのではないのでしょうか。

マイナ保険証での受診時の何らかのトラブル発生は相変わらず続いています。

そのような中で、保険証廃止を7月末に控え、資格確認書交付を希望する人が自治体に押し寄せることによる混乱を懸念して、一定の条件を課したうえで希望者に限って発行していた資格確認書を、後期高齢者全員に配付するとのことでした。

自治体職員の間では、マイナ保険証に関する事務作業の負担は、問い合わせへの対応も含めて増大しており、混乱の発生を心配しているとの声もあるが、もう国民全員に資格確認書を配付するしかないと思われます。

＜申請によらず交付する方＞

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方

- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- ・マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や、転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方（令和7年7月末までの暫定措置）

12月1日「紙の健康保険証廃止を撤回し、マイナ保険証との併用を」

俳優佐藤浩市さんが、CMで繰り返し「12月2日以降、これまでの健康保険証は使えなくなります。」と、マイナ保険証への切り替えを訴えられてきました。

今日12月1日で、従来の健康保険証はすべて有効期限が切れ、マイナ保険証への一本化が基本となります。しかし、国の統計によると、10月時点の県内のマイナカード保有率は75.8%で、沖縄県（68.9%）に次いで低く、マイナ保険証の利用率も34.43%と低く、全国の37.14%を下回っています。

政府は「混乱を避けるため」として、来年3月末までは加入先にかかわらず、保険加入資格が確認できれば、期限切れの保険証でも使える暫定措置を医療関係団体などに伝達しているが、後期高齢者や国保加入者の保険証ではすでに同様の措置が取られています。

マイナ保険証の不評には、カード読み取り機の不具合や内蔵の電子証明書の期限切れ、要介護高齢者や障害者らへの配慮不足など、さまざまな要因が重なっていますが、法的には任意のマイナナンバーカードの取得のほかが、医療を人質にとる形で国民に押しつけようとしてきたことも大きな要因ではないでしょうか。

こうした弥縫策を繰り返せば、利用者に混乱が広がり、医療現場の負担、制度維持に必要な予算はかさむばかりであるだけに、政府は、誰もが簡便かつ確実に医療を受けられる健康保険の原点にこそ立ち返るべきです。

そのためには、政府は従来の健康保険証廃止を撤回し、マイナ保険証との併用を認めるべきではないでしょうか。

(2) 県内医療・福祉体制について

7月28日「浸水リスク最悪の本県医療・福祉施設」

今朝の朝日新聞1面、24面、27面で南海トラフ津波被害の国の新想定では、2300医療機関が浸水リスクを抱えていることが取りあげられています。

南海トラフ巨大地震が起きると、全国で約2300の医療機関と、約7300の福祉施設が津波で浸水するおそれがあり、災害医療の中核を担う災害拠点病院も12施設が立地し、機能に支障が出る可能性もあるとされています。

30センチ以上浸水するエリアにある医療機関は21都府県の2347施設で、21都府県の医療機関数の3.2%にあたり、県別では徳島県（260施設、県全体の31.6%）に次いで本県が252施設、38.2%となっています。

また、福祉施設は23都府県の7270施設で、割合は4.2%で本県が1286施設、33.4%と徳島県（1199施設、28.1%）、愛媛県（925施設、13.2%）を上回って全国で最多となっています。

しかし、事業継続計画（BCP）を策定済みの災害拠点病院や救命救急センターなどは2022年度時点で60%にとどまっており、2024年から、災害に備えたBCPの策定がすべての介護サービス事業者に義務づけられたもののBCPをどう生かすかは施設次第で、災害時の対応は、事前にどこまで具体的な事態を想定しているかに左右されることになります。

ちなみに、本県における要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率は69.7%で、避難訓練の実施率は51.5%と半分ほどに止まっていることが、先の第84回南海トラフ地震対策推進本部会議でも報告されています。

記事では、昨年元旦の能登半島地震における特別養護老人ホームなどの福祉施設で、給水車だけでは施設は守れないことや、食事1月中は1日2食しか提供できなかったこと、発災から数日経つと、災害派遣医療チーム（DMAT）など支援の手が届くようになったことなどが照会されています。

石井美恵子・国際医療福祉大学大学院教授は

「病院の入院患者や福祉施設の利用者は、自力での避難が難しい人も多い。津波は、大雨や台風と比べて避難にかけられる時間が短く、事前の備蓄や訓練、計画がより重要になる。防災の観点から外部のサポートを受けつつ、各施設のスタッフが事前の備えや発災時に優先すべきケアの項目を整理し、各施設にとって最善の事業継続計画（BCP）や訓練を模索していくことが大切だ。」と述べられています。

これまでも議会質問で、何度か取り上げてきましたが、全国で圧倒的に多くの災害リスクを抱えた本県の医療機関や福祉施設が、少しでもリスク回避を行うための移転も含めたハード整備とBCPの実効性を高める取組を加速化しないと、多くの利用者の命を失うことになるということを肝に銘じておかなければなりません。

7月25日「医療センター赤字でも、県民のための医療機能の維持に向けて」

本日は、県・高知市病院企業団議会が開催され、議員協議会において、高知医療センターの2024年度決算が12億6700万円の赤字になるとの見込みが報告されました。

資材価格や人件費の高騰に加え、20年度以降の収益を押し上げてきた新型コロナ関連補助金がなくなり、5年ぶりに赤字となるものです。

医療センターは感染症指定医療機関として、コロナ下では非常時に備えて空きベッドを確保しながら、県内最多の延べ1100人余りのコロナの入院患者を受け入れ、20～23年度の4年間で国と県から空床補償などで計98億6千万円の補助金を受けてきました。

この効果で、18、19年度の赤字決算から20年度は黒字に転換しましたが、24年度には補助金がなくなりました。

24年度収入は、入院の診療単価上昇で医業収益は過去最高となったものの、コロナ補助金がなくなったことから医業外収益は大幅に減少し、前年度比5億5400万円減の245億8800万円となりました。

一方、支出は人事院勧告に伴って給与費が増加し、材料費も物価高騰などによって増加したため、経常収支は前年度の3億1200万円の黒字から、12億3700万円の赤字に転換しました。

企業長は、提案説明の中で、「物価や賃金上昇が続く中、診療報酬の改定が取り残され、官民を問わず多くの医療機関が支出増を増収分で賄いきれず、厳しい状況に置かれている」と指摘しつつ、25年度は5年ごとに更新する経営計画の最終年度に当たることから、「これまでの取り組みの成果と課題を的確に評価し、次期計画の策定に取り組む」と述べられました。

私からは、自民・公明・維新による病院病床11万床削減の方針に対して、20周年の高知医療センターが本県医療機関の中で果たす医療機能と役割を踏まえて、院長のいう「これまで通りの機能を維持するのが難しい時代。役割分担の議論をすぐにでも始めないといけない」とと、企業長のいう「当院が果たすべき役割や責務を再確認し、次期経営計画の策定に取り組む」ということとの整合性をどう図るのかと指摘させて頂きました。

企業長からは、「がんセンター、循環器病センター、地域医療センター、救命救急センター、総合周産期母子医療センターの5つのセンター機能とこころのサポートセンターなどの機能はしっかり維持し、経営計画の中でもその強みを活かしたものとしていきたい。そして、9階休床分をどうするのかということもあるが、経営計画の中で削減案まで示すことにはならないと考えている。」と答弁がありました。

いずれにしても、丁寧で慎重に、県民にも公開した議論を求めさせていただきました。

診療報酬改定が、物価高騰などに追いつかない中、また、医療人材の確保などが困難な中、厳しい医療環境は当分の間続くと思われますが、病院企業団議会としても、しっかりと注視していきたいと思います。

2月20日「9年連続の赤字予算となるも地域医療を確保するために」

本日は、高知医療センターを運営する県・市病院企業団議会2月定例会に出席しました。

全国で公立病院を取り巻く状況の厳しさが加速しており、総務省の資料によると公立病院の赤字病院の割合が令和5年に70.4%だったのが、1年後の6年には83.3%にまで増え、赤字額が2099億円から3952億円とほぼ倍増しています。

そのような中で、政府も近年の物価高騰や人件費の増加などに対応するための「持続可能な地域医療提供体制の確保」に向けた予算措置も図られようとしています。

医療センターでも、コロナ禍対応を職員が身を粉にして乗り切ったものの、次には精一杯の医療サービスの提供をしても、物価高騰禍で経営悪化を強いられている中で、経常収支は12億4500万円の赤字を見込み、9年連続の赤字予算となる2026年度当初予算案を全会一致で可決しました。

収入は前年度比9億9400万円増の266億1300万円で、支出は13億8900円増の278億8800万円を揭示用しています。

村岡企業長は「診療報酬改定で収入は増えるが、費用の伸びも大きく大幅な赤字予算となった。業務の見直しなど経費削減に努め、収支の改善を図る」と述べられているが、改めて県内地域医療の中核病院をどのように守るのか、真摯に向き合わざるを得ない時期に来ているのではないかと思います。

5 人権尊重・差別解消の調査研究について

(1) 人権問題について

9月2日「関東大震災と今の排外意識」

昨日、防災の日の朝日新聞「天声人語」は、「関東大震災と排外意識」と題して、沖縄出身の歴史家、比嘉春潮氏が、著書『沖縄の歳月』で振り返っている関東大震災の数日後の自警団によって言葉の違いを物差しに、朝鮮人や中国人に加えて日本人も殺傷したことを紹介しています。

天声人語にも書かれていますが、映画にもなった「福田村事件」のことも思い出します。

関東大地震発生から5日後、千葉県福田村に住む自警団を含む100人以上の村人たちにより、香川から訪れた薬売りの行商団15人の内、讃岐弁で話していたことで朝鮮人と疑われた幼児や妊婦を含む9人が殺害された事件です。

天声人語では「言葉があやしい、態度がおか

しいと線引きし、うむを言わせない。矛を向けた先はちょっと異質とされた存在であり、その典型が当時は朝鮮人であったのだろう。「不安」と「正義感」に駆られた群衆の恐ろしさである。」と書き、「では、いまはどうか」と問いかけています。

そして、いまは「先の参院選では、外国人を排斥する言葉がSNSで飛び交った。根拠のない情報が真実かのように伝播された。」ことに驚かざるをえませんでした。

さらに「参院選の最終日に参政党の神谷宗幣代表は、子供が誇りをもてるような国にしたいと演説し、「それに反対する人は日本人だったらいいはずだ。嫌がるのは、日本を潰したい人たちですよ」と続けたと紹介し「どんな国を誇らしいと思うのか。誇りに思わねばいけないのか。勝手にふるいにかけられるのは、まっぴらだ。」と結ばれています。

2021年の「防災の日」に、関東弁護士連合会が開催した「災害時におけるデマ・誹謗中傷問題を考える」とのテーマで兵庫弁護士会の津久井進弁護士が、デマをジェノサイドに至らせないために紀元前4世紀の中国の思想家である荀子の名言「流言は智者に止まる」ということを引用されて、リーガルマインドを備えた人として「智者」になろうと語られていました。

また、「デマ・誹謗中傷は平時課題の表出」であり、「平時のトレンドを加速する、その社会の課題(弱点)を一気に表出させる」ことになるので、平時にこそ課題解決をしておく必要があることの大切さを強調されました。

関東大震災の頃に逆戻りするかのような「いま」の平時にこそ課題解決をしておかないと「勝手にふるいにかけられてしまう」危機感さえ感じる昨今です。

(2) ジェンダー平等について

4月8日「地方からジェンダーギャップの解消を」

今朝の高知新聞20面に「『性差別で地元出た』8割女性」と「『男は仕事、女は家庭』影響深刻」の見出しが大きく出ていました。

高知新聞など全国21の地方紙や専門紙が昨年12月に実施した合同アンケートで、男尊女卑や家父長的な古い価値観、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分業意識が、女性の人生に深刻な影響を与えている実態が浮かんだとの記事です。

「性別による偏見や差別などを理由に地元を出たいと思ったり、実際に出たりしたことがあるか」との問いに、出ようと「思ったことがない」が4349人（65%）を占め、行動には至らなかったものの「思ったことはあった」人は1146人（17%）いたとのことです。

女性（3969人）のうち、「実際に出た」が362人（9%）で「思ったことはあった」が881人（22%）で、今回のアンケートでは性別を「その他」とした人が33人いたが、この中で「実際に出た」と答えたのは11人。出ようと「思ったことはあった」も8人と、それぞれ割合が高くなっており、性的少数者（LGBTQなど）であることを理由に偏見や差別などを受けた可能性があるとして分析しています。

高知県では回答した139人のうち、「思ったことはあった」が26人、「実際に出た」が10人。計36人のうち、性別は女性が27人、男性が7人、「その他」「答えない」が2人でした。

記事では、介護をどちらが担うかなどの実態を踏まえて性別役割分担意識の根深さなどが書かれています。

記事では、NPO法人Gender Action Platform理事の大崎麻子さんが、「性別役割分業の「意識」は薄まっているものの、「行動」や「慣行」が変わっていないことが分かる。性別役割分業の押し付けや差別的扱いが、女性が地方を離れる要因の一つになっていることも読み取れるし、地方創生の施策には長い間、ジェンダーの視点が欠けていた。」と指摘し、「性別による職域分離（仕事内容や配置の偏り）や不明確な評価基準の見直しなど、慣習や構造に踏み込んだ施策を行えるかが問われる。もはや「意識を変えよう」と言う次元ではない。」と断じています。

私も、2月定例会では、若い女性が地方から都会へ流出する理由として、地方のジェンダーギャップの大きさと多様な女性の排除が指摘さ

れていることや、前述の大崎麻子さんがアドバイザーをされている兵庫県豊岡市がジェンダー平等施策を推進しているように、全国の人口減少が進む地域では、ジェンダーギャップへの危機感が高まっていることを踏まえ、高知県のジェンダー平等施策のさらなる取り組みへの知事の決意と県内自治体による市町村版のジェンダーギャップ指数の作成について質問しました。

知事からは、「社会的な男女格差、いわゆるジェンダーギャップの解消は、若者や女性に選ばれる高知の実現に向けた重要な要素の1つであると考えており、目指すべき3つの高知県像といった県の基本政策の実現に向けて、さまざまな施策をバランスよく展開する中で、男女間格差の解消にもしっかりと取り組んでいく。なお、市町村におけるジェンダーギャップの現状については、来年度に予定している、こうち男女共同参画プランの改訂作業の過程で、関連する統計指標の状況を整理した上で、示すよう検討していく。」との答弁がありました。

若い女性に、地元に残って頂きたい一つの施策として、ますます地方からのジェンダー平等の施策が求められているのではないかと考えさせられる記事です。

6月12日「相変わらずのジェンダー平等後進国」

世界経済フォーラム（WEF）が、世界の男女格差の状況をまとめた2025年版の「ジェンダーギャップ報告書」を発表しましたが、日本は調査対象148カ国のうち、前年と同じ118位で、主要7カ国（G7）で最下位でした。

報告書は教育・健康・政治・経済の4分野で「男女平等」の度合いを分析したのですが、男女が完全に平等な状態を100%とした場合、日本の達成率は前年から0.3ポイント改善して66.6%だった。教育と健康ではほぼ平等を達成しているが、政治と経済の分野で後れをとり、前年同様の118位に止まったものです。

政治分野の達成率は8.5%（前年は11.8%）に低下しているが、一方、企業での管理職・役員への女性登用の状況などを反映した経済分野の達成率は61.3%（同56.8%）と改善したものの、他国と比べて後れをとっています。

日本政府が、国連の「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」で発表する予定のSDGs（持続可能な開発目標）の進捗に関する「自発的国家レビュー」報告書を公開していますが、2021年の前回報告から4年、国内におけるSDGsの一層の浸透を評価したものの、長年の課題であるジェンダー平等の遅れを明確に認めています。

2009年から16回連続トップの「ジェンダー平等最先進国」アイスランドのトーマスドッティル大統領は日本について、「私が歴史から学んだところでは、日本は何かを本気で考え、『質』を重んじて取り組めば、成功する国です。ジェンダー平等について本気で考えられるなら、日本の未来は非常に明るいものになるのではないのでしょうか」と指摘されています。

しかし、この国は、この問題を本気で考えようとしなない政治家たちによって政権を握られて久しいことから展望が見えていないのかもしれない。

3月8日「国際女性デーに考える、地方からのジェンダーギャップ解消を」

3月8日の国際女性デーにあわせて、上智大三浦まり教授らでつくる「地域からジェンダー平等研究会」の各地域の男女平等度を政治、行政、教育、経済の4分野で分析した2026年の「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」が高知新聞でも公表されています。

高知県は経済分野で連年の1位、政治分野は男女格差が大きく、連年の35位、行政は連年の9位、教育は前年から一つ下げて4位となっています。

経済分野で1位となっているが、指標別に見ると就業率の男女差0.808、フルタイムの仕事に従事する割合の男女比0.754、男女間の賃金格差0.821で、いずれも2位であることが、1位の背景となっているようです。

ただし、賃金格差で見ると、ランク最下位の静岡（男性34万円、女性25万円）より、本県（男性29万円、女性24万円）の額は低く、男性の賃金の低さが相対的に平等度を引き上げていたり、同時に就業率などは、女性が家計を大きく支えている構造を映していると分析され

ています。

採用や配置で性別を理由とする差別を禁じる男女雇用機会均等法の施行から、4月1日で40年を迎える中、女性の社会進出は進んだが、賃金水準が低い非正規労働者は、今も約7割が女性であり、賃金格差の問題は課題として、残り続けています。

総務省の2025年の労働力調査によると、正社員の仕事がないため仕方なく非正規を選ぶ「不本意非正規」の割合は、13年に19.2%だったが、25年に8.4%（男女計）にまで減っています。

しかし、女性では6.2%と、男性の13.0%に比べて少なく、この数字だけだと、自ら望んで非正規を選んでいる女性が多いように見えるが、識者は「家事・育児・介護などと両立しやすいから」や「自分の都合のよい時間に働きたいから」を選ぶと、「不本意」には含まれないという「女性に低処遇の働き方を選ばせる構造がある」と指摘されています。

非正規で働く理由を問う質問で、25年に「家事・育児・介護などと両立しやすいから」を選んだ226万人のうち、96.5%を女性が占めており、埼玉大金井郁教授（労働経済論）は「長時間労働や転勤を前提とする働き方が標準とされる一方で、拘束性の弱い働き方が非正規や一般職などの形で選択肢として示されてきた。こうした企業の雇用管理や『年収の壁』といった税・社会保障制度に誘導される形で、家庭内でケアを担う女性たちが自ら一般職や非正規を選び、引き換えに低い処遇を受け入れてきた面がある」と指摘されています。

高知では、男性の賃金の低さが相対的に平等度を引き上げていることもふくめ、根強い性別役割分業意識を改めるとともに、企業が変わり、長時間労働などを見直し、柔軟な働き方を広め、キャリア形成の後押しも急ぎ、男性の育児休業取得をさらに進めることなど高知でのジェンダー平等の実装を図らなければなりません。

7 教育・子育て支援政策の調査研究について

(1) 教育について

4月9日「新しい可能性を広げる学び直しの夜間学級入学式」

8日夜は、県立国際中学校夜間学級入学式に出席させて頂きました。

昨年発足した「高知県立夜間中学の未来を考える議員ネットワーク」の代表として、3月の卒業式に引き続きの出席でした。

今年度の新入生は7名で、外国籍の生徒さんもあります。

夜間学級の教育理念は「生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜びを実感しながら、個々の状況に応じた、義務教育の学び直しができる中学校夜間学級」であり、多様な7名の生徒さんの思いが感じられる入学式でした。

生徒さんの代表挨拶では、冒頭に学び直しができる場に立てていること自体に喜びと感謝を表明されました。

そして、「もともとの学校環境に馴染めず、心から楽しく勉強することができなかったが、恥じらいやためらいを捨て、学び直しができることを喜ぶとともに、これまでの支えに感謝し、過去の自分に向き合い、新しい可能性を広げていきたい」という自分の言葉での決意に、感動しました。

そんな生徒さんたちとしっかり向き合ってくれる夜間学級であることを期待するとともに、生徒の皆さんに心からのエールを送らせて頂いた入学式でした。

6月14日「『35年目のラブレター』と、なくてはならない夜間中学」

自由民権記念館で「高知県の夜間中学生の声に学ぶ会」の主催で「夜間中学と35年目のラブレターを語る会」が開催され、参加してきました。

会では、最初に、高知国際中学校夜間学級に在籍の2人の高齢女性が登壇し、夜間学級に入学したきっかけや学ぶことの楽しさ、先生方が丁寧に教えてくれるこの夜間学級に必要とされる方の多くの方に入学会して欲しいことを訴えられました。

そして、その後には映画「35年目のラブレター」で笑福亭鶴瓶さんが演じた主人公のモデルとなった西畑保さん、原作本の作者である小倉孝保さん、そして奈良市立春日中学校夜間学級元教頭の深澤義隆先生が登壇されました。

映画を鑑賞し、原作を読んでからお話を聞かせて頂きましたので、西畑さんのお話が余計に浸み込んできました。

学校へ行けなかった背景にある貧困と差別の問題。学校で学べなかったことによる字が書けないことで受けた社会や職場でのいやがらせや困難性。

それでも一生を過ごす連れ合いさんの餃子さんと幸せな生活を送りますが、字を書けないことを知られることを常に恐れていたが、知られてもなお深まるお互いの愛情などにも学ばせて頂きました。

定年で退職してから、改めて夜間中学に入学し、改めて文字を覚えて餃子さんにラブレターを書かれました。

そんな西畑さんが学んだ春日中学校夜間学級元教頭の深澤先生は、「夜間中はあってはならないけどなくてはならない学校です」と言い、西畑さんの生き方を本にされた小原さんは「効率化という考え方を持ち込んだら行けないのが教育と福祉。中でも、夜間中学は、費用対効果でいうと最も効率が悪いかもしれない。しかし、人間の心の豊かさをつくっている夜間中学こそ大事である。」と言われ、会場の皆さんが納得されていました。

西原さんと出会われた方の多くが、西原さんから学ばされると言われますが、お話を聞かせて頂き、その通りだなと思ったところですが、これも小原さんが言われていましたが「学びは遅くなっても夜間中学で学ぶことで、分厚い人間になる」そんな学びの場として、全国の夜間中学・夜間学級で学び続けられる方がいることを応援していきたいものです。

西畑さんが学んだ奈良県には、公立夜間中が3校、自主夜間中学が3校あり、さらに自主夜間中学が1校開校予定ということを知り、1校に止まる本県でさらに、夜間中学で学べる県下の環境を整備しなければと思ったところです。

8月29日「子どものSOSを受け止めて」

昨日、地元の昭和小学校を通じてオンラインで保護者に送られていた高知市教育研究所教育支援センターみらいの「子育て通信 子どもたちの笑顔のために」では、子育てで気を付けておきたいことや、子どもとの関係で悩んだ時の解決方法のちょっとしたヒントについて、書かれていました。

まずは、「子どものSOS」ということで、「夏休み明けは、子どもたちにとっては緊張と楽しみが混ざりあい、待ち遠しいような、まだ来てほしくないような、大きな区切りの時期です。学校生活に苦しい思いをもつ子どもたちが多くSOSを発信する時期でもあります。保護者などの身近にいる大切な人の存在は、子どもたちが自分の目の前にある問題に主体となって向き合うときに、大きな安心感を与える存在になります。今回は子どもたちのSOSを大人が「受け取る」ことについて考えてみましょう。」と始まっていました。

同様に、昨日の高知新聞社説では「夏休み明け 子どものかき受け止めて」と題して、「夏休みが間もなく明ける。県内では既に2学期が始まった学校もある。この時期は子どもの自殺が増える傾向にある。勉強や人間関係に不安を抱いている子にとって学校再開は大きなストレスになり、精神的に追い込まれることが多いとみられる。身近にいる大人が早めに兆候をつかみ、寄り添う必要がある。痛ましい状況を早く変えなければならない。」とあります。

また、社説によれば、大人を含めた全体の自殺者が減少傾向にある中、子どもの自殺には歯止めがかかっておらず、小中高生の自殺は新型コロナウイルスの国内流行が始まった2020年に以降に増加し高止まりする中、22年以降は500人超で推移し、厚生労働省と警察庁によると、24年は統計のある1980年以降で過去最多の529人で、10代の死因の1位が自殺であることなど世界的に見ても深刻な状況にあるとされています。

だからこそ、子どもが安心して過ごせる居場所づくりも急ぎ、中でも思春期の子どもにとって、学校や家庭と距離が取れ、居心地のよい場所は不可欠だとしています。

「子育て通信 子どもたちの笑顔のために」では、SOSを受け取る時に大切なのは、SOSを受け取ることでできた大人が問題と向き合うことではなく、子どもとの関係に大人が寄り添うことであり、「大人が問題に向き合う」形になって、子どもが置き去りにしないことであるとアドバイスしています。

そして、「子どもとの関係に寄り添う」ということは「今あなたはこんな状況に置かれていて、こんなふうに感じているんだね」と受け止め理解したうえで「どうしたいと考えているの?」「どんなことで手助けができる?」など子ども自身の想いを聴き、子ども自身が主体となって物事と向き合うことができるようなサポートの大切さを指摘されています。

夏休み明けにこそ、子どもが安心して過ごせる多くの居場所づくりやSOSを受け止められる大人のゆとりも必要なのかもしれません。

10月25日「教育から見る満州」

「第8回満洲の歴史を語り継ぐ集い」に参加してきました。

基調講演は、大石茜先生（松山大学准教授）が、「教育からみる満洲―満鉄の幼児教育を中心に―」お話してくださいました。

満洲の教育史を学びながら、保育や幼児教育の在り方についてお話を聞かせて頂きましたが、興味深い話ばかりで、生前の母が、満洲の撫順でこのような教育を受けていたから故のその後の生い立ちが少し垣間見えたように思えました。

満鉄の新教育は、内地の教科書さえ使用しない現地適応主義だったのが、満州国になってからは内地延長主義の教育が行われ、日本の生命線としての満洲を意識した戦時下の教育に移行した過程や当時の幼児教育なども初めて聞く話ばかりで、改めて教育と戦争について学ぶことの必要性も考えさせられました。

また、県内で収集してきた満洲帰国者の証言の中から、少年少女期の体験をまとめた動画も視聴させて頂きました。

1月30日「小中高生の自殺者数最多」

厚生労働省が29日発表した2025年の自

殺者数は、全体で1万9097人と統計を開始した1978年以降で初めて2万人を下回りました。

しかし、小中高生の自殺者数（暫定値）は532人で、統計のある1980年以降で最多となっています。

小中高生の自殺者数は、前年の確定値より3人増え、内訳は、男子が255人で（前年から16人増）女子が277人（同13人減）。校種別では小学生が10人（同5人減）、中学生が170人（同7人増）、高校生は352人（同1人増）となっています。

小中高生の自殺者数はコロナ禍に入った2020年に急増し、以降も高止まりが続き、特に女性の中高生で増加傾向が目立ち、19年の確定値と25年の暫定値を比べると、中学生で2.0倍、高校生で2.2倍になっています。

また、19歳までの原因・動機をみると、「病気の悩み・影響（うつ病）」が最多の126件、「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」「学業不振」「親子関係の不和」と続いています。

遺書や生前の言動に関する資料や家族などからの証言を基に、要因を分類したところ、「学校問題」が自殺要因だった人は519人で、このうち、「学業不振」が173人で最も多く、「進路に関する悩み（入試以外）」が122人、「学友との不和（いじめ以外）」が80人、「入試に関する悩み」が45人で、「いじめ」は20人、「教師との人間関係」は8人、その他が71人となりました。

厚労省が25年に発表した自殺対策白書によると、主要7カ国（G7）各国のうち、10代と20代の死因の1位がともに自殺なのは日本のみであることから、この事実としっかり向き合った施策こそが求められています。

子どもたちが、生きることを諦めるようなことにはならないように。

(2) 子育て支援について

5月5日「子どもを育てたい社会を」

総務省は、5日の「こどもの日」に合わせて15歳未満の子どもの推計人口（4月1日現在）

が、前年より35万人少ない1366万人で、44年連続の減少となり、比較可能な1950年以降で最少を更新したことを公表しました。

総人口（1億2340万人）に占める割合は前年比0.2ポイント減の11.1%と51年連続で低下し、過去最低となりました。本県は6万7千人で人口に占める割合は10.3%となり、割合の低い方から5番目となっています。

「こどもの日」が国民の祝日として制定されたのは、太平洋戦争の終結後間もない1948年であり、子どもの人格を重んじ、幸福をはかる日とされています。

先の戦争は弱い立場の子どもたちに多大な犠牲を強いたことから、この祝日は愚かな戦争への反省を土台としているとも言われています。

54年には国連が11月20日を「世界子どもの日」と定めているが、ここにも平和への願いが込められています。

しかし、戦後80年を迎えた今も、世界のあちこちで戦争や紛争が続き、子どもたちの未来が奪われているし、この国も子どもには冷たい社会になっています。

子どもに自己責任を押しつけ、子どもの間に格差は生じ、諦めも生じさせている面があるのではないと思われることもあります。

子育てしている人がベビーカーを押していると、蹴られ文句を言われたりもするので、一日中何回も「すみません」と言わなければならないとこぼされている社会で、積極的に子どもを生き育てようと思わないのではないのでしょうか。

子どもはそういうことを、まざまざとみせつけられると、言ってもしょうがない、どうしようもないとなって希望を失ってしまいます。

そして、2024年は、小中高生527人が自殺をし、統計のある1980年以降で過去最多となったています。

子どものSOSサインに、しっかり関心を払い、向き合いながら、それに応じてすべてのことを変えるぐらいのことをおとながしなければ、子どもが命を絶つことは止まらないでしょう。

5月25日「児童虐待予防へ「カンガルーの会」総会」

朝倉の福祉交流プラザで開催されたNPO

「カンガルーの会」の総会に、出席してきました。

この会は、「児童虐待の予防、子育て支援を図るため、周産期から児童に関わる関係者に対して、研修会や講演会を開催する事業を行い、児童の健全育成を支援し公益の増進に寄与することを目的とする」もので、①児童虐待予防の為に研修会を実施する事業②妊婦、幼児期や児童に関わる関係者に対しての研修事業③一般の方に児童の健全育成、児童虐待予防を啓蒙啓発する事業④①～③を実施する為の指導者を養成する事業を行う会で、2009年6月20日に発足しました。

そして、16年間で499回の研修を開催し、保育士さん、保健師さん、助産師さん、看護師さんや行政職員、そして民生・児童委員さんや保護者など多様な皆さんが延べ13864名が受講されてきました。

そんな16年間の取組の先頭に立ってこられた小児科医師の澤田敬理事長や県職員時代に長らく児童福祉に関わられた中西稔副理事長、そして子育て支援・相談の専門機関でお母さんや子どもたちに寄り添われている谷本恭子理事が退任されて新たな体制でスタートされる総会となりました。

今日は、総会に出席された会員全てが、なぜカンガルーの会と関わってきたのかも聞かせて頂き、私も発足以来のメンバーですが、貴重なお話に多くのことを学ばせて頂きました。

澤田先生からは、児童虐待を予防するという「カンガルーの会」の取組が、全国にひろがりつつある中で、理事長を退任してからも、まだまだ活躍されることだと思います。

新たな理事メンバーも、児童虐待予防の実践者であり思いの強い方たちばかりですので、児童虐待予防に向けた今後の取組をさらに発展させて下さることだと思います。

9月12日「子どもの命を奪わぬために」

こども家庭庁は、2023年度に虐待を受けて亡くなったことが分かった子どもは65人だったとする検証結果を昨日発表しました。

前年度よりは7人減ったものの、心中を除く48人中、0歳児が33人で68.8%を占め

ており、0歳児の占める割合は、16、20両年度の65%を超えて過去最多となりました。

特に0歳児のうち、生後24時間に満たない「0日児」は16人で、08年度に次いで過去2番目に多くなっています。

16人の死因は、7人が出生後に放置されたことによるもので、4人が窒息させられており、5人は不明などでした。

また16人のうち、医療機関の関与があったのは1人で、ほかは公的機関の関与もなかったという結果になっています。

07年から23年3月までの心中事例532人では、死亡した子どもの年齢は6歳以上が271人(50.9%)で、主たる加害者は実母が356人(66.9%)、実父が100人(18.8%)となっています。

加害動機は、実母のみの場合は「保護者自身の精神疾患、精神不安」36.2%、「育児不安や育児負担感」25.7%。実父のみの場合は「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」29.2%、「経済的困窮」20.8%でした。

虐待死を検証するこども家庭庁の専門委員会委員長の明星大の川松亮教授は「相談するにはハードルがあると感じると思うが、人に頼ることも大事だと伝えたい」と話されています。

これまでに、相談事や悩みを抱えた方々が「助けて」と言える社会を築こうと常に訴えてきたが、改めてそんな社会が求められていることを感じざるをえません。

ましてや、「助けて」と言えない乳幼児の命を守らなければならない親の悩みに寄り添うためにもそんな社会が求められているのではないのでしょうか。

8 大阪・関西万博の調査研究について

4月17日「大阪・国際万博の防災対策」

日頃から、災害への備えに関して、的確な指摘をされている室崎益輝先生がFacebookへの3日前の投稿で「大阪万博の防災対策について・老婆心で疑心暗鬼と思いつつ」と題されて、いくつかの指摘をされています。

的に射たものばかりだと思いますので、ご紹介をさせて頂きながら、いろいろと課題がある中でも開幕した大阪・国際万博が安全に運営されることを願うばかりです。

室崎先生は、まず、「明石の歩道橋事故に示されるように、多くの来場者をという思いが先行しすぎて、防災対策がなおざりになってしまって、重大事故を許してはならない」と指摘し、「正しく恐れて正しく備えることが欠かせないので、想定が外れて最悪の事態が起きた時、どうするのかを考えておかなければならない」と4点について言及されています。

(1) 本当に最悪を想定しているのか。

「地球温暖化などの影響もあり、災害の時代だけに、記録になかった破壊力がもたらされる危険性があり、過去最大を前提としていたことが裏目に出た阪神・淡路の誤りを繰り返してはならない。」

そして、「埋立地のリスクについても、仮設建築のリスクについても、大群衆のリスクについても、まだまだ未解明の部分があり、液状化が起きないとか地震で壊れないと言い切れるのかどうか。とくに、メタンガスに象徴されるように、埋立地の防災については未解明な部分が少なくない。」ことを戒めています。

(2) 個々のパビリオンの対策は万全か。

「会場全体については防災計画が示されているが、個々の施設やパビリオンについては、その防災計画の内容が示されていない。仮設建築に要求される安全性のチェックは、法規に従ってなされてはいるはずだが」と懸念されるのは、その建設を急ぎすぎた余りの懸念として、当然だと思われます。

「新技術や稀有なデザインには、それなりの新たなリスクが生じるので、耐震や防火面での科学的な検討が必要」との指摘もされています。

(3) 群衆避難計画は策定されているのか。

「地震や台風のリスクよりも、日常事故や群衆避難事故のリスクが大きいと思っています。明石の群衆事故を受けて、直後のワールドカップの会場についても、詳細な防災計画をつくりました。そのような、群衆事故が起きないようにする計画が策定されているのか。個々のパビリオンについても、群衆避難計画の策定は不可

避です。」という指摘はそのとおりで、大屋根リング上での混乱などが起きた時の心配など、最も教訓とすべきことだと思います。

(4) 来場者とのリスクコミュニケーションは万全か。

「来場者が正しく危険を認識することが欠かせません。恐れすぎてもいけないし、恐れなさ過ぎてもいけません。単に、たばこを吸うなどといった注意喚起だけでなく、災害時にどうすればいいのかといった行動提起を、あらかじめ来場者にパンフなどで知らせておく必要がある。」ことを促し、最後に「安全安心を提供する万博であってほしい。イベント防災のモデルにして欲しい。」ことを求められています。これらの思いが日本国際博覧会協会に届くことを願うばかりです。

8月14日「万博、帰宅困難者で混乱」

大阪・関西万博会場で、当初から心配されてきた危機管理の不十分さが、昨夜露呈しました。

これまでも、「大屋根リング」の下の護岸が約600メートルも浸食されていた問題をはじめ、夢洲は台風で多数のコンテナが吹き飛ばされるほどの被害を受けてきた地域で自然災害に対する脆弱性は克服されていなかったり、爆発下限界を超えるメタンガスの濃度が検知されたGW工区では、ガス爆発不安は完全に払拭されないという状況が懸念されていました。

そんな中で、昨夜9時半頃万博会場への唯一の鉄道路線大阪メトロ中央線が、コスモスクエア―大阪港駅間での停電の影響で、夢洲―長田駅間で運転を見合わせ、夢洲駅から東ゲートまで大勢の来場者が滞留しました。

水や食料などがどこで配布されるかなどの情報もほとんどなく、大屋根リングの下では、子どもを抱いて座って休む人の姿もあり、来場者からは、交通や滞在する人への支援状況などについての情報不足を批判する声があがったとのこと。

会期が始まったばかりでもないのに、水や椅子を配ったり、運転再開見込みのアナウンスをしたりする臨機応変な対応がされていないことに対する不満の声があがったり、大阪市消防局によると、14日朝までに、熱中症や混雑によ

る気分不良などを訴えた計36人が救急搬送されたとのことです。

大阪・関西万博の入場券の販売枚数が8日時点で1809万枚となり、主催の日本国際博覧会協会が運営黒字化の目安とする1800万枚を超えたという一方で、アンゴラ館業者が万博無許可工事で捜索を受けたりましており、万博運営黒字化ありきの裏にある課題は、十分に解消されないままに、進んでいるとしか思えません。

そして、今回顕在化した危機管理の不十分さについて、自然災害が多発する時期を迎え、余程の対策を講じておかなければ、生命に関わる問題が生じるのではないかと、懸念しています。

11 交通安全問題の調査研究について

11月28日「自転車も歩行者も自動車も共存できる道路を」

今朝の高知新聞に、自転車での酒気帯び運転に、罰則を設けた改正道交法が昨年11月の施行から1年過ぎ、県警は今年10月末までに県内の59人を摘発したこと、そのうち男性1人は逃走を図るなど悪質だとして「免停」となったことが報じられていました。

ご近所の高齢者の方々からは、道路交通法が改正されて、取り締まりも厳しくなるので改めて地域で交通ルールの勉強会をしてほしいとの申し出があります。

自転車の交通違反への反則金制度（青切符）が、来年4月から始まり、16歳以上の運転者による113種類の違反が対象となります。

例えば、スマートフォンなどを見ながら自転車に乗る「ながら」運転は1万2千円、信号無視が6千円といった内容ですが、113種類全て理解し覚える難しいでしょう。

しかし、このことを機会に自ら改めて改正ルールを勉強したいと思うこと自体は、いいきっかけになるかもしれません。

ながら運転はしない、逆走しない、信号無視はしないなどルールは守らなければいけません、その半面、歩道を広げて自転車レーンを作るとか、自転車利用者の暮らしのニーズに沿っ

た環境づくりも念頭に置いて、より安全により走りやすいような道路やルールを整備していくことも求められています。

しかし、自治体にとっても財政状況などから一斉に対策を施すのは厳しいでしょうから、自転車の視点で見て、危険がある地点を突き止めていく必要があります。

そのためにも、自転車の利用者の意見を集めた上で、自治体が設置する地域公共交通会議などで議論し、優先順位をつけて、緊急性の高いところから段階的に改善していくことが求められます。

何よりも、車道を並走し追い抜いたりする際の車は、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行すべきであり、自転車の通路を封じるような駐停車も改善しなくてはなりません。

一方、自転車利用者には、余裕を大事に、少し遠回りしても車の少ないルートを選ぶなど、5分早く出発するだけでリスクをかなり抑えられることなどを自覚し、実践してもらうなどを訴えたいし、自身の戒めにもしたいと思います。

12 地域の課題の調査研究について

4月4日「都市計画道路「はりまや町一宮線」4車線で開通するも」

希少動植物の保存や歴史的景観の保全を巡り、2011～20年に工事が中断していた都市計画道路「はりまや町一宮線」（はりまや工区）が、4月1日から4車線で供用開始しました。

しかし、年度初めの4月1日の通勤時間には、それほどの交通量が見られないのも供用開始が知られていなかったのか、想定交通量が計画時よりも減少しているということなのか、いろいろと考えてしまう閑散とした光景でした。

隣接した「横堀公園」には、境界の歴史的な説明や生息している希少動植物の説明看板が掲示されています。

しかし、昨年12月2日付けの高知新聞記事によると、隣接する新堀川にすむシオマネキやトビハゼなどの希少生物は保存されたものの、アカメの稚魚などのすみかだった水草のコアマモは移植により消滅し、回復していないこ

とが報じられていました。

今後の検証では、看板倒れになるかもしれないと思わざるをえません。

2006年9月定例会で、「4車線化ありきではなく自然環境との共生や文化的、歴史的意義を持つ史跡と共存する、中心街の貴重な水辺空間を生かしたにぎわいのまちづくりへと方向転換する」ことの可能性などについて質問して以来、8回にわたって質問してきました。

その間には、自然との共生だけでなく、観光面、人口減少下の交通量、交通安全、コストの視点から議論してきましたが、県の事業費は検討段階から1.5倍以上の61億3千万円に膨らんできました。

そして、今日の開通を契機に、今後この都市計画道路の功罪について改めて検証しなければと思っています。

4月29日「タウンモビリティステーション『ふくねこ』10年の成果とこれからの課題」

本日は、開設当初から学ばせて頂いてきた「タウンモビリティステーションふくねこ」さんの開所10周年記念イベントが開かれました。

笹岡和泉理事長から、障害者や高齢者らのニーズに答えることで始まった外出支援の拠点として構えた京町商店街でのタウンモビリティステーションでのこれまでの成果とこれからの課題について報告がされました。

そして、高知でのタウンモビリティ活動のきっかけにもなった福岡県久留米市六ツ門商店街にてタウンモビリティを実践されていたNPO法人高齢者快適生活づくり研究会の吉永美佐子代表理事からの「タウンモビリティの経緯、現状と今後」についてのお話も、示唆にとんだお話しでした。

両方に、共通しているのは、人材と財源を自前でどう確保しながら、「移動という権利をどう継続的に、快適に保障し、参加できる環境をどう維持していくか。そして、移動が作り出す街の賑わいを取り戻す」ということだと考えさせられました。

そのことが、講演の後のワークショップでの意見交換の主な課題にもなったようで、日頃から「ふくねこ」に関わられている大学生や利用

者、行政職員、関係者の皆さんから多様なアイデアも出されていました。

私自身は、昨年の9月定例会で笹岡さんとの意見交換をもとに提案させて頂いた「福祉×防災×観光」という視点に、「ふくねこ」さんが、さらに「商店街」をかけ合わせて取り組まれている「福祉×防災×商店街×観光」の取組こそが、これからの高知の「タウンモビリティの伸び代」ではないかと改めて感じさせていただきました。

さらなる10年、ハードにバリアが残っていても、ハートにバリアがなくなり、当たり前誰一人遠慮することなく移動の権利が保障される環境づくりに向けて、皆さんとともに頑張っていきたいものです。

5月13日「厳罰だけでなく、自転車にも優しい街づくりを」

会長をさせて頂いている県サイクリング協会の総会に向けた打合せの中で、来年4月1日に施行される見通しの自転車の交通違反に「青切符」を交付して反則金を納付させる改正道路交通法のことについて話題になりました。

反則金は原付きバイクと同水準で、違反の内容に応じて、3000～1万2000円とされていますが、違反した場合に警察官に青切符を切られ、反則金を納めれば刑事罰を科されない制度に自転車が加わることになります。

自転車の反則金は、指定場所一時不停止や通行禁止違反、傘差しやイヤホンの装着といった公安委員会順守事項違反などが5000円、信号無視のほか、右側通行や歩道通行といった通行区分違反などは6000円となります。

スマートフォンや携帯電話を使用して走行する「ながら運転」のうち、通話や画面を注視する違反は1万2000円となります。

2台以上が横に並んで走る並進も禁止されており、反則金は3000円で、2人乗りなどの軽車両乗車積載制限違反も同額となっています。

これらの違反は、私たちが早朝や夜間に交通安全指導をしても、よく見かけ指導することの多いものです。

これらの順守事項を子どもから高齢者まで徹底させるのは、大変なことだろうと思います。

確かに事故を起こさないためにも、交通ルールを守ることは当然ではありますが、車道があり、歩道があるなら、自転車道も設けられるべきだと思います。

自転車先進都市・コペンハーゲンの自転車道は温室効果ガス削減、市民の健康増進などを目指し、計画的に整備されたといわれていますが、日本の自転車行政も、規制とともに自転車に優しいまちづくりを両輪とするぐらいの決意で臨んでもらいたいと思います。

13 県政課題の調査研究について

(1) 知事の県政運営の姿勢について

12月16日「県民・市町村には『はったり』かまさぬよう」

今朝の高知新聞の「小社会」は今の浜田県政を「はったり」をかますようなやり方との厳しい視点で捉えていました。

12月7日付け「【賢い縮小】「県一消防」戸惑う市町村一問われる「共感」～浜田知事2期目折り返し(3)」の記事にあった「県一消防」を巡っての記者とのやりとりで、「まずスタートとして、半分意識して高いボールを投げた」と明かしたことについて「小社会」では次のように書かれていました。

「驚いた。あえてはったりをかまし、市町村の危機感をあおったように聞こえる。いったい誰と勝負しているのだろう。発言の先にいるのは、政界のくせ者たちでも暴走する投機マネーでもない。ともに苦楽を重ねる県民だ。」とありました。

「はったりをかます」という言葉は、大げさに言って相手を混乱させたり、相手に何かをし掛けたり、相手に向かって強い衝撃を与える時に使うと言われるが、そんなことで意識して高めのボールを投げられたりしていたら、県民や消防職員や市町村長はたまったものではありません。

そして、「市町村の反発を受けて計画は軌道修正され、知事は反省点も口にした。」とあるが、その過程でどれだけの人々が苦悩したのか

知事は考えているのでしょうか。

これは、最近の県有施設の指定管理者公募問題や新県立体育館建設案などでも同様に「かます」手法が取り入れられているのではないかと考えてなりません。

「小社会」では最後に「「共感」の県政にブラフは決して好ましくあるまい。県が何を発信しても「はったりだ」と県民が耳を貸さなくなったら困る。」と結ばれていますが、県民が耳を貸さないと同時に高知県政に対して「疑心暗鬼」になることを恐れています。

(2) 消防広域一元化について

4月29日「県一消防広域化の検討は慎重に」

昨年の秋以来、県議会でも議論をしてきた県一消防広域化の議論が、昨日の「県消防広域化基本計画あり方検討会」の初会合で本格化し始めました。

検討会は34市町村の首長や15消防本部の消防長、有識者らで組織され、人事や財務、通信など統合に向けた諸課題を実務者によるワーキンググループや専門部会で協議し、来年1月までに計画案を作成するスケジュールが確認されました。

統合後も各地域の消防署や分署は維持する方針などが説明されたが、質疑では、市町村長らが「消防隊員は人事異動への抵抗感が強い」と懸念を示し、「現場の権限がなくなり、サービスが低下しないように」「住民にメリットをしっかりと示してほしい」と要望したとのこと。これまでの県議会や県内自治体議会の議論でも、多様な意見が出されているので、それらを踏まえた慎重な議論がされることを求めていると思います。

11月15日「県消防広域一元化先延ばし・段階的統合も」

県は昨日、県消防広域化基本計画あり方検討会を開催し、傍聴しましたが、知事が冒頭にこれまでのスケジュール案を見直すことに挨拶の中で言及されました。

県内15消防本部を統合する「県消防広域一

元化」の発足時期を当初の令和10年度から遅らせ、最長で令和16年度とする方針を示すなど、全体的に先延ばし、段階的实施とするなど、市町村からのこれまでの意見に答えた形になりました。

県が示した「令和8年度以降の取り組み方針及び目標年次」では下記の通り、これまでの見直しが行われることとなっていました。

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に必要な実務的な検討を行うため、地方自治法に基づく法定協議会の設置に先立って任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめることとなります。

その際には概ね次の事項を前提条件として検討を開始することとされます。

①令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。

②それまで令和16年4月までの間に県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討協議を進めること。この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的以降の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置すること。

これにより、市町村や各消防本部は消防業務の統合時期をそれぞれ判断することになり、一方で総務や通信部門を集約し、現場隊員を増やしたり、到着時間を短縮したりといった統合の効果が出るのは1～6年遅れることになるということです。

これまでも市町村から多様な意見が出されてきましたが、さらに県は丁寧な調整を行っていくことが求められます。

1月10日「県一消防広域化、黙認のような形

の基本計画(案)」

県内15消防本部の統合について議論している県消防広域化基本計画あり方検討会が、7日開催されました。

県は消防力維持のため、令和10年度に「県一消防」を実現する方針を打ち出していましたが、同検討会では首長や消防長らから「結論を出すのが早急過ぎる」などと異論が出され、それらを踏まえて前回の第2回検討会で、検討の前提条件を変更することとされました。

今回、そのことを踏まえて令和8年度の検討開始にあたって、次の3点を前提としました。

①令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。

②それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討・協議を進める。

③消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月をめどに「高知県消防広域連合(仮称)」を設置する。

昨年暮れの専門部会での議論などでも意見が出されていましたが、それらを含めて、最終的には、検討会は、今後のスケジュールや運営体制を盛り込んだ県消防広域化基本計画(案)を各委員意思表示をすることなく、黙認のような形で、会長が「了承された」としました。

開会の際には、知事が各首長に対して「広い視野でメリット・デメリットを論じて欲しい」と言い、閉会の際には「市町村長の意見を踏まえて、あくまで県の責任においてすすめる。協議会の皆さんの総意として、意義ある改革の場としていかなければならない」と結ぶなど県主導の議論であることが強調されていました。

この1年間の検討状況からは、市町村消防の「責任の所在」「管理と費用」「独立性」という主な原則はどこに行ったのかと思わざるをえないような議論に終始したように思えてなりません。

(3) 参与職のあり方について

11月11日「知事の参与人事は県政の分断に

つながるのでは」

今朝の地元紙報道で、7月の参院選徳島・高知選挙区に党公認で出馬して落選した大石自民党参議院徳島高知選挙区支部長を県の特別職として「参与（官民連携推進監）」を新設してまで雇用することが報じられていました。

しかも、議会の議決を経ずに知事の一存で決められるとすれば、そこまでして採用しなければならない人材なのかと問いたくなります。

報道などによると「県政をよく知るほか、草の根活動で培った幅広い人脈や行動力を持っていることを評価したとみられる。」とのことだが、大石氏個人の人脈が県政施策を進めるうえで、公平性・中立性を確保できる人脈なのかと言わざるをえません。

直近の選挙では、県民を二分した激しい選挙戦を闘った中で、培った人脈に頼る県政は、施策の偏りが生じるのではないかと懸念される県民は多いことだと思います。

うがった見方をすれば、大義は「県政をよく知るほか、草の根活動で培った幅広い人脈や行動力を持っていることを評価したとみられる。」のかもしれないが、実のところは落選した大石氏の職確保をし、次のステップのために知事が手を差し伸べたのではないかと見られても不思議ではありません。

自民党が、責任もって職を確保するべきであって、選挙の落選者を県民の税金で雇用する必要性はないはずです。

濱田知事と大石氏の対応を見た時、「頼む方も頼む方なら、受ける方も受ける方」と言いたくなります。

また、最近の知事の施策における強硬姿勢が目につく中、このような人事を強行しようとする知事を、諫める幹部職員はいないのか。

県庁組織のあり方も問われているのではないのでしょうか。

11月12日「政治活動保障の参与職で、官民連携」

10日の知事の記者会見による、大石氏の県参与の任用に関する質疑から「政治的任用」の課題がさらに明らかになったと言えます。

「設置の目的」は、一番の目的は「県政の最

重要課題である人口減少対策を始めとして県が実施する様々な政策をより一層効果的に遂行していくためには、行政機関だけではなく、民間事業所などもこれまで以上に巻き込んで推進していくことが不可欠。」だから設置したとのこと。

しかし、質疑の中から見えてくる本音としては、現在の県庁職員任せでは、成果が出ないので、何とかしたくて、官民のことを熟知している大石氏以上の「適役」は無いし、丁度今「浪人中」なので、もったいないと思い、要請したということらしい。

知事らの政策判断のサポートを担うが、庁議など県の意思決定の場には加わらず、営業的に庁外に出て「官民連携の橋渡し役」を期待するとしながら、「政治家としての知事の名代として、政治的活動をすることもある。」と、浪人中の政治活動を容認しています。

そのような中で、行政としての中立性・公平性を担保できるのかという懸念に対しては、そのようなリスクを超える形で成果を出すことを期待しているし、そのことで懸念に答えていくと言われています。

そして、新設の参与は、週3日勤務の想定で報酬は年440万円程度だと言いますので、月12日程度の勤務で37万円程ということになります。

任期は、びっくりする来週明けの17日から本年度末で、知事の任期中は更新も可能としています。

大石氏は取材に「身の引き締まる思いで、行政への信頼性が非常に大事だと感じている。」と答えていますが、今回の人事そのものが「行政への信頼を失うことになった」と感じられていないのでしょうか。

今回の人事で、県庁内の組織に少なからず溝が生じ、県民との間の信頼関係にヒビが入るような人事が強行されることは残念ではありません。

それでも知事が大石氏を傍に置きたいというのなら、記者質問の中にもあったが、知事の好きな「直指定でなく公募」でもすれば、少しは県民の不信感は和らぐのではないのでしょうか。

12月定例会では、知事の参与人事に関する

姿勢を質すとともに、大石氏の今後の「言動と成果における中立性・公平性」を注視していきたいと思います。

(4) 県立施設の指定管理問題について

9月13日「深く議論を」

高知県は、指定管理者として外郭団体が運営している牧野植物園など県立5施設について、管理者を直接指名する「直指定」から、民間業者を含めて公募とする方針を6月定例会で示しました。

しかし、事前に対象となる施設との十分な意見交換もされておらず、現場に混乱を招き、パブリックコメントでは、301者から延べ延べ794件の意見出されました。

その多くは、県の考え方に異議を唱えるものであり、「直指定から公募への切り替えによる雇用不安、人材確保が困難、専門性が低下するという趣旨」「制度移行に際して、関係団体等との意見交換の機会を設けるべきという趣旨」「制度の枠組みなどの詳細を提示するべきという趣旨」「公募による管理者の選定ではなく、県の直営体制を検討すべき」「県が代行料の削減など、財政負担の解消を目的としている、または結果としてそうになってしまうという趣旨」「選定の際は単なる運営能力だけでなく、学術的・公共的視点から審査すべきという趣旨」などであり、県としてもこれらの声に応じて、「現在の指定管理者の職員のうち、希望する者が現状を下回らない処遇で継続雇用されるよう、公募要領で条件付け」など何らかの見直しをせざるを得ませんでした。

また、高知城歴史博物館の山内家の宝物資料等の保存管理の業務は公募には馴染まないことから、この部分は県の直営（財団に委託予定）とし、事業の企画・広報・運営、施設の利用許可、施設の利用料金の収受、施設・設備の維持管理は公募による指定管理とするなどの見直しがされています。

他施設も含めて、これだけの混乱を現場に残しながらの公募制度導入は今後に禍根を残すことになるのではないのでしょうか。

職員の処遇改善や県民が文化行政・サービスを享受できるようにするための責任を県が果たすためにはどうするのかもっと深く掘り下げた議論をすべきではないでしょうか。

高知市との間に混乱を招きかねない新体育館構想についても、観光やイベントが優先されるあまりに県民の体育向上などが軽視されかねない議論などが懸念されるような本質を見失いがちな議論では、県民の理解と納得が得られないのではないのでしょうか。

8月末に発刊された高知県立高知城歴史博物館令和6年度年報の「はじめに」の項には、次のようなことが書かれています。

「高知城歴史博物館としては、不可欠とすべき活動の柱は2つある。」「1つは学問を基礎にした活動」で「博物館が学問・科学の発想と方法を捨てる事はありません」と言う事。」

そして、二つ目は「公共への還元」ということで「公が設置する施設は、国民・県民のものであり、博物館の機能と活動は必ずやそこに還元される必要がある」として、「文化振興への幅広い寄与についても専門職員を配置し、地域との連携活動の拡充を検討し始めている」と言うことです。

いずれにしても、「職員の不断の蓄積と、活動を受け入れ支持してくださる県民の皆さんあってのものであり、人々の営々たる暮らしの軌跡を振り返り、今に生かす歴史博物館の活動はじっくりと腰を据えての継続的取り組みが不可欠であります。」と渡辺館長は述べられています。

まさに、今回の高知県が提案した施設公募方針に対する自律的向上団体として名指しされた文化施設などを代表した見解ではないかと思われます。

(5) 県民体育館の再整備について

12月13日「新県民体育館のあり方などは拙速とならないよう」

新県民体育館のあり方について、本会議の質問戦では、「解体や駐車場整備などを含め210億円余り」と見込んでおり、財源は、総事業

費の半分程度を国が支援する地方債の活用を検討することなどが明らかにされました。

また、整備案では、5千人規模のメインアリーナやサブアリーナ、武道館、屋内プールなどを配する内容となっています。

それらの特徴とポイントとしては、メインアリーナは、プロスポーツの試合やコンサート、展示会などのMICEなどに対応する規模、機能とすること。

サブアリーナは、競技大会の開催に必要な規模を確保し、屋上には運動や活動ができる人工芝などのスペースを設置する。

要望のあったプールは障害のある方の利用、将来的な学校の水泳授業の受け込みを想定し、「子どもから、高齢者、障害のある方まで利用できるユニバーサルなプールを設置」する。

地下駐車場を設置し、現状の駐車場82台から250台以上へと大幅に増やす。

憩いのスペースは電車通り沿いのメインアリーナ正面前に配置することなどがあげられています。

このことによって、知事は、新施設でのプロスポーツの試合やコンサート、展示会の開催などを例に「とりわけ若者や子育て世代から愛され、誇りに思ってもらえる象徴的な施設にしたい」と強調しています。

また、18日に開く有識者検討会で、収支見通しや経済波及効果の試算を提示。利用団体などの意見を聞き、年度内に基本計画を取りまとめる方針も示されていますが、一気に取りまとめるのは拙速ではないかとの意見もあり、産業振興土木委員会でも報告に対する質疑を重ねて置きたいと思えます。

12月19日「委員がちゃぶ台返ししたくなる県体育館整備案」

本日、閉会を迎える12月定例会で、本会議でも産業振興土木委員会でも多くの質疑のあった県民体育館の現地建て替えに伴うアリーナ新設について、昨日は第4回新県民体育館整備等基本計画検討会が開催され、傍聴してきました。

検討会では、冒頭に前田委員長（高知工科大講師）が「県民アンケートも終わっていない状況で、県市トップの判断で決まるのは拙速。意

見が反映されないなら、検討会の意義は何なのか」と経過への強い疑問が提起され、異例の开会となりました。

有識者委員から「拙速」「情報不足」「インクルーシブプールへの懸念」「狭い場所にあれもこれも機能を詰め込んで将来機能不全を起こすのではないか」「最初プールや武道館はなかった」「敷地の狭さ、アスファルトのグラウンド問題、プール問題などが議論を停滞させてきた。じばさんセンター跡地での議論も必要か。」「浸水で地下駐車が機能するか」「設計ありきて検討するのは順番が違う」といった異論が出され、予定した配置の決定には至りませんでした。

前田委員長から「丁寧に議論すべき。今回の意見を踏まえ、これまでと比較できるような案を次回示して欲しい」とまとめたことに対して、小西観光振興スポーツ部長は「次回までに今回の意見をどう反映したか報告したい」と言いながらも「県が責任をもって県民・議会に説明していく」と述べ、最後は県が判断することだと言わんばかりの締め、会長はじめ検討委員の皆さんは違和感を覚えたのではないのでしょうか。また、事業費に関しては、ランニングコストも含む概算事業費が30年間で整備費約210億円に、維持費約85億円、改修費約94億円を加えて約390億円になると説明したが、試算想定を疑問視する声も出されました。

いずれにしても、拙速な議論による弊害がここかしこに噴出する新体育館整備議論は一旦立ち止まった方がよいのではないのでしょうか。

14 その他の課題の調査研究について

6月6日「アベノマスク情報公開訴訟」

コロナ禍初期には、アベノマスクという文字が連日新聞紙上に踊っていたが、久々に新聞紙上で目にする事となったのはアベノマスク判決が今朝の新聞紙上で報道されていたためです。

新型コロナ対策で当時の安倍首相が2020年に各戸配布を主導した通称「アベノマスク」について、上脇博之神戸学院大教授が業者との

契約過程を示す文書の開示を国に求めた訴訟の判決で、大阪地裁は5日、「やりとりはほぼ口頭だったため、原告が求めるような文書はない」という国側の主張を一蹴しました。

判決は、国の対応について「不開示の判断を維持するために、限定的な解釈を事後的に考え出して主張した」と批判し、国が言う「保存期間1年未満の文書」でも公文書に変わりはないのに、最初から「1年未満」を理由にして対象から外していたとも指摘し、賠償まで認めました。

「初めから不開示という結論があったからこそ、国はうそにうそを重ねる弁明に終始した。裁判所がそこを見抜いてくれた」と、公文書を扱う姿勢を厳しく批判した判決を、原告側は「市民感覚」に沿うと高く評価しています。

上脇教授は「国民への説明責任」という情報公開法の趣旨を踏まえ、「政権の都合ではなく、国民の知る権利に応える。この原点を忘れないでほしい」と述べられています。

普通に考えて、400億円、3億枚の契約は、業者ごとに内容も異なるだろうに、口頭だけのやりとりで行った杜撰極まりない契約など通用するはずがありません。

この情報公開によって、その背景にあった当時のアベ政治の本質も明らかにして頂きたいと思います。

8月27日「軍事費拡大よりも、インフラ老朽化の維持修繕で安全・安心を」

埼玉県八潮市で起きた道路陥没を受け、国土交通省は毎年行っている国道での空洞調査の結果を25日初めて公表し、国道4739カ所で地下の空洞を確認し、うち119カ所は陥没する恐れが高かったとしています。

調査は、直轄している国道のうち橋やトンネル区間を除く2万810キロを対象に5カ年計画で実施し、24年度はこのうち3079キロの状況を調べ、空洞の深さや広がりに応じて危険性を3段階に分類しています。

25年3月末時点で陥没の恐れが「高い」と判定したのは、深さ20センチ、幅1メートル程度の空洞といった基準に該当した119カ所で、より深い場所で見つかった「中程度」（2

076カ所）と、「低い」（2544カ所）は、交通量が多いなど重要度の高い計232カ所で修繕を優先的に進めるとのことですが、すでに、119カ所については、ほぼすべてで修繕を終えたということです。

陥没の恐れがある要因として、付近の老朽化した上下水道管からの漏水や地下水の影響、地盤の強度不足などが挙げられており、国交省は3月、トンネルなどを除く国道の全区間を調査する方針を示しており、28年度までに残りの約1万8千キロも調べることでとされています。

国交省が同時発表した道路インフラの老朽化点検結果によると、25年3月末時点で修繕・撤去が必要なトンネルは全体1万1290のうち3152カ所に上っているということです。

政府では、今後とも大規模地震に備えて道路や上下水道、橋の耐震化を進め、5年かけて耐震化の取り組みを加速し、それぞれのインフラに対し耐震化率100%に向けた中長期目標を設定しています。

国交省は26日、インフラ老朽化対策や大地震に備えた防災・減災対策に重点を置いた前年度比19.0%増の7兆812億円の一般会計総額を2026年度予算概算要求として計上しています。

米トランプ政権によって、日本に対し防衛予算をGDP比3.5%に増やせと要求し、在日米軍駐留経費増を求められていることに応えるよりも、せめて維持・修繕によるインフラ老朽化対策などで国民の安全と安心を確保していくことが求められているのではないのでしょうか。

8月1日「殺処分ゼロにするため」

ペット用品通販の「ペピイ」のホームページに、「動物愛護センターに行ってきました」のコーナーがあり、そこに「高知県中央小動物管理センター編」が紹介されているのを県動物愛護推進員の方に紹介頂きました。

そこには、「殺処分ゼロ」の本当の意味を考える施設とは、「動物の命を捨てる人をゼロ」にすること「命を粗末に考える人をゼロ」にすること、「無責任な飼い主をゼロ」にすること、「幸せになれない命をゼロ」にすること—とありました。

その記事の中でも紹介されている動物愛護推進員の方に初めて出会い、「命の授業」を見学させて頂いたのが2008年11月26日のことでした。

休憩をはさんだ90分間の授業で、3人の推進員さんが手際よく「危害を防ぐ方法」「犬と仲良くなる方法」「生命の大切さ」「動物を飼うことの責任」などを低学年の児童にも分かるように教えていく中、生徒達の反応は大変良くて、熱心に集中していたことを思い出します。

授業では、犬猫の殺処分ゼロを進めるためにも、「飼い始めたら最後まで飼う」「散歩の時に糞の始末はキチンとする」「放し飼いにしないこと」「不幸な命をつくらないために手術をすること」の念押しをされて終わりでした。

終えた後に推進員の方が言われていましたが、この学びの重要性は学力の以前にあってもいいほどの大切な内容を持っているものだと感じましたし、子どもだけではなくおとなにも学び直しをして欲しい内容だと感じ、以降多くの学校で「命の授業」を取り組んで頂くことや動物愛護推進員さんの奮闘ぶりなど当時の知事に授業見学も要請したものでした。

今回の記事は、丁寧に取材して下さっており、「殺処分ゼロ」の大前提となる「収容される動物がそもそもいない」を目指す、県中央小動物管理センターの取り組みや動物愛護推進員さん、そして「命の授業」について紹介されています。

県では、令和9年に、新しい動物愛護センターへと場所を移す計画が、進められています、
「新しい施設は、設備もスペースも拡充され、エンリッチメントと動物福祉の視点からも申し分ないため、馴化トレーニングや譲渡事業など、より良い環境でスムーズに効率よくできそう」だと、県衛生課職員の方の説明もあります。

「一人ひとりが動物の命と福祉について関心を持ち、自分にできることを考えていく。その積み重ねが、結果として、収容される動物の数を減らしていくことにつながります。人と動物がともに安心して暮らせる社会にしていくために。誰もが動物の命に目を向け、自分ごととして考えていくことが、不幸な命を生まない未来につながっていきます。」と結ばれたこの記事

を、できるだけ多くの方に読んで頂きたいと思います。

10月6日「変わらない自民党」

石破氏の進退を巡る党内抗争に続き、12日間にわたる総裁選で政治空白は2カ月半に及び、結果として自民党新総裁に、その言動には極めて保守色の強い高市早苗氏が選出されました。

しかも、総裁選では「政治とカネ」問題を巡る危機感の欠如や、新総裁選びを巡る派閥政治や長老支配は相変わらずで、自民党が党の体質改革に本気で取り組んでいるとは言い難い状況を見せつけられました。

自民党は、参院選総括で「国民の信頼を損なう大きな要因」と分析した派閥の裏金事件について、高市氏は決着済みとして、裏金議員の要職起用にも含みを残し、金権腐敗の元凶とされてきた企業・団体献金の抜本改革には総裁候補5人の誰も踏み込むことがありませんでした。

そして、高市氏と小泉氏との決選投票では、解消されたはずの派閥中心の動きも表面化しました。

このような自民党の金権体質や派閥政治が全く変わらない様相を見せつけられて、「解党的出直し」や「#変われ自民党」も単なるスローガンで絵空事に過ぎないのではないかと思います。

高市氏の歴史認識や言動は、対立を煽りかねないだけに、慎重な外交姿勢が求められるとともに、外国人政策の厳格化には違和感を覚える国民も多くいます。

一部のトラブルや混乱の責任を外国人に転嫁せず、共生を目指す政策こそ求められていると言えます。

また、高市氏は新総裁に選ばれた後の最初の挨拶で、「私自身もワーク・ライフ・バランスという言葉は捨てる。働いて、働いて、働いて、働いて、働いていく」と述べ、石破氏から「あそこまではっきり『ワーク・ライフ・バランスをやめた』と言われると大丈夫かという気がしないではない」と苦言を呈される始末でした。

過労死防止法は国会の全会一致で成立し、国をあげてワーク・ライフ・バランスを推進している中で、高市氏は『懸命に働く』という意図

だったかもしれないが、法律をないがしろにする発言で問題だとの思いを抱いた方々も多かったと思います。

やはり、この新総裁は危ういと言わざるをえません。

11月29日「高市首相昨年の総裁選で使った8000万円の調達方法は」

今朝の新聞報道は、政治資金のパーティー収入が半減したとの見出しが多く載っていました。

自民党派閥の裏金問題で党から処分を受けた39人について、2024年に開いた政治資金パーティーの収入が前年から57.3%（約6億3千万円）減っており、23年12月に発覚した裏金問題を受け、「パーティー控え」の傾向が表れたとみられます。

パーティー収入全体での合計は約46億円で、前年の約87億円より約46.7%減り、記録が残る1993年以降で2番目に少なく、前年からの減少幅は、過去最大となっています。

総務省に収支報告書を提出した団体のパーティー収入は、コロナ禍の20、21年に60億円台に減ったものの、22、23年はコロナ前と同水準の80億円台に戻っていたが、自民は裏金問題を受け、派閥によるパーティーについて、24年1月に開催禁止を決めています。

これによって23年に計約11億円の収入があった主要6派閥のパーティー収入は24年にゼロとなっはいますが、政治家個人によるパーティーは継続されています。

また、2024年の自民党総裁選を巡っては、決選投票で敗れた高市早苗首相の政治団体が、宣伝のために8,000万円超を支出していたことが、政治資金収支報告書から判明しています。

3位だった小泉進次郎防衛相側も、PR会社に約2,000万円を支出するなどしており、多額の費用を投じた宣伝合戦が水面下で繰り広げられていた実態が浮かび上がる総裁選でした。

自民党の総裁選は事実上首相を決める選挙とされてきた一方、公職選挙法の対象ではなく、選挙費用の上限規制や収支の報告義務はない中で、使われる多額の政治資金を捻出しながら「そんなことより」と切り捨てる首相に、呆れるば

かりです。

私の後援会は、約7割が自身の寄付で、他に個人から1万円程度の寄付の積み重ねによる収入総額が2,975,190円(繰越額1,069,917円、本年收入額1,905,273円)となっています。

支出額は、8割が事務所維持費に充てた1,538,462円となっています。

地道に支援して下さる方々の個人個人による支えで頑張って議員活動を継続していきたいと思っています。

11月20日「実力行使の民主主義「高知パルプ生コン事件」」

昨夜は、演劇「高知パルプ生コン事件」を県民文化ホール・グリーンで鑑賞してきました。

見ごたえのある2時間半でした。

もう54年が経つ中で、高知県内でも忘れられようとしているかもしれないが、公害闘争史に刻まれた「義拳」、民主主義を機能させるための実力行使で、当時の高知パルプによって汚染され壊された市内の江ノ口川や浦戸湾の環境と生態系と県民の営みを取り戻すために立ち上がった先人の闘いが描かれた重厚な社会派の演劇でした。

それは、生コン事件の起きる前の戦前の高知パルプ工場の旧工場で作した風船爆弾や第5福竜丸事件をはじめとしたビキニ水爆実験、そして発がん性が指摘される有機フッ素化合物（PFAS）による水道水汚染の問題など今につながる人間が社会の不条理にどのように抗うかを問われていることを考えさせられます。